

江差町地域防災計画

《 本 編 》

令和5年3月

江差町防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 計画の構成	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 用語	4
第5節 計画の修正要領	5
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	6
第7節 住民及び事業所の基本的責務	10
第2章 江差町の概況	13
第1節 江差町の地勢と災害の概要	13
第3章 防災組織	15
第1節 組織計画	15
第2節 気象業務に関する計画	24
第4章 災害予防計画	49
第1節 災害危険区域	50
第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	51
第3節 防災訓練計画	54
第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	56
第5節 相互応援（受援）体制整備計画	57
第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	59
第7節 避難体制整備計画	62
第8節 避難行動要支援者対策計画	68
第9節 情報収集・伝達体制整備計画	72
第10節 建築物災害予防計画	73
第11節 消防計画	75
第12節 水害予防計画	78
第13節 風害予防計画	79
第14節 雪害予防計画	80
第15節 融雪災害予防計画	83
第16節 高波・高潮災害予防計画	85
第17節 土砂災害予防計画	86

第18節	積雪・寒冷対策計画	90
第19節	複合災害に関する計画	93
第20節	業務継続計画（BCP）の策定	94
第5章	災害応急対策計画	97
第1節	災害情報収集・伝達計画	98
第2節	災害通信計画	101
第3節	災害広報・情報提供計画	106
第4節	避難対策計画	110
第5節	応急措置実施計画	121
第6節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	125
第7節	広域応援・受援計画	129
第8節	ヘリコプター活用計画	131
第9節	救助救出計画	134
第10節	医療救護計画	135
第11節	防疫計画	139
第12節	災害警備計画	143
第13節	交通応急対策計画	145
第14節	輸送計画	150
第15節	食料供給計画	151
第16節	給水計画	153
第17節	衣料・生活必要物資供給計画	155
第18節	石油類燃料供給計画	158
第19節	電力施設災害応急計画	159
第20節	ガス施設災害応急計画	161
第21節	上下水道施設対策計画	162
第22節	応急土木対策計画	163
第23節	被災宅地安全対策計画	165
第24節	住宅対策計画	166
第25節	障害物除去計画	170
第26節	文教対策計画	172
第27節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	176
第28節	家庭動物対策計画	178
第29節	応急飼料計画	179
第30節	廃棄物処理等計画	180
第31節	災害ボランティアとの連携計画	182
第32節	労務供給計画	185
第33節	職員派遣計画	187
第34節	災害救助法の適用と実施	189

第6章 地震・津波災害対策計画	192
第1節 江差町における地震・津波の想定	192
第2節 災害予防計画	199
第3節 災害応急対策計画	213
第4節 災害復旧・被災者援護計画	225
第7章 事故災害対策計画	227
第1節 海上災害対策計画	227
第2節 道路災害対策計画	238
第3節 危険物等災害対策計画	243
第4節 大規模な火事災害対策計画	251
第5節 林野火災対策計画	255
第6節 大規模停電災害対策計画	261
第8章 災害復旧・被災者援護計画	266
第1節 災害復旧計画	266
第2節 被災者援護計画	268

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条、水防法（昭和24年法律第193号）第25条及び江差町防災会議条例（昭和38年江差町条例第6号）第2条第1号の規定に基づき、江差町防災会議が作成する計画であり、江差町の地域に係る防災に関し、災害予防・災害応急対策及び災害復旧などの災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため次の事項を定め、江差町防災の万全を期することを目的とする。

1. 江差町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関・自衛隊・北海道・北海道警察・指定公共機関・指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務または業務の大綱に関する事
2. 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関する事
3. 気象・水象・地象などによる災害の未然防止と被害の軽減を図るため施設の整備及び改善など災害予防に関する事
4. 災害が発生した場合の給水・防疫・食料供給など災害応急対策に関する事
5. 地震・津波等大規模災害の発生又は発生する恐れのある場合の災害予防及び応急対策に関する事
6. 災害復旧に関する事
7. 防災訓練に関する事
8. 防災思想の普及に関する事

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

本計画は、以下の8章から構成される。

- 第1章 総 則
- 第2章 江差町の概況
- 第3章 防災組織
- 第4章 災害予防計画
- 第5章 災害応急対策計画
- 第6章 地震・津波災害対策計画
- 第7章 事故災害対策計画
- 第8章 災害復旧・被災者支援計画

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
2. 自助（住民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、互助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
3. 災害発生時は住民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
5. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 水防法：水防法（昭和24年法律第193号）
- 防災会議：江差町防災会議
- 本部（長）：江差町災害対策本部（長）
- 防災計画：江差町地域防災計画
- 防災関係機関：江差町防災会議条例（昭和38年条例第6号）第3条に定める委員の属する機関

第5節 計画の修正要領

江差町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれに修正するものとする。

1. 社会・経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって、計画の変更を必要とするとき。
3. 新たな計画を必要とするとき。
4. 防災基本計画の修正が行われたとき。
5. その他江差町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

江差町防災会議の構成機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
函館地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 こと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 こと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 こと。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 こと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 こと。
江差海上保安署	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知並 びに災害情報の収集を行う事 こと。 2 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関 する事 こと。 3 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送を行う 事 こと。 4 海上における人命の救助に関する事 こと。 5 海上交通の安全確保に関する事 こと。 6 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関する事 こと。 7 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関する事 こと。
函館開発建設部 江差道路事務所 江差港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の伝達、収集に関する事 こと。 2 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による市町村へ の支援に関する事 こと。 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関する事 こと。 4 災害対策用機材等の地域への支援に関する事 こと。 5 浮体式防災施設（防災フロート）の被災地への派遣に関する事 こと。 6 直轄海岸及び直轄砂防施設の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 7 国道及び高速道路（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 8 第三種漁港及び第四種漁港の整備並びに災害復旧に関する事 こと。 9 港湾施設の整備及び災害復旧に関する事 こと。 10 補助事業に係る指導、監督に関する事 こと。
檜山森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関する事 こと。 2 所轄国有林の復旧治山対策及び予防治山の実施に関する事 こと。 3 林野火災の予防対策及び未然防止に関する事 こと。 4 災害時における江差町からの要請に基づき緊急対策及び復旧用材の供 給に関する事 こと。

第2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第28普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ部隊等の一部を協力させ る事 こと。 2 災害に関する情報の伝達・収集に関する事 こと。 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣する事 こと。

第3 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
檜山振興局（地域政策課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 檜山振興局地域災害対策連絡協議会における事務運営・企画に関する事 2 防災に関する組織の整備を図り、防災資機材の備蓄、その他災害予防措置に関する事 3 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事 4 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務または業務の実施を助け、総合調整を図る事 5 自衛隊の災害派遣要請に関する事
檜山農業改良普及センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の農作物及び家畜の技術指導に関する事 2 被災地の病害虫の防疫指導、その他営農指導に関する事
檜山振興局森林室	<ol style="list-style-type: none"> 1 林野火災の予消防対策と未然防止に関する事 2 林野火災空中消火用資材及び散布用消火薬材の供給に関する事 3 災害時における緊急対策及び復旧用材の供給に関する事
檜山南部地区 水産技術普及指導所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における水産物及び水産施設の技術指導に関する事 2 災害地の漁場における防疫指導その他営漁指導に関する事
檜山振興局保健環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療班の編成調整指導に関する事 2 応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関する事 3 医療防疫・薬剤の確保及び供給に関する事 4 薬品の保有状況、応急措置連絡調整に関する事 5 防疫活動の調査指導に関する事 6 検疫調査及び健康診断に関する事 7 避難所における衛生施設の管理指導に関する事 8 災害時における医療救護活動に関する事 9 感染症予防に係る薬剤の供給斡旋に関する事 10 災害時における塵芥収集、し尿の汲み取り、へい獣処理等の清掃業務に対する町への指導助言を行う事
北海道立江差病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班又は医療班を編成し、町長の派遣要請に応じ被災者の医療及び助産を行う事 2 町長から要請があった場合、可能な範囲において被災者の収容・治療及び助産にあたる事
檜山教育局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関する事 2 文教施設及び文化財の保全対策に関する事
函館建設管理部 江差出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防技術指導に関する事 2 災害時の関係河川の水位・雨量の情報収集及び報告に関する事 3 災害時の関係公共土木被害調査及び災害応急対策の実施に関する事 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関する事 5 所轄河川・道路・漁港・海岸及び急傾斜地の災害予防・災害応急対策・災害復旧対策並びにその他の管理に関する事

第4 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
江 差 警 察 署	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事 2 災害情報の収集に関する事 3 災害警備本部の設置運用に関する事 4 被災地・避難場所・危険箇所の警戒に関する事 5 犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持に関する事 6 危険物に対する保安対策に関する事 7 広報活動に関する事 8 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事

第5 江差町及び消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
江 差 町	1 江差町防災会議に関する事 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害 予防応急対策の総合調整を講ずること 3 自主防災組織の充実を図ること 4 住民の自発的な防災活動の促進を図ること 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承す る活動を支援すること 6 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと
江 差 町 教 育 委 員 会	1 児童及び生徒に対する防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 2 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事 3 避難等に係わる町立学校施設の使用に関する事 4 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事
檜山広域行政組合 江 差 消 防 署 江 差 町 消 防 団	1 消防力等の整備に関する事 2 防災のための調査に関する事 3 防災教育訓練に関する事 4 災害の予防・警戒及び防御に関する事 5 災害時の避難・救助及び救急に関する事 6 その他、消防計画に定める災害対策に関する事

第6 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話(株) 北海道事業部	1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用 制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日本郵便局(株)江差郵便局 及びその他の町内郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵政業務運営の確保を図ること 2 郵便の非常取扱いを行うこと 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと 4 災害時における協定に基づき協力すること
北海道電力(株)江差営業所	1 電力供給施設の防災対策を行うこと 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること 3 ダムの放流等についての関係機関との連絡調整を行うこと
日本赤十字社江差町分区分	1 救助法が適用された場合、北海道知事（以下「知事」という。）との委 託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実 施すること 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関 すること

第7 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
檜 山 医 師 会	1 災害時における救急医療を行うこと。
北 海 道 薬 剤 師 会	1 災害時における調剤・医薬品の供給を行うこと。
北 海 道 獣 医 師 会	1 災害時における家庭動物対応を行うこと。
江 差 土 地 改 良 区	1 土地改良施設の防災対策を行うこと。 2 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと。

第8 その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
日本水難救済会 江差救難所	1 沿岸における海難救助活動の実施及び江差海上保安署又は町長の要請による救護活動に関すること
新函館農業協同組合江差支店 ひやま漁業協同組合江差支店 檜山南部森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 2 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 3 共済金支払いの手続を行うこと。
江 差 商 工 会	1 災害時における物価の安定及び救助物資の確保・協力に関すること。
江 差 建 設 協 会	1 災害時における応急復旧工事・緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関すること。
社 会 福 祉 施 設	1 災害時における収容者の保護に関すること。 2 避難用設備の整備及び避難訓練に関すること。
江差町社会福祉協議会	1 災害時において、障がい者・高齢世帯等の救護対策に関すること。 2 災害時におけるボランティア登録者の活動支援に関すること。 3 災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。 4 災害時における生活福祉資金の斡旋に関すること。
一 般 病 院 ・ 診 療 所	1 災害時において医療及び防疫対策についての協力に関すること。
南檜山歯科医師懇親会	1 災害時における歯科医療関係機関との連絡調整並びに応急歯科医療に協力すること。 2 町長の要請に基づく救急歯科医療隊の編成を行うこと。
日 本 赤 十 字 社 江 差 町 奉 仕 団	1 災害時における住民の避難誘導、被災者の救護対策に協力すること。 2 被災者に対する炊きだし等に協力すること。
江 差 町 町 内 会 連 合 会	1 災害時における住民の避難誘導の協力に関すること。 2 災害時における災害情報等の連絡に関すること。 3 災害時における指定避難所の維持管理・運営の協力に関すること。
青 年 ・ 女 性 団 体	1 町長の要請に応じ、災害時において住民の避難誘導、被災者に対する炊きだし等、被災者の救護対策への協力に関すること。
江 差 旅 館 組 合	1 災害時における住民の被災者の救護対策に協力すること。
江 差 町 危 険 物 安 全 協 会	1 災害時における危険物の保安措置に関すること。
檜山南部沿岸排出油等 防除協議会	1 大量の油又は有害液体物質の排出事故が発生した場合の防除活動について、必要な事項の協議を行うとともに、総合調整を行う。
運 送 事 業 者	1 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
江 差 町 防 火 管 理 者 協 会	1 災害時における施設利用者等の避難誘導、被災者の救護対策の協力に関すること。 2 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
ハートランドフェリー(檜江支店) 函館バス(檜江差営業所) 檜山ハイヤー(有)	1 被災地の人員輸送の確保に関すること。 2 被災地の応援輸送対策に関すること。

第7節 住民及び事業所の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本である。

住民及び事業所は、その自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害・経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「互助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品・飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路・指定避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池・携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練・研修会等への積極的参加による防災知識・応急救護技術等の習得
- (6) 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

2. 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助及び支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築

- (5) 町及び防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3. 災害緊急事態の布告があった時の協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業所の責務

従業員や施設利用者の安全確保、二次被害の防止、事業の継続、地域の貢献・地域との共生等、事業所が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

また、災害応急対策や災害復旧に必要な、食料・飲料水・生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町・防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力を努めるものとする。

1. 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアルの作成
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化及び耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2. 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消化活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1. 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。（以下、「地区居住者等」という。））は、当該地区における防災力

の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

2. 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。
3. 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて地域防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。
4. 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の統合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
5. 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、当該市町村における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、町をはじめ住民個人や家庭及び事業者や団体等は多様な主体の連携により、「防災の日」「防災週間」「水防月間」「土砂災害防止月間」「山地災害防止キャンペーン」「津波防災の日」「防災とボランティアの日」「防災とボランティア週間」等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組みを行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 江差町の概況

第1節 江差町の地勢と災害の概要

第1 地勢及び気候風土と災害

1. 地勢

江差町は函館市から約 80 km、渡島半島の西海岸に面し、上ノ国町・厚沢部町・乙部町に隣接している。

総面積は 109.53 km²、東西 10 km、南北 17 km、中央部は厚沢部川を境として厚沢部町が深く入りくみ、南と北は二分した地形をなしている。南部は山岳が多く笹山及び元山が町境で分水嶺をなし、山麓と丘陵をなして海岸線に迫っている。

鷗島は、天然の防波堤を形づくり、市街地はこの対岸に発達し、現在は背後の丘陵地帯を中心に形勢されている。

河川は渡島半島の分水嶺から発した厚沢部川・田沢川及び楢川等が主な河川となっている。

厚沢部川流域は農耕地・放牧地であるが、南部はわずかに小河川の流域と海岸沿の段丘地が農耕地として利用されているに過ぎず、その大部分は山林地帯となっている。

2. 気候

気候は、北上する対馬暖流の影響を受け、比較的温暖で全道的にみても気温の高い地域である。

しかし、11月から3月にかけては、季節風の影響を受け北西の風が強く、全国的にみても強風地帯といえる。

資料3-1 月別平均値

3. 災害の概要

町内で発生した災害の概要は、資料3-2のとおりである。

資料3-2 災害の概要

第3章 防災組織

災害の予防・応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

第1 江差町防災会議

1. 構成

江差町防災会議は町長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく江差町防災会議条例第3条第5項の規定により、町長が任命した者を委員として組織し、その所掌事務は本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、町の地域に災害が発生した場合において、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整を行うものである。

組織の構成は資料1-1のとおりである。

資料1-1 江差町防災会議組織図

2. 運営

江差町防災会議条例（昭和38年江差町条例第6号）の定めるところによる。

第2 災害情報連絡本部の設置及び廃止

次の各号のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに、災害情報連絡本部を短期間設置する等の体制をとるものとする。

災害情報連絡本部の体制及び設置・廃止の時期については、町長がその都度必要に応じて判断し、指示をするものとする。

災害情報連絡本部の設置基準	
設置基準	(1) 次のいずれかについて警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水 (2) 次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 (3) 町内河川が水防団待機水位に達したとき。 (4) 町内で震度4が記録されたとき。 (5) 津波注意報が発表されたとき。 (6) 町域で大規模な停電が発生したとき (7) その他本部長が必要と認めるとき。
廃止基準	(1) 災害が発生するおそれなくなり、災害情報の収集や災害対策を要する事態の発

災害情報連絡本部の設置基準	
	生等に備え速やかな連絡体制の確保等を要する必要がないと認めるとき (2) 警報等が解除され、連絡体制を継続する必要がないと認めるとき (3) 災害対策本部が設置されたとき (4) その他、町長が必要ないと認めるとき

1. 組織

災害対策情報本部組織機構図は、資料1-2のとおりである。

資料1-2 災害情報連絡本部組織図

2. 業務分担

連絡本部の業務分担は、資料1-3のとおりとする。

資料1-3 災害情報連絡本部の各班事務分掌

第3 災害対策本部の設置及び廃止

1. 組織

江差町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長及び教育長をあて、本部員に各対策部長及び各班長をあて、災害情報を一元化に把握し共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるとともに災害応急対策を実施する。
 災害対策本部組織機構図は、資料1-4のとおりである。

資料1-4 災害対策本部組織図

2. 業務分担

本部の業務分担は、資料1-5のとおりとする。

資料1-5 災害対策本部の各班事務分掌

3. 設置

基本法第23条第1項の規定により、次の基準の一に該当する場合、町長は気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等及び災害の状況を見極めたうえで、必要と認めたとき設置するものとする。

災害対策本部設置基準	
(1)	次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害）
(2)	町内河川が氾濫注意水位に達したとき。
(3)	町内で震度5弱又は5強が記録されたとき。
(4)	津波警報が発表されたとき。
(5)	長期にわたって町域で大規模な停電が発生したとき
(6)	別表に掲げる災害が発生したとき。
(7)	その他本部長が必要と認めるとき。

別表

道路災害	(1) 大規模な事故等が発生し、生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
大規模火災	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。
林野火災	(1) 消火活動の難航が予想されるとき。 (2) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。
海上災害	(1) 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 (2) 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 (3) 多くの死傷者が発生したとき。
危険物等災害	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想されるとき。

4. 廃止

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、本部を廃止する。

5. 設置及び廃止の公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、江差町防災会議構成機関、その他の防災関係機関及び報道機関並びに住民に対し周知に努めるとともに、本部の表示を本部設置場所に掲示する。なお、廃止した場合の公表も設置の場合に準ずるものとする。

6. 本部の名称

本部の名称は冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・江差町災害対策本部」とする。

7. 本部の設置場所

本部は江差町役場内におく。災害時の拠点となる庁舎等については、耐震対策等により安全性を確保するよう努めるものとする。

また、大規模な災害により庁舎が被災し、使用不能となった場合には、被災をまぬがれた町内施設のうちから本部長が代替場所を指定する。なお、その際、速やかにその旨を関係機関に連絡するものとする。

8. 災害対策本部長の職務代理者の指定

本部長が不在または連絡不能時の決定権限者の順位は以下のとおりとする。

決定権限者	対象者	第1順位	第2順位	第3順位
本部長	町長	副町長	教育長	総務課長
副本部長	副町長	総務課長	建設水道課長	まちづくり推進課長
副本部長	副町長	学校教育課長	社会教育課長	—

第4 災害対策本部の活動体制

本部が設置されると同時に、各対策部及び班の活動体制が速やかに確立されるよう各対策部長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から従事する職員に周知徹底を図るものとする。

1. 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長・各対策部長及び各班長で構成し、災害対策に必要な指示・総合調整を行うため開催する。

(1) 協議事項

- ア. 気象情報または災害情報に関すること。
- イ. 配備体制に関すること。
- ウ. 各対策部の措置及び調整に関すること。
- エ. 災害応急対策及び予防対策に関すること。
- オ. 防災関係機関に対する応援要請及び自衛隊災害派遣要請に関すること。
- カ. 救助法の適用要請に関すること。
- キ. その他災害対策の重要事項に関すること。

(2) 本部員会議の招集

- ア. 本部員会議は、本部長が招集する。

(3) 本部員会議の運営

- ア. 本部長は、本部員会議の議長となる。
- イ. 各対策部長及び責任者は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ. 各対策部長は、必要に応じ所属職員を伴って会議に出席することができる。
- エ. 各対策部において会議を招集する必要があると認めるときは、本部事務局長にその旨を申し出なければならない。

(4) 決定事項の周知

本部員会議において決定した事項のうち、各対策部長は部員に周知する必要があると認められた事項について、速やかに周知の手続きをとらなければならない。

2. 本部連絡員

- (1) 本部事務局長が必要と認めるときは、本部連絡員を置く。
- (2) 本部連絡員は、各対策班の責任者をもって充てる。
- (3) 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達するものとする。

第5 災害対策本部の配備体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害規模及び態様によって対策本部に配備体制を整えるものとし、その配備基準は次のとおりとする。なお、本部が設置されていない場合にあっても、災害の規模及び特性に応じて、臨機に非常配備の体制をとるものとする。

1. 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制をとることがあるものとする。
2. 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
3. 班長は、所掌事務に基づき班内の配備基準を定め、班員に徹底しておくものとする。

別冊 災害時職員初動マニュアル

【災害対策本部の配備に関する基準】

種別	配備基準	配備の内容	配備体制
第1非常配備	(1) 次のいずれかについて警報が発表されたとき。 大雨(土砂災害、浸水害)、洪水 (2) 次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮 (3) 町内河川が水防団待機水位に達したとき。 (4) 町内で震度4が記録されたとき。 (5) 津波注意報が発表されたとき。 (6) 町域で大規模な停電が発生したとき (7) その他本部長が必要と認めるとき。	(1) 災害情報連絡本部の設置。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る態勢とする。	○全員 総務総括部防災対策班 ○部長及び班長 建設対策部建設班 住民対策部まちづくり班 福祉対策部福祉保健班

種別	配備基準	配備の内容	配備体制
第2非常配備	(1) 次のいずれかについて特別警報が発表されたとき。 大雨（土砂災害、浸水害） (2) 町内河川が氾濫注意水位に達したとき。 (3) 町内で震度5弱又は5強が記録されたとき。 (4) 津波警報が発表されたとき。 (5) 長期にわたって町域で大規模な停電が発生したとき (6) 別表に掲げる災害が発生したとき。 (7) その他本部長が必要と認めるとき。	(1) 災害対策本部の設置。 (2) 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行し得る態勢とする。	○全員 総務総括部 建設対策部建設班 住民対策部まちづくり班 ○部長、副部長、班長 各対策部長 ○係員 各対策部長又は副部長が指名する班員
第3非常配備	(1) 町内河川が避難判断水位に達したとき。 (2) 町内で震度6以上が記録されたとき。 (3) 大津波警報が発表されたとき。 (4) その他本部長が必要と認めるとき。	(1) 対策部に所属する職員全員で所掌する災害対策を実施する。	○各対策部の全員

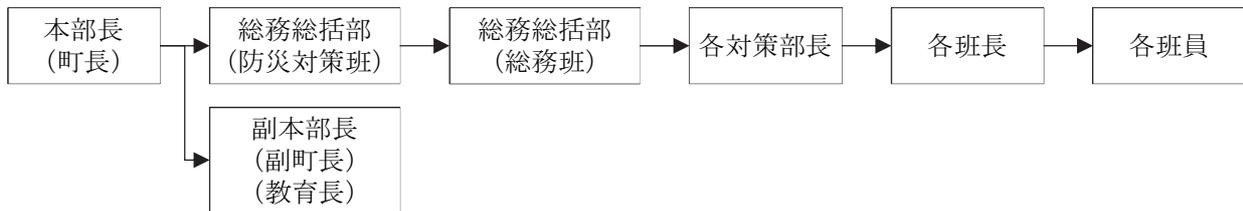
別表

道路災害	(1) 大規模な事故等が発生し、生活物資輸送等に影響が生じ対策が必要なとき。
大規模火災	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
林野火災	(1) 消火活動の難航が予想される時。 (2) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。
海上災害	(1) 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想される時。 (2) 人命の救助救出活動の難航が予想される時。 (3) 多くの死傷者が発生したとき。
危険物等災害	(1) 家屋・施設や人的被害が発生し、更に被害の拡大が予想される時。

4. 動員の伝達系統及び伝達方法

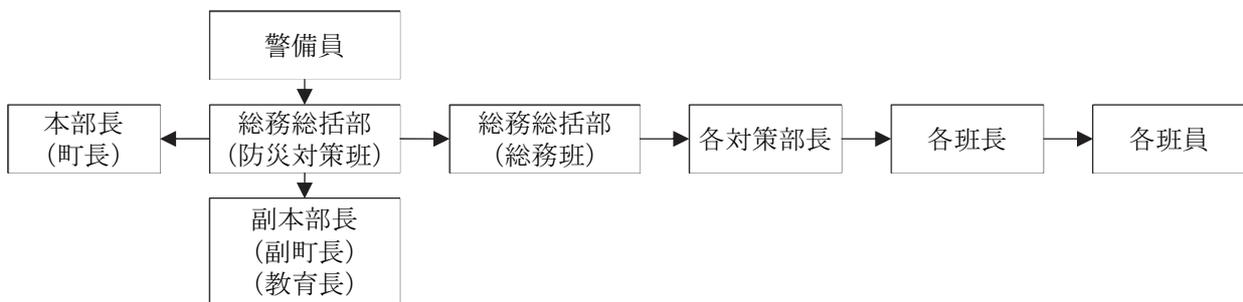
平常執務時及び夜間・休日における伝達系統は下図のとおりとする。なお、平常執務時には庁内放送及び電話で行い、夜間休日においては電話等により行うものとし、その細部にわたる方法、順序等は各対策部長があらかじめ定めておくところとする。

(1) 平常勤務時の場合



伝達手段：庁内放送・電話による。

(2) 夜間・休日の場合



伝達手段：庁内放送・電話による。

5. 職員の非常登庁

災害時には、初動時の対応が最も重要であることから、勤務時間外・休日においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

職員は、勤務時間外・休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、電話・遠隔吹鳴システム・広報車・テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

6. 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

【消防機関への伝達系統】



第6 非常配備体制の活動要領

1. 本部の活動開始及び終了

(1) 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

(2) 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

2. 非常配備体制下の活動

(1) 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 総務総括部長は、函館地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報等の收受・伝達等を行う。
- イ. 総務総括部長は、雨量・水位等に関する情報を関係機関から収集する。
- ウ. 各班長は、本部事務局からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- エ. 第1非常配備につく職員の数人は、状況により各対策部長において増減するものとする。

(2) 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議を開催する。
- イ. 各責任者は、情報の収集・伝達体制を強化する。
- ウ. 本部事務局長は、各対策部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- エ. 各責任者は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - a. 災害の状況を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - b. 装備・物資・資機材・設備・機械・車両等を点検し、必要に応じて罹災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c. 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

(3) 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時本部長に報告するものとする。

第7 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、町内会・自治会、婦人会等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- (1) 災害情報の収集・伝達と町（本部）等への連絡に関すること。
- (2) 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。

- (3) 避難指示等の発令時に避難場所への誘導に関する事。
- (4) 避難所等の炊き出しに関する事。
- (5) 救援物資の支給、防疫及び清掃の奉仕に関する事。
- (6) その他救助活動で町長が協力を求めた事項。

第2節 気象業務に関する計画

暴風・竜巻・暴風雪・大雨・大雪・洪水・高潮・波浪・土石流等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するために必要な気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の収集・伝達方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1. 予報区と担当官署（当町管轄担当）

(1) 予報区

ア. 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と、11に分割した地方予報区に分かれ、更に地方予報区を56に分割した府県予報区から成っている。北海道全域（北海道地方予報区）は札幌管区気象台が担当し、本町の区域担当官署は函館地方気象台であり、渡島・檜山地方を担当している。

イ. 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

a. 一次細分区域（北海道は振興局単位）

府県天気予報を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により、府県予報区を分割して設定する。

b. 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある（市町村を分割して設定している二次細分区域（二次細分区域の欄中※を付した名称が該当）の区域は別表に示す）。

二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。

c. 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

(注) 特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

府県予報区担当官署 (担当区域)	渡島地方 檜山地方	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
函館地方気象台 (渡島・檜山管内)	渡島総合 振興局	渡島北部	長万部町、八雲町八雲※
		渡島東部	函館市、北斗市、森町、七飯町、鹿部町
		渡島西部	松前町、知内町、木古内町、福島町
	檜山振興局	檜山北部	せたな町、八雲町熊石※、今金町
		檜山南部	江差町、乙部町、厚沢部町、上ノ国町
		檜山奥尻島	奥尻町



(2) 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12の地方海上予報区に成っており、そのうち以下の担当区域を札幌管区气象台が担当する。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部 ※1	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上 ※2	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

※1 茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

※2 尻屋崎から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

2. 予報区担当官署の業務内容

気象官署は、前述のように気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等を発表する担当区域を異にしており、またその業務内容も官署によって異なっている。

気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等は府県予報区担当気象官署及び分担気象官署、地方海上予報や警報は札幌管区気象台が担当する。

気象官署別の気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の種類は、次のとおりである。

担 当 官 署	予警報等の種類	回 数
札幌管区気象台 (地方予報区担当官署)	地方天気予報 (地方天気分布予報) 地方週間天気予報 地方季節予報 早期天候情報 1か月予報 3か月予報 暖候期予報 寒候期予報 地方気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 原則毎週2回(月・木) 毎週1回(木) 毎月1回 毎年1回(2月) 毎年1回(9月) 随 時
札幌管区気象台、 函館・旭川・室蘭・釧路・ 網走・稚内地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県天気予報 地域時系列予報 府県週間天気予報 気象等に関する特別警 報・警報・注意報 府県気象情報	毎日3回(05、11、17時) 毎日3回(05、11、17時) 毎日2回(11、17時) 随 時 随 時
帯広測候所 (分担気象官署)	気象等に関する特別警 報・警報・注意報 府県気象情報	随 時 随 時
札幌管区気象台 (地方海上予報区担当官署)	地方海上予報 地方海上警報 海水情報	毎日2回(07、19時) 随 時 随 時
稚内・網走・釧路地方気象台 (府県予報区担当官署)	府県海水情報	随 時

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法(昭和27年法律第165号)、水防法(昭和24年法律第193号)、及び消防法(昭和23年法律第186号)、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法等は次によるものとする。

1. 種類及び発表基準

(1) 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合、その

旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

(2) 気象警報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

大雨警報	大雨により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

(3) 気象注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。あるときに発表される。
融雪注意報	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるとときに発表される。あるときに発表される。
低温注意報	低温により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

(4) 高潮警報及び注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

(5) 波浪警報及び注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

波浪警報	高い波により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(6) 洪水警報及び注意報（発表基準の数値は、資料3-3を参照）

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川が増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

2. 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布 ^{※1})	水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報（浸水害） ^{※2} 危険度分布：黒 (災害切迫)		大雨特別警報（土砂災害） 危険度分布：黒 (災害切迫)	高潮氾濫発生情報 ^{※3}
~~~~警戒レベル4までに必ず避難！~~~~								
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (危険)	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	高潮特別警報 ^{※4} 高潮警報 ^{※4}
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難 [※]	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)		大雨警報（土砂災害） 危険度分布：赤 (警戒)	高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)		危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1相当				

※ 高齢者等以外の人にも、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報）  
下段細字：常時、地図上での色表示などにより状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

- ※1 HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等からの詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
- ※2 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。
- ※3 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

※4 高潮警報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。

本資料では、気象庁が提供する「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

### 3. キキクル等

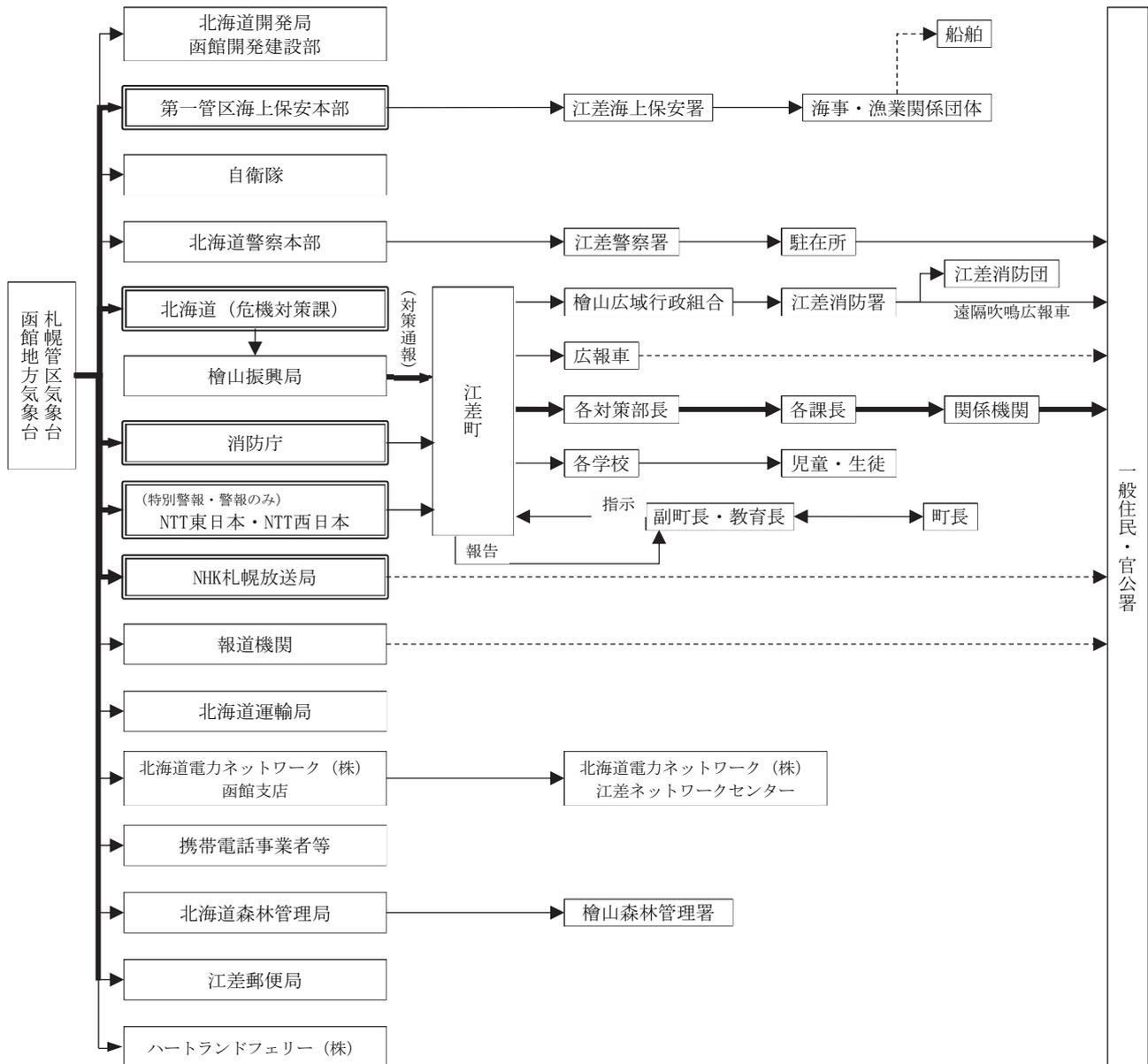
種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> </ul>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

### 第3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

次に示す系統図に基づき、電話、遠隔吹鳴システム、広報車、口頭、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報・伝達する。

なお、特別警報・警報・注意報及び気象情報等伝達系統図は、次のとおりである。

【特別警報・警報・注意報及び気象情報等伝達系統図（地震対策計画を含む）】



※)   (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先  
 (太線) は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路  
 は、放送・無線  
 ・緊急速報メールは、「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

### 1. 受領伝達責任者

気象に関する「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の受領及び周知の責任者（以下、「受領責任者」という。）は、本部事務局長とする。なお、本部事務局長が不在の場合は、総務課主幹・防災担当係長の順とする。なお、受領責任者は、通知を受領したとき必要に応じ関係各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があると認めるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。

## 2. 特別警報・警報・注意報並びに情報等を受領した場合の措置

### (1) 執務時間内の場合

防災担当職員は、「特別警報・警報・注意報並びに情報等」を受けたとき、直ちに受領責任者に報告してその指示を受け、必要に応じて関係各課及び関係機関に通知する。

### (2) 執務時間外の場合

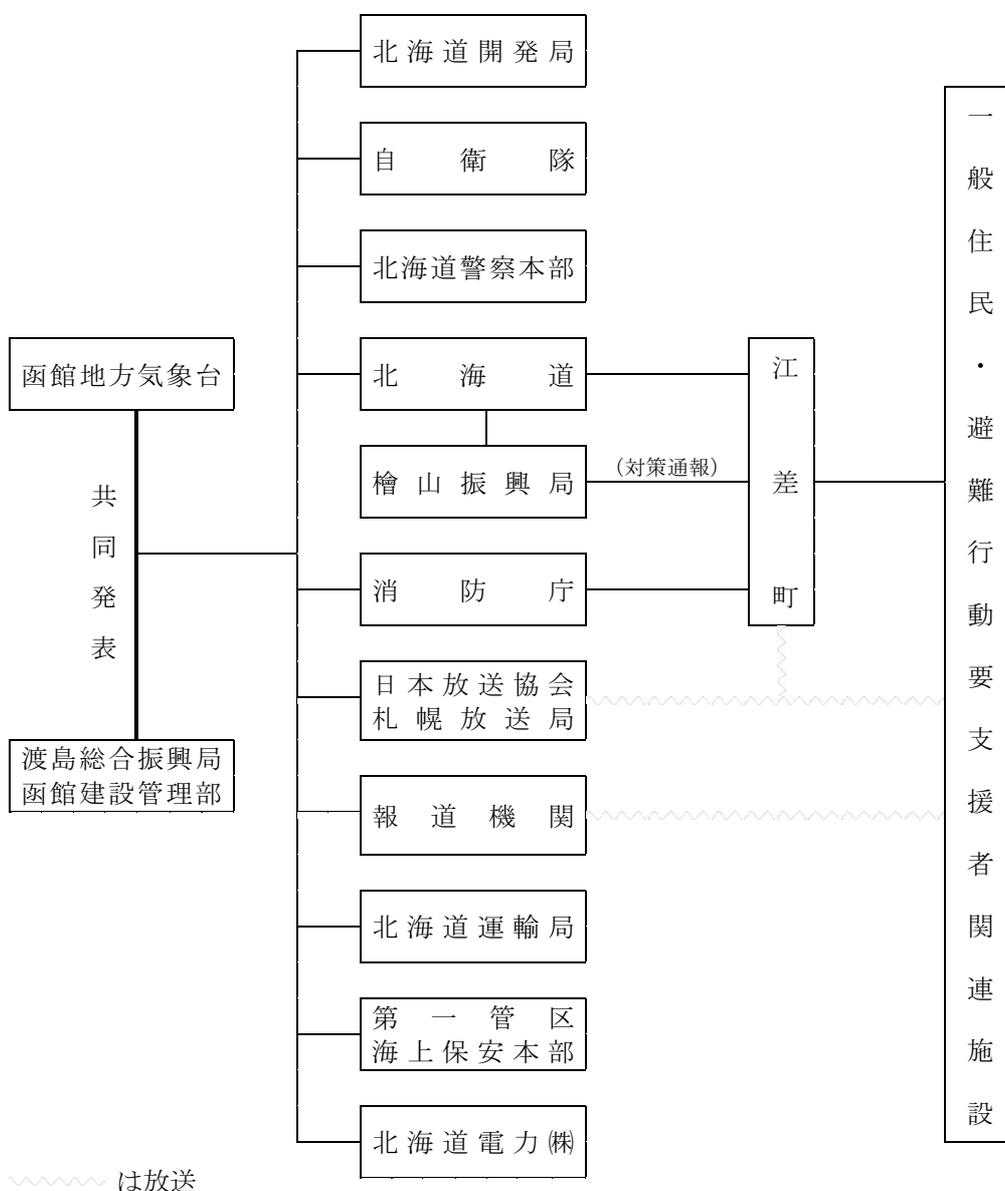
執務時間外の「特別警報・警報・注意報並びに情報等」の取り扱いは、夜間及び休日（週休日及び祝日）の場合は夜警員が受領し、直ちに受領責任者に連絡する。

### 第4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、渡島総合振興局と函館地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



## 第5 火災気象通報（函館地方気象台発表）

### 1. 火災気象通報と基準

函館地方気象台が発表する火災気象通報は、北海道を通じて、本町に通報される。町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防止危険であると認めたときは、火災警報を発令することができる。

#### 【火災気象通報基準】

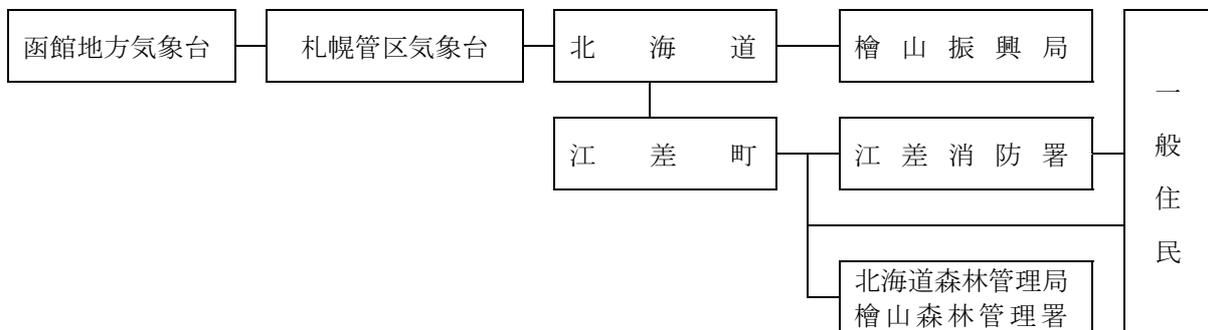
発 表 基 準
「乾燥注意報」（実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下の場合）及び「強風注意報」（平均風速で陸上 13m/s 以上が予想される場合）の基準と同一とする。 ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

### 2. 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、伝達は「第7章第5節 林野火災対策計画」により実施する。

### 3. 火災気象通報の伝達系統図は次のとおりである。

#### 【火災気象通報伝達系統図】



## 第6 気象情報等

### 1. 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（檜山地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### 2. 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

### 3. 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

### 4. 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

### 5. 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻・ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

## 第7 海上警報の種類・発令基準及び伝達

### 1. 種類及び発表基準

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

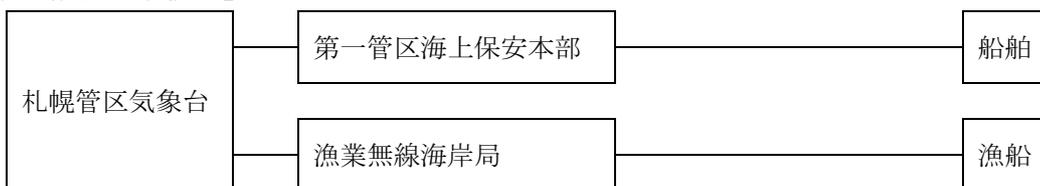
種別	呼 称		
	英 文	和 文	説 明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10（48kt～）以上の場合（台風により風力階級12（64kt～）

			の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級 12 (64kt~) の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

## 2. 海上警報通報の伝達系統図

【海上警報通報伝達系統図】



## 第8 水防活動用気象警報及び気象注意報の種類

水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報・警報・注意報により代行する。

その種類は次のとおりである。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表される)

## 第9 地震動予報及び警報等

### 1. 地震動の特別警報、警報及び予報の区分及び名称の基準について

区分	情報発表の名称	内容基準
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上または最大長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上または長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

（※）2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

### 2. 緊急地震速報

#### （1）緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

#### （2）緊急地震速報の伝達

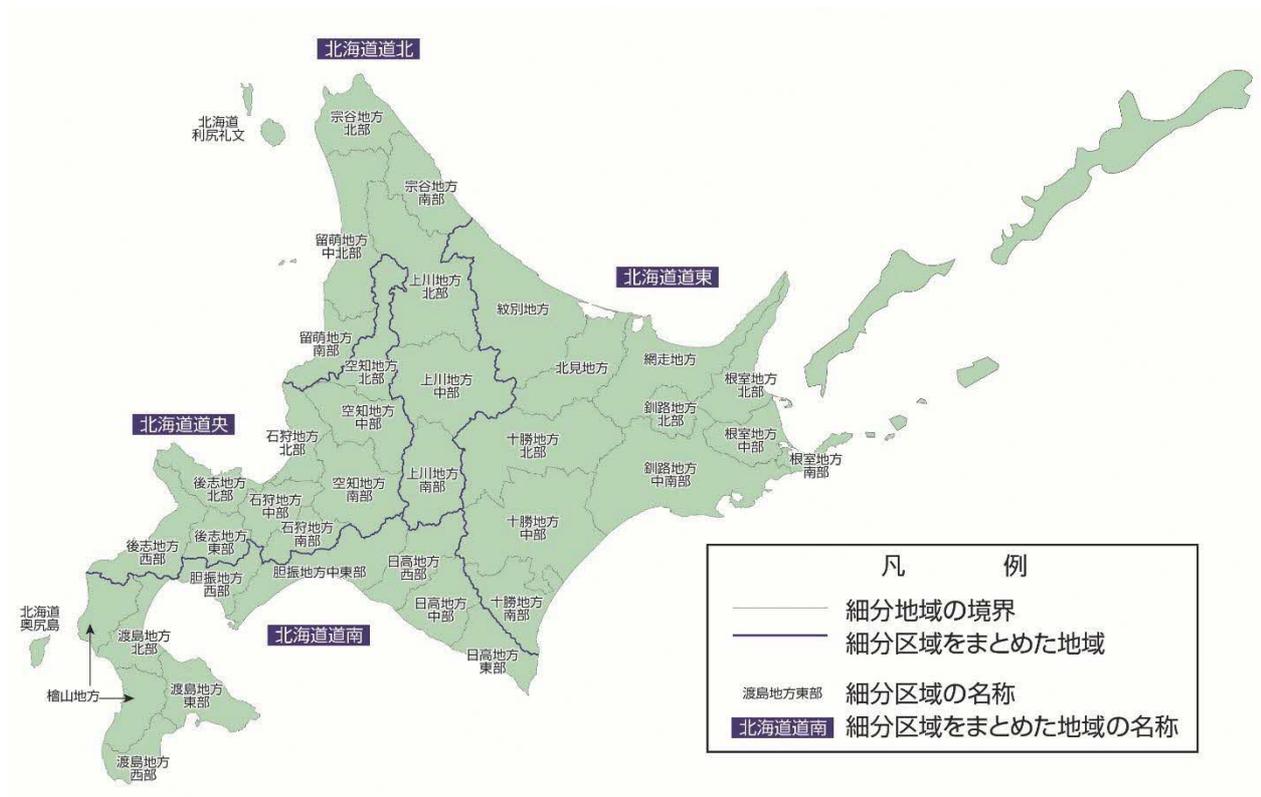
緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達される。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3. 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いられる地域



## 4. 地震情報及び津波情報

## (1) 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （大津波警報または津波警報、注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表  地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(2) 地震活動に関する解説資料等

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で津波警報等発表時 ・北海道で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、道・町が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で津波警報等発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加え、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道及び渡島・檜山地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、3の(5)の(津波警報等の発表基準と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

#### 沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を公表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を公表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を公表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

#### (※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が公表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

#### 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を公表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を公表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を公表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

### イ 津波情報の留意事項等

#### (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては

1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

**(4) 津波警報等の発表基準・発表される津波の高さ等**

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なため行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報の発表基準

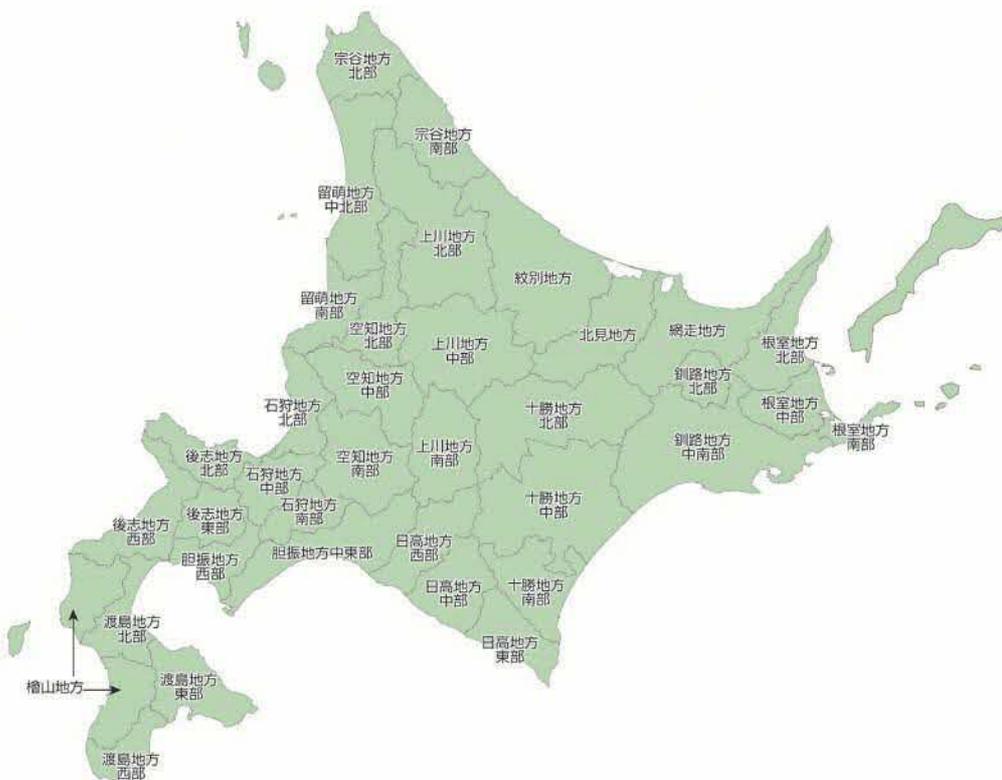
	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 地震、津波情報に用いる震央地名及び地域名称、津波予報区名

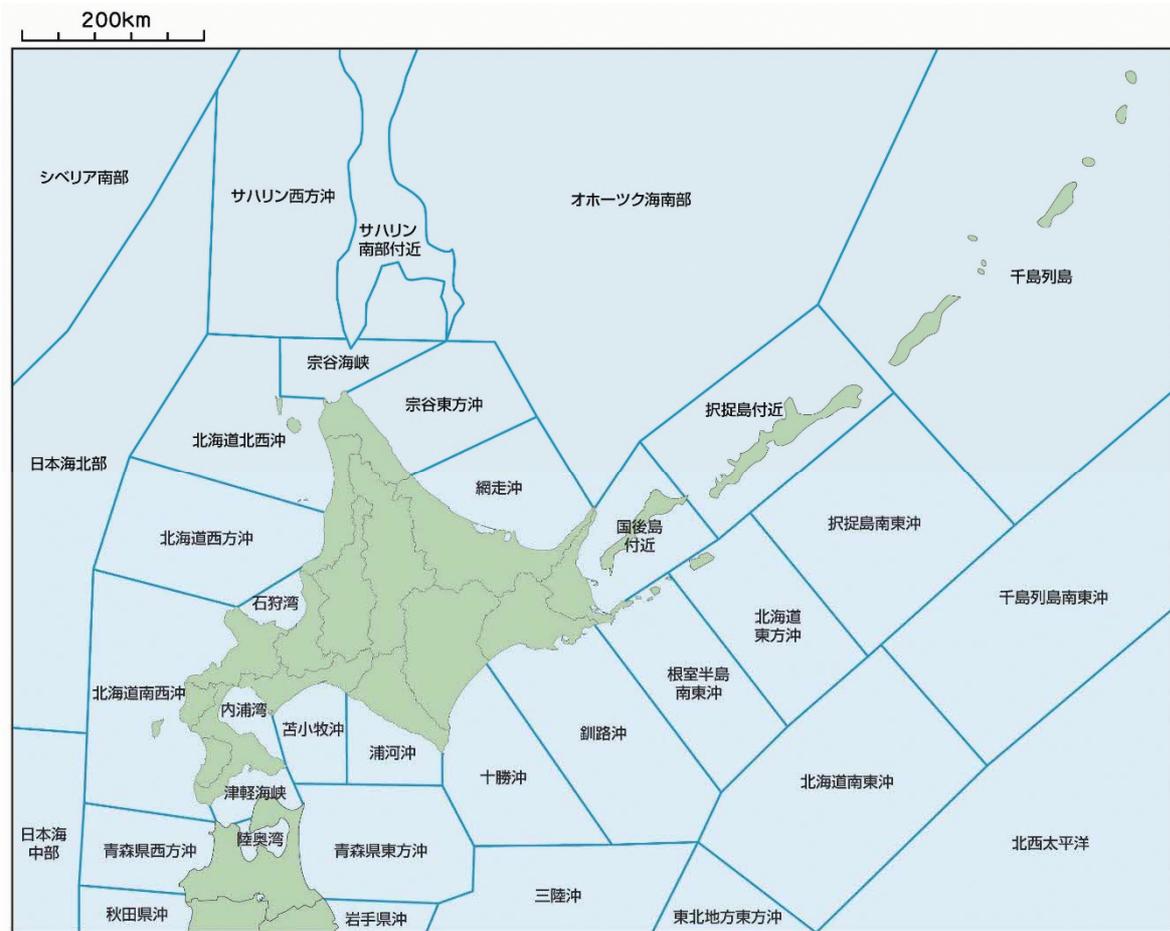
ア. 地域名称



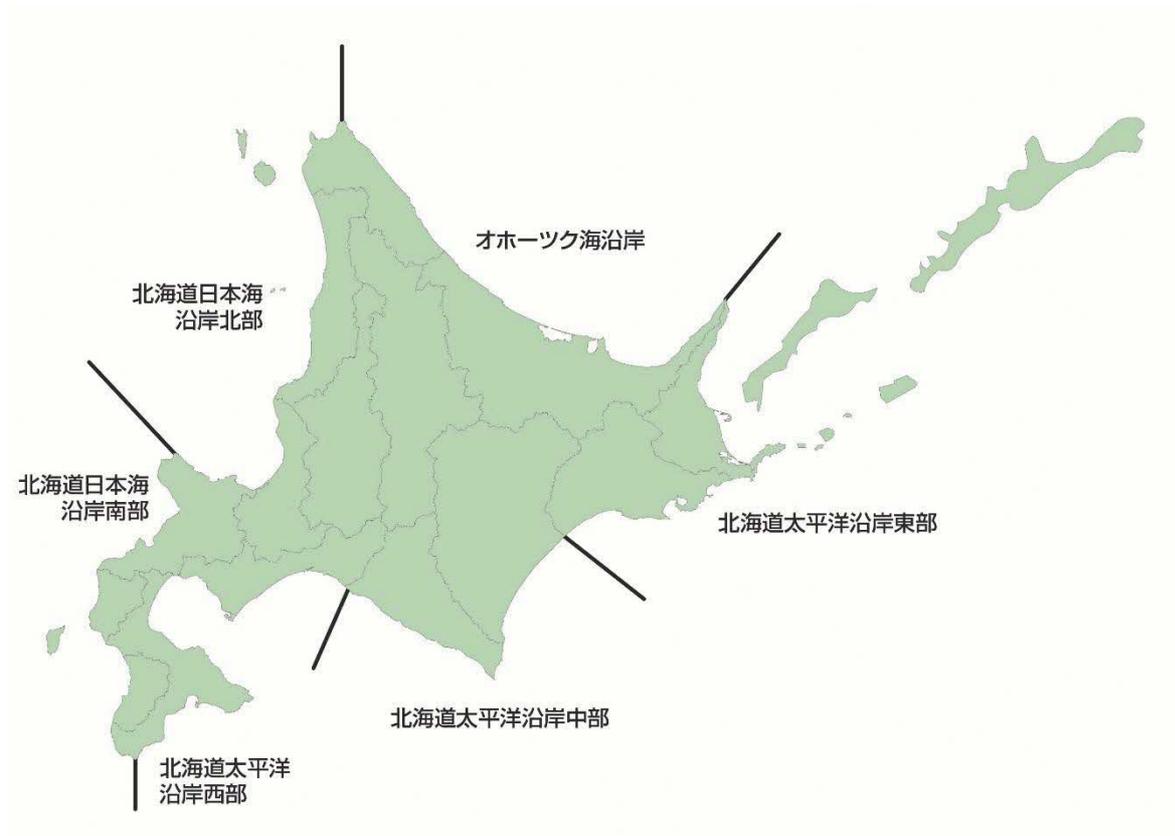
イ 震央地名（内陸）



ウ 北海道付近海域の震央地名



エ 津波予報区

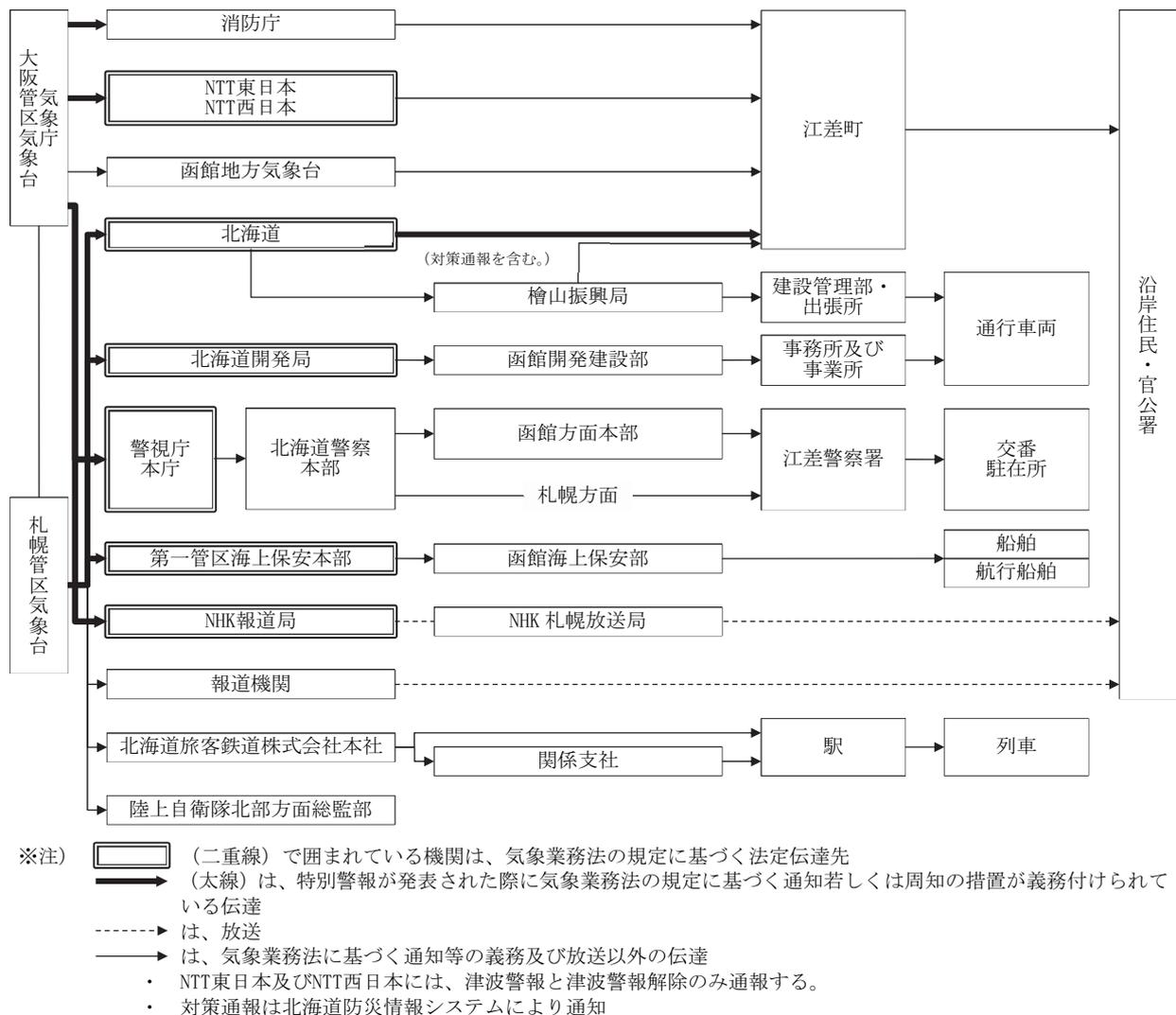


オ 津波予報区域

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

## 5. 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図は、次のとおりである。



## 第10 異常現象を発見した者の措置等

### 1. 通報義務 (基本法第54条第1項及び第2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

### 2. 警察官の通報 (基本法第54条第3項)

異常現象発見者から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに町長に通報しなければならない。

### 3. 町長の通報 (基本法第54条第4項)

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地 域
函館地方气象台 函館市美原3-4-4	函館 (0138) 46-2211 46-2212	渡島総合振興局 檜山振興局地域管内

## 第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町、道及び国は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じ、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等によって「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、国、道、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町、道及び国は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

- 第1節 災害危険区域
- 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画
- 第3節 防災訓練計画
- 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画
- 第5節 相互応援（受援）体制整備計画
- 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画
- 第7節 避難体制整備計画
- 第8節 避難行動要支援者対策計画
- 第9節 情報収集・伝達体制整備計画
- 第10節 建築物災害予防計画

- 第11節 消防計画
- 第12節 水害予防計画
- 第13節 風害予防計画
- 第14節 雪害予防計画
- 第15節 融雪災害予防計画
- 第16節 高波・高潮災害予防計画
- 第17節 土砂災害予防計画
- 第18節 積雪・寒冷対策計画
- 第19節 複合災害に関する計画
- 第20節 業務継続計画の策定

## 第1節 災害危険区域

### 第1 災害危険区域

本町において発生が予想される災害の種類及び地域等は資料4-1、資料4-2、資料4-3、資料4-4、資料4-5である。

資料4-1 洪水浸水想定区域

資料4-2 津波災害警戒区域

資料4-3 土砂災害（特別）警戒区域一覧

資料4-4 山地災害危険地区一覧

資料4-5 江差町大規模盛土造成地マップ

## 第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1. 防災関係機関全般

災害を予防し又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

#### 2. 江差町

- (1) 教育機関・民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する教育を実施する。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努める。

### 第2 配慮すべき事項

1. 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
2. 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
3. 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
4. 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。

5. 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
6. 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
7. 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルによって提供すること等を通し、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 第3 普及・啓発の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

1. 各種防災訓練への参加普及
2. 新聞・広報誌等の活用
3. テキスト・マニュアル・パンフレット等の配布
4. 広報車による巡回
5. 防災イベントや研修会・講演会・講習会の開催
6. ビデオ・スライドの作成及び活用
7. ラジオ・テレビ・有線放送施設・インターネットの活用
8. 町のホームページの活用
9. 学校教育の場の活用
10. その他

### 第4 普及・啓発を要する事項

1. 江差町地域防災計画の概要
2. 災害に対する一般的知識
3. 災害の予防措置
  - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
  - (2) 防災の心得
  - (3) 火災予防の心得
  - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
  - (5) 農作物の災害予防事前措置
  - (6) 船舶等の避難措置
  - (7) その他
4. 災害の応急措置
  - (1) 災害対策の組織・編成・分掌事項
  - (2) 災害の調査及び報告の要領・連絡方法
  - (3) 防疫の心得及び消毒方法・清潔方法の要領
  - (4) 災害時の心得
    - ア. 連絡体制（家庭内・組織内）
    - イ. 気象情報の種別と対策

ウ．避難時の心得

エ．被災世帯の心得

5．災害復旧措置

(1) 被災農作物に対する応急措置

(2) その他

6．その他必要な事項

**第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進**

- 1．学校においては、児童生徒に対し、災害現象や災害予防等の知識の向上及び防災に関する実践的な対応方法（災害時における避難・保護の措置等）の習得などの防災教育を推進する。
- 2．学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3．学校において、外部の専門家や保護者等の協力のもと、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4．児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修の機会の拡充に努める。
- 5．防災教育は、学校の種別・立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6．社会教育においては、PTA等の各種団体の会合や研究集会等の機会を活用して、災害現象・防災の心構え等の防災知識の普及・啓発に努める。

**第6 普及・啓発の時期**

防災の日・防災週間・水防月間・土砂災害防止月間・山地災害防止キャンペーン・津波防災の日及び防災とボランティアの日・防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選定して行うものとする。

### 第3節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

#### 第1 訓練実施機関

防災訓練は、町及び防災関係機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ又は共同して実施するものとする。また、学校・自主防災組織・非常通信協議会・民間企業・ボランティア団体・要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

#### 第2 防災訓練の種別及び実施方法

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

##### 1. 水防訓練

水防工法、水位観測、消防機関・一般住民の動員、水防資器材の輸送、広報通報伝達訓練等を実施する。

##### 2. 消防訓練

消防機関の出動、避難・立退き、救助救出、消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡訓練等を実施する。(檜山広域行政組合の定める消防計画に基づく。)

##### 3. 避難訓練

水防訓練又は消防訓練と併せて、避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の防疫、給水・給食などを折り込んだ訓練を実施する。

##### 4. 災害通信訓練

気象予報等の伝達、災害発生状況報告、被害状況報告等について、主通信・副通信を組み合わせ合わせて伝達訓練を実施する。

##### 5. 非常招集訓練

災害対策本部員、消防機関等の招集訓練を実施する。

##### 6. 総合訓練

町・防災関係機関及び協力団体等が、各種の災害想定に基づく応急対策活動を中心とした総合訓練を実施する。

##### 7. 防災図上訓練

各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

##### 8. 災害対策本部移転訓練

災害対策本部が設置される役場庁舎も津波浸水域内であることから、対策本部の機能を短時間で充実させる訓練を実施する。

#### 9. その他防災に関する訓練

林野火災・地震等、その他防災に関する訓練を実施する。

#### 第3 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

#### 第4 民間団体等との連携

町及び防災関連機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、町内会・自治会、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

#### 第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した、図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

## 第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時における住民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

これらのことを踏まえ、災害時備蓄計画を策定して計画的な備蓄の整備に努めるものとする。

### 第1 食料その他の物資の確保

1. 町は、「食料品等」、「生活必需品」、「避難所資機材」、「水防に関する防災資機材」、「感染症対策資機材」について、避難対象者数及び災害応急対策業務に従事する職員数を想定し、必要な量の備蓄に努める。
2. 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料・飲料水・燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。
3. 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

### 第2 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努める。

### 第3 防災備蓄センターの整備

町は、防災備蓄センターの整備に努める。

## 第5節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し、他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町、道及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

### 第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。あわせて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

### 第2 相互応援（受援）体制の整備

#### 1. 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

## 2. 北海道

- (1) 国又は他の都府県への応援要請若しくは他都府県に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から国又は他の都府県と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うとともに、市町村間の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

## 3. 消防機関

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて応援・受援体制の整備に努めるものとする。

## 4. 防災関係機関等

あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

### 第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

1. 町及び道は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
2. 町、道及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。なお、ボランティアセンターの設置及び運営は、江差町社会福祉協議会が行い、町は、これに係る協定の締結につとめるものとする。
3. 町及び道は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
4. 町及び道は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

## 第6節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害の発生を防止し、また災害発生時の被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動とともに地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要である。「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民・事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

### 第1 地域住民による自主防災組織

町は、町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、避難所の運営に関し、自主防災組織や町内会・自治会が主体となるなど、地域住民による自主的な運営に努めるものとする。

### 第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられている一定の事業所については、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして、積極的な防火体制の整備・強化に努める。

### 第3 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて以下の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
2. 他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。
3. 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の防災組織と連携を密にする。
4. 自主防災組織を運営していく上で基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

### 第4 自主防災組織の活動

#### 1. 平常時の活動

##### (1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

##### (2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民一人ひとりが適切な措置を取ることが必要で、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられるが、訓練を計画する際には地域の特性を考慮した訓練とする。

ア. 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ. 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ. 救出救護訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷に対する応急手当の方法等を習得する。

エ. 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

オ. 図上訓練

一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践するため、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努める。

**(3) 防災点検の実施**

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く見られるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に防災点検を行う。

**(4) 防災用資機材等の整備・点検**

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

**2. 非常時及び災害時の活動**

**(1) 情報の収集伝達**

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア. 連絡をとる防災関係機関

イ. 防災関係機関との連絡のための手段

ウ. 防災関係機関との情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

エ. 遠隔吹鳴システムの活用

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域被災状況・救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

## (2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

## (3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し速やかに救出活動に努める。また、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

## (4) 避難の実施

町長・警察官等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。特に避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

## (5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、町内会や自治会、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Do はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

## (6) 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救護物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織は町が実施する救護物資の配布活動に協力する。

## 3. 避難行動要支援者の援護活動

独居老人・身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、地区の避難行動要支援者の保護・安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会・自治会又は自主防災組織等の活動・協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する高齢者等避難等が出された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

### (1) 住民の安全確認と保護

### (2) 医療手配などの応急対応

### (3) 避難誘導援護

## 第7節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 避難誘導體制の構築

1. 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。  
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
2. 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
3. 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
4. 町及び道は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
5. 江差保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
6. 町及び道は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
7. 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
8. 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者については、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

## 第2 指定緊急避難場所の確保等

1. 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象		がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模な 火事	洪水	高潮	内水氾濫 (※1)	津波	地震	
		基準							
管理の基準		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     * 下記 a 2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる                 </div>							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造 (A)  施設の基準が複数ある場合は、そのすべてを満たすこと  《例》 津波は a1、a2、a3を満たす	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある (a 2)                 </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等 (※2) に適合するもの (a 3)                 </div>		
	立地 (B)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     安全区域内 (人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内) にある                 </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">                     当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない                 </div>		

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2. 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会及び教育局等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
3. 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市町村長に届け出なければならない。
4. 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
5. 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、北海道知事（以下「知事」という。）に通知するとともに公示しなければならない。

資料5-1 指定緊急避難場所一覧表

**第3 指定避難所の確保等**

1. 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2. 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
  - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
  - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
  - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
4. 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
  - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
  - (2) 老人福祉施設等の施設、指定緊急避難場所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
  - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施

設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会及び教育局等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(6) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により、当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。

(7) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。

(8) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

資料5-2 指定避難所一覧表

資料5-3 福祉避難所一覧表

## 第4 避難計画の策定等

### 1. 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

### 2. 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情

報の意味の理解の促進に努めるものとする。

### 3. 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入込客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
  - ア. 給水、給食措置
  - イ. 毛布、寝具等の支給
  - ウ. 衣料、日用必需品の支給
  - エ. 暖房及び発電機用燃料の確保
  - オ. 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
  - ア. 避難中の秩序保持
  - イ. 住民の避難状況の把握
  - ウ. 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
  - エ. 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
  - ア. 緊急速報メール等による周知
  - イ. 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
  - ウ. 避難誘導者による現地広報
  - エ. 住民組織を通じた広報なお、広報手段の多様化を図るため、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の整備を検討するものとする。

### 4. 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムの整備等に努める。

なお、個人データの取扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

## 5. 防災上重要な施設の管理等

(1) 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

ア. 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

イ. 経路

ウ. 移送の方法

エ. 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法

オ. 保健、衛生及び給食等の実施方法

カ. 暖房及び発電機の燃料確保の方法

(2) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

## 6. 公共用地等の有効活用への配慮

町は北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

## 第8節 避難行動要支援者対策計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

### 第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

### 第2 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局を始めとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成して定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

#### 1. 全体計画及び個別計画の策定

町は、要配慮者（避難行動要支援者）支援のための体制を充実させるため、国及び道の指針や手引き等を参考に「江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、これらに基づき地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について「個別計画」の策定を推進するものとする。

#### 2. 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成、更新及び提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

なお、避難行動要支援者名簿の作成・保管の方法及び避難支援等関係者における支援等については、「江差町要支援者登録制度実施要綱」に基づくものとする。

**資料7-4 江差町要支援者登録制度実施要綱**

### 3. 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

### 4. 避難支援等関係者の安全確保

町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

### 5. 情報伝達

町は、避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達を次のいずれかの方法で行うものとする。

- (1) 広報車による伝達
- (2) 電話による伝達
- (3) 自主防災組織の情報班による伝達
- (4) 町内会・自治会長、民生委員からの伝達

### 6. 避難対策

要配慮者に対する避難は、自主防災組織の救出・救護班及び各種団体等の協力を得て避難誘導等を行うものとする。なお、避難誘導にあたっては避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、自力で避難できない場合には車両等を利用して行うものとする。避難所においては、町及び各町内会等との連携を図り、高齢者や障がい者等の健康状態の把握などに努めるものとする。

### 7. 防災教育・訓練の充実

町は、避難行動要支援者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、防災安全教室の開催等を通じて意識の高揚を図る。また、ホームヘルパーや保健師の協力を得て防災訓練を実施する。

### 8. 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設等の施設や指定緊急避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

## 第3 社会福祉施設の防災対策

### 1. 防災設備の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持

に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者にかかわる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にする。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平素から町との連携のもとに、施設相互間・近隣住民・ボランティア組織等の入所者の実態に応じた協力を得られるような体制の整備に努める。

## 3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなどして緊急時における情報伝達手段・方法等を確立するとともに、施設相互間の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

## 4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における訓練も定期的実施するよう努める。

資料5-4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

資料5-5 土砂警戒区域図の要配慮者利用施設

## 第4 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行う。

### 1. 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は災害発生後、あらかじめ把握している避難行動要支援者について直ちに所在や連絡先等を確認するなどして安否の確認に努める。

### 2. 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見したときは、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

- (1) 避難所への移動
- (2) 医療機関への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 3. 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への避難行動要支援者の優先的入居に努める。

### 4. 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断した場合は、生活実態を的確に把握し、必要な援助活動を行う。

### 5. 応援要請

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況により、適宜、北海道や近隣市町村等に対し応援を要請する。

## 第5 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確に行動できるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

1. 多言語による広報の充実
2. 避難所標識等の多言語化
3. 施設等への緊急入所
4. 外国人を含めた防災教育・防災訓練の実施
5. 外国人登録時における防災知識の普及
6. 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

## 第9節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

### 第1 町、道及び防災関係機関

1. 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害によって孤立する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民との情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

2. 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため、通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの整備を努めるとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
3. 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。
4. 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどし、運用管理体制の整備を図るものとする。
5. 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
6. 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

## 第10節 建築物災害予防計画

風水害・地震・火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置を本計画に定める。

### 第1 予防対策

町は、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

#### 1. 公共建築物

町が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検・整備に努めるものとする。特に、地震対策の強化として新耐震基準制定（昭和56年）以前の公共建築物のうち、災害時の防災拠点施設（役場庁舎・消防庁舎等）、避難所施設（学校校舎・体育館・集会所等）や入所施設（病院・社会福祉施設等）となる建築物については、計画的に耐震診断を実施し、建替・改修・補強等による耐震性能の強化に努めるものとする。

#### 2. 一般の建築物

- (1) 市街地の大火災を防止するため、都市計画法及び建築基準法等により準防火地域を指定し、町内の商業地域並びに近隣商業地域を中心に耐火・簡易耐火・防火構造など耐火・不燃化を推進し、建築物の災害予防に努めるものとする。
- (2) 学校・病院・旅館等多数の人々が滞在する建築物や集会場・スーパー等多数の人々が集まる建築物並びに工場、危険物の貯蔵施設等火災の危険性高い建築物などを総称して特殊建築物と呼ぶが、これらの特殊建築物については、建築基準法及び消防法に従い、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努めるものとする。また、エレベーター等の昇降機についても、耐震性能の改善に努めるものとする。
- (3) 防災診断及び各種融資制度の周知により、防災改修の促進を図るものとする。特に地震対策として、防災上重要な既存建築物の耐震構造設計に基づいた設計を行うように指導し、耐震建築物の促進を図る。
- (4) 積雪期における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、除雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施するものとする。
- (5) 地震時のブロック塀等倒壊による人身事故を防止するため、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に面する既存ブロック塀等の実態調査を行い、危険箇所の把握に努めるとともに改善指導に努めるものとする。また、ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者や関係業者に対しては、建築基準法施行令における技術基準の遵守を指導するものとする。
- (6) 自動販売機の倒壊防止や車道への滑り出しを防止するため、設置者には日本工業規格の「自動販売機の据え付け基準」の遵守を指導するものとする。

#### 3. 災害危険区域等調査の実施

消防機関は、町内の建造物について次の調査を行い、消防法に抵触し、かつ火災防御上警防計画をたてておく必要があると認める場合、消防署長は災害危険区域等の指定を行うものとする。

る。

- (1) 危険物製造所等の所在地
- (2) 高圧ガス・LPガス貯蔵施設の所在地
- (3) 火薬類・放射性物資等の貯蔵施設の所在地
- (4) 木造建築物密集箇所及び大規模な特殊建物
- (5) 浸水被害危険予想箇所
- (6) その他警防上必要と認められた地域

#### 4. 災害危険区域及び特殊建築物の指定

##### (1) 危険区域の指定要件と設定

- ア 道路による区画内の木造建物が密集し、予想焼失面積が拡大される地域。
- イ 火災防壁上警防計画をたてておく必要があると消防署長が認めた場合。本町では、商店や飲食店が密集した市街地の商店街を危険区域に設定し、火災発生時の消火活動として水利選定から延焼拡大防止の防壁線の選定、さらに人命救助及び避難誘導対策などを網羅した警防計画を立てている。

##### (2) 特殊建築物の指定要件と設定

- ア 延べ面積が3,000平方メートル以上、階数4以上の対象物
- イ その他警防上地域の特殊性を考慮し、署長が必要と認めるもの。  
※防火対象物の状況は資料2-2のとおり

資料2-2 防火対象物

#### 第2 がけ地に近接する建築物の防火対策

- (1) がけ崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップの作成に努める。

資料4-5 江差町大規模盛土造成地マップ

## 第11節 消防計画

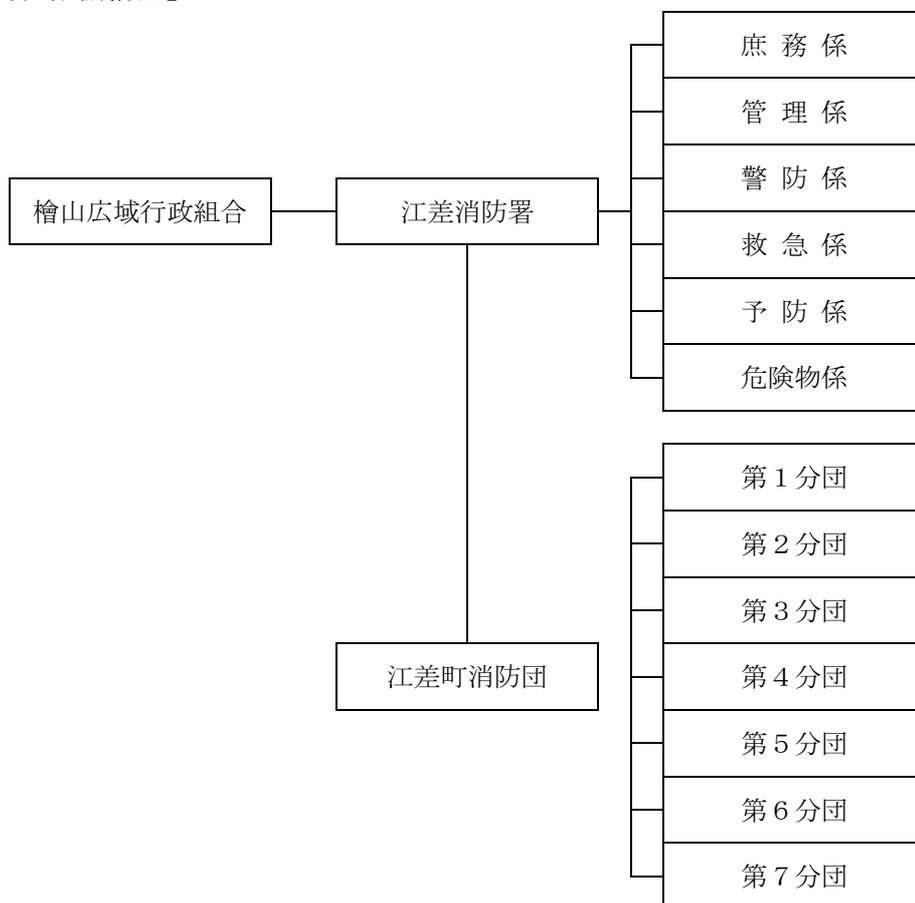
消防の任務は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、その被害を軽減することにある。このような任務が十分に行われるために実施すべき事項は、本計画及び檜山広域行政組合江差消防署において具体的な消防計画を定めるものとする。

### 第1 消防体制

#### 1. 消防組織

消防機関の組織及び消防団の配置は、次のとおりである。

【消防機関組織機構図】



#### 2. 火災予防対策

##### (1) 消防力の強化推進

- ア. 消防職員及び消防団員の人員確保に努める。
- イ. 消防施設・消防機械及び消防資器材の整備充実に努める。
- ウ. 消防水利の整備を推進する。特に、老朽木造家屋等が密集した火災発生の危険度の高い地区については、重点的に整備するよう努める。なお、防火水槽の設置にあたっては、地震に備え耐震性の構造とする。

## (2) 火災予防の指導強化

消防機関は、町防災担当者との連携のもとに、町内会等の自主防災組織及び消防協力団体、防火対象物の所有者・管理者・防火管理者・危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者を対象に、次の内容からなる指導計画を定め、適宜に講習会・座談会等開催の機会を設け防火思想の普及・啓発の実施とともに、火災予防の指導周知を図るものとする。

ア. 町内会等の自主防災組織及び一般住民への指導内容

- (ア) 燃焼消火の理論と消火器等の取扱い方法の指導
- (イ) 予防知識の普及と家庭における具体的予防対策の指導
- (ウ) 災害時における心構えと避難対策を指導し、避難場所の周知徹底をはかる
- (エ) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への避難介護の指導

イ. 防火対象物の所有者・管理者・防火管理者への指導内容

- (ア) 消火器等の消防設備の管理点検の方法についての講習指導
- (イ) 事業所等における自衛消防組織の編成及び消火訓練等の指導
- (ウ) 避難対策及び避難訓練等の指導

ウ. 危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者等への指導内容

- (ア) 危険物施設の維持管理体制の指導
- (イ) 危険物取扱いの指導
- (ウ) 危険物安全協会の事業に対する支援指導

## (3) 火災予防査察

病院・店舗・工場等の公衆の出入り、又は多数の人が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防機関による火災予防査察を実施するものとする。

## (4) 広報活動

- ア. 広報紙及びパンフレット等を発行し、火災予防の広報活動を実施する。
- イ. 防火思想の普及啓発を図るため、春・秋の全道火災予防運動に合わせた防火資料の配布など広報活動を実施する。

## (5) 防火管理者制度の徹底指導

消防法第8条に基づき、学校・病院・工場・旅館・スーパー等特殊建築物では防火管理者を定め、これら防火対象物における消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等防火管理上必要な業務の徹底について指導する。

## 3. 火災警報

### (1) 火災警報の発令及び解除

檜山広域行政組合は、消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、火災発生及び延焼拡大の危険が認められる次の各号に該当するときは、火災警報を発令し該当しなくなったときはこれを解除する。

「乾燥注意報」（実効湿度 65%以下で最小湿度 35%以下の場合）及び「強風注意報」（平均風速で陸上 13m/s 以上が予想される場合）の基準と同一とする。

ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

## （２）火災警報の伝達及び住民広報

火災警報が発令された場合には、消防署長は檜山広域行政組合火災予防条例第 29 条に定める「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」により、住民に対し檜山広域行政組合警防規程第 12 条に基づき、次に定める必要な措置を講ずるものとする。

- ア．関係機関に対する協力要請
- イ．警防装備・積載資機材の点検及び増強
- ウ．住民に対する広報・警戒の呼び掛け
- エ．その他必要な事項

## 4. 消防の対応力の強化

大規模・特殊災害など、複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化基本計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化に努める。

### 第2 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。

#### 資料 2 - 1 消防署員等一覧

### 第3 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

### 第4 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

## 第12節 水害予防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した別冊「水防計画」の定めるところによる。

## 第13節 風害予防計画

風により公共施設、その他の建築物等、農耕地、農作物・水産施設及び漁船等の災害予防に関する計画は、次に定めるところによる。

### 第1 予防対策

防災関係機関は、海岸線及び内陸部における風害を防ぐため、海岸防災林造成事業や防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の時期別・作物別の予防措置及び対策を指導し、耕地防風林の合理的な造成についても指導するものとする。

また、学校や医療機関の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

## 第14節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪・暴風雪等の災害に対処するための除雪及び交通確保に関する計画は、次に定めるところによるほか、「北海道雪害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

### 資料7-1 北海道雪害対策実施要綱

#### 第1 除雪路線の実施負担

除雪路線は、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担し実施する。

1. 国道の除雪は、北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所が実施する。
2. 主要道道及び一般道道の除雪は、函館建設管理部江差出張所が実施する。
3. 町道の除雪は、町が実施する。その内容は次のとおりとする。

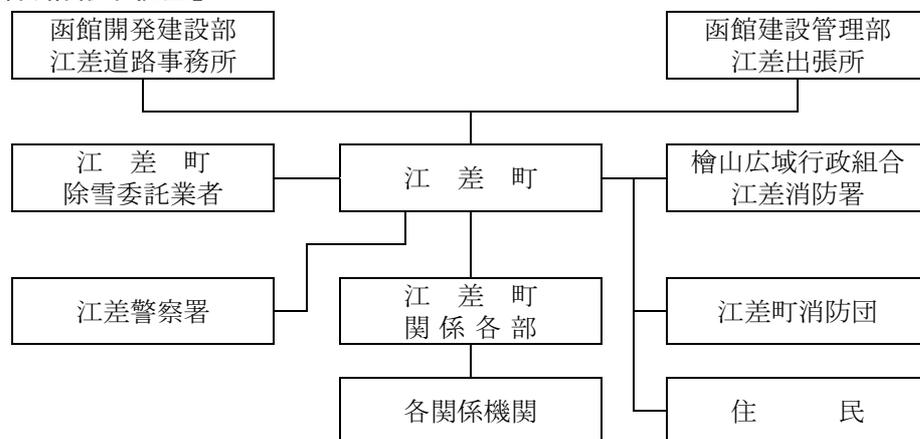
異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。昼夜交通を確保することを原則とするが、住家戸数及び交通量を勘案して除雪回数は最低朝1回とする。路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 国道・道道へ通ずる町道
- (2) 避難場所へ通ずる町道
- (3) 消防水利の存在する町道及び水利に通ずる町道
- (4) 公共施設に通ずる町道
- (5) バス路線となっている町道
- (6) 通学用道路となっている町道
- (7) 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

#### 第2 雪害情報の連絡体制

雪害に関する情報や避難指示などが円滑に伝わるよう連絡系統を次のとおりとする。

【雪害情報系統図】



### 第3 除雪機械等の整備点検

町長及び道路管理者は、除雪作業を迅速かつ効率的にするため、除雪機械の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

### 第4 警戒体制

各関係機関は、函館地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報並びに情報等と現地情報を勘案し、必要と認められる場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

### 第5 積雪時における消防対策

町は、除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。消防水利については、江差消防署員及び消防団員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないように守るものとする。

また、積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

### 第6 雪害時の応急対策

積雪が甚だしく、交通が途絶している地区の住民に対しては、食料供給・急患輸送・教育等の救援対策を行う。

### 第7 通信・電力施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店、北海道電力株式会社江差ネットワークセンターは、雪害の発生が予想される時は着氷雪等による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

### 第8 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪時における孤立地域の食料供給、急患医療救護対策については、町有除雪機械のほか、除雪民間委託業者の協力を得る。

### 第9 雪害による人的被害対策

雪害による人的被害の原因としては下記の要因があり、積雪時には広報等により住民の注意を喚起するものとする。

1. 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
2. 雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの
3. 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの
4. 屋根雪等の落下によるもの
5. 除排雪中に川等に転落したことによるもの
6. 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの
7. 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの

8. 吹雪等により走行不能となった自動車内に閉じ込められ、一酸化炭素中毒症等になったもの、あるいは凍死したもの
9. 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、あるいは川等に転落したことによるもの
10. 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し下敷きになったもの等を含む。）

#### 第10 なだれ対策

各関係機関は、それぞれの業務所管区域内におけるなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行うなどして、住民に周知するものとする。

#### 第11 排雪

各道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 雪捨場は、交通に支障ない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。
- (2) 河川等を利用して雪捨場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

## 第15節 融雪災害予防計画

融雪による出水・なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次に定めるところによるほか、「北海道融雪災害対策実施要綱」に定めるところにより、防災関係機関がそれぞれ相互連携のもとに実施するものとする。

### 資料7-2 北海道融雪災害対策実施要綱

#### 第1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期において、函館地方気象台等関係機関と密接な連絡を取り、降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・なだれ等の予測に努めるものとする。

#### 第2 水防区域等の警戒

出水等に備えは、別冊「水防計画」に定める警戒・通報体制を取るものとし、なだれ・積雪等により河道が著しく狭められ被害発生が予測される場所、又は流水等により橋梁の決壊を防止するため、常に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め流下能力の確保を図るものとする。

#### 第3 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町及び河川管理者は、河川が融雪・結氷・捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪・結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに、樋門・樋管等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。

#### 第4 道路の除排雪

町及び道路管理者は、積雪・結氷・滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破碎等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

#### 第5 融雪災害時の応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ住民の避難等の応急対策を講ずるものとし、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水量・流速・流域等の状況を考慮して可能な限り最も適切な水防工法等を選択し作業を実施する。

#### 第6 水防資機材の整備・点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

## 第7 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう、日頃から広報紙等を通じ水防思想の普及徹底に努めるものとする。

## 第16節 高波・高潮災害予防計画

高波、高潮による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 第1 予防対策

1. 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、携帯電話等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
2. 住民に対し、高波、高潮、津波等危険区域の周知に努める。
3. 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

### 第2 警戒体制

#### 1. 海岸保全

海岸地域を高波・高潮から防護するために海岸施設を整備促進し、被害防止に努めるものとする。

また、漁港管理者は、波除堤・係留杭等の施設を点検し必要な整備を行うとともに、水路の確保・係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行う。

#### 2. 船舶と漁港の管理

漁港内に係留する船舶の所有者及び管理者は、高波・高潮による船舶の流出防止に努める。

#### 3. 監視警戒体制の確立

特別警報・警報・注意報並びに情報等を受信した場合は、ただちに海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視するものとする。

#### 4. 水防体制の確立

水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ水防体制の確立を図るものとする。

#### 5. 危険区域等の周知

本町は、高波・高潮・津波等の危険区域が8箇所指定されている。

危険区域について地域住民に情報提供するとともに、高波・高潮・津波等に関する情報の収集と伝達、及び災害発生時の対応等について周知徹底を図る。

## 第17節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

### 第1 現況

本町における土砂災害（特別）警戒区域及び山地災害危険地区（以下「土砂災害警戒区域等」という。）は、資料4-3、資料4-4のとおりである。

資料4-3 土砂災害警戒（特別）警戒区域一覧

資料4-4 山地災害危険地区一覧

### 第2 土砂災害（特別）警戒区域等の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害（特別）警戒区域等に対して土砂災害対策工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、住民及び関係機関に周知徹底を図る。

### 第3 警戒・避難の基準及び指導

#### 1. 警戒・避難基準

警戒・避難基準は、原則として降雨量等に基づいて設定するものとし、過去における土石流・地震・大雨による被害、道路の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、次の場合は住民が自発的に警戒・避難するように指示する。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れる音が聞こえた場合
- (2) 溪流の水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合
- (3) 地震及び降雨が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れをせき止められたおそれがある場合）
- (4) 溪流付近の斜面崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合

#### 2. 避難情報の判断及び伝達

避難情報の判断及び伝達は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」によるほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

#### 3. 防災意識の向上

土砂災害（特別）警戒区域等や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを作成し、住民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。

#### 4. 避難場所

- (1) 土石流・がけ崩れ・地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。

(2) 保全対象人家からできる限り近距離であること。

#### 第4 警戒避難体制の整備

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等、土石流等の災害危険区域では、別表1のとおり警戒避難基準雨量表に基づき、警戒避難体制の基準を定める。

##### 1. 情報の収集及び伝達

危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第5章第1節 災害情報収集・伝達計画」及び「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行うものとする。

特に、高齢者等の防災上の配慮を要する避難行動要支援者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等を当該施設管理者等に適切な方法によって伝達するものとする。

##### 2. 警戒巡視員による危険地区の巡視及び警戒

(1) 町長は、危険地域毎に警戒巡視員を定め、降雨気象警報発令中又は必要に応じて当該危険地区を巡視することを命じ、必要事項を報告させるものとする。なお、警戒巡視員は総務総括部及び建設対策部の中から町長が任命する。

(2) 警戒巡視員は、危険地区の巡視を行いその警戒に当たるものとし、表層・地表水・湧水・亀裂・樹木等の傾倒など必要事項について報告するものとする。

別表1【警戒避難基準雨量表】

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	配備体制	措置基準
第1警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを越えたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを越えたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを越えたとき。	「第3章第1節 組織計画」に定める第一非常配備による。	(1) 危険区域の巡視及び警戒  (2) 住民広報
第2警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを超え時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを超え時雨量が30mmの強雨が降りはじめたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを超え時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。	「第3章第1節 組織計画」に定める第二非常配備による。	(1) 住民の避難準備  (2) 警告 (災対法第56条による)  (3) 避難の指示 (災対法第60条による)

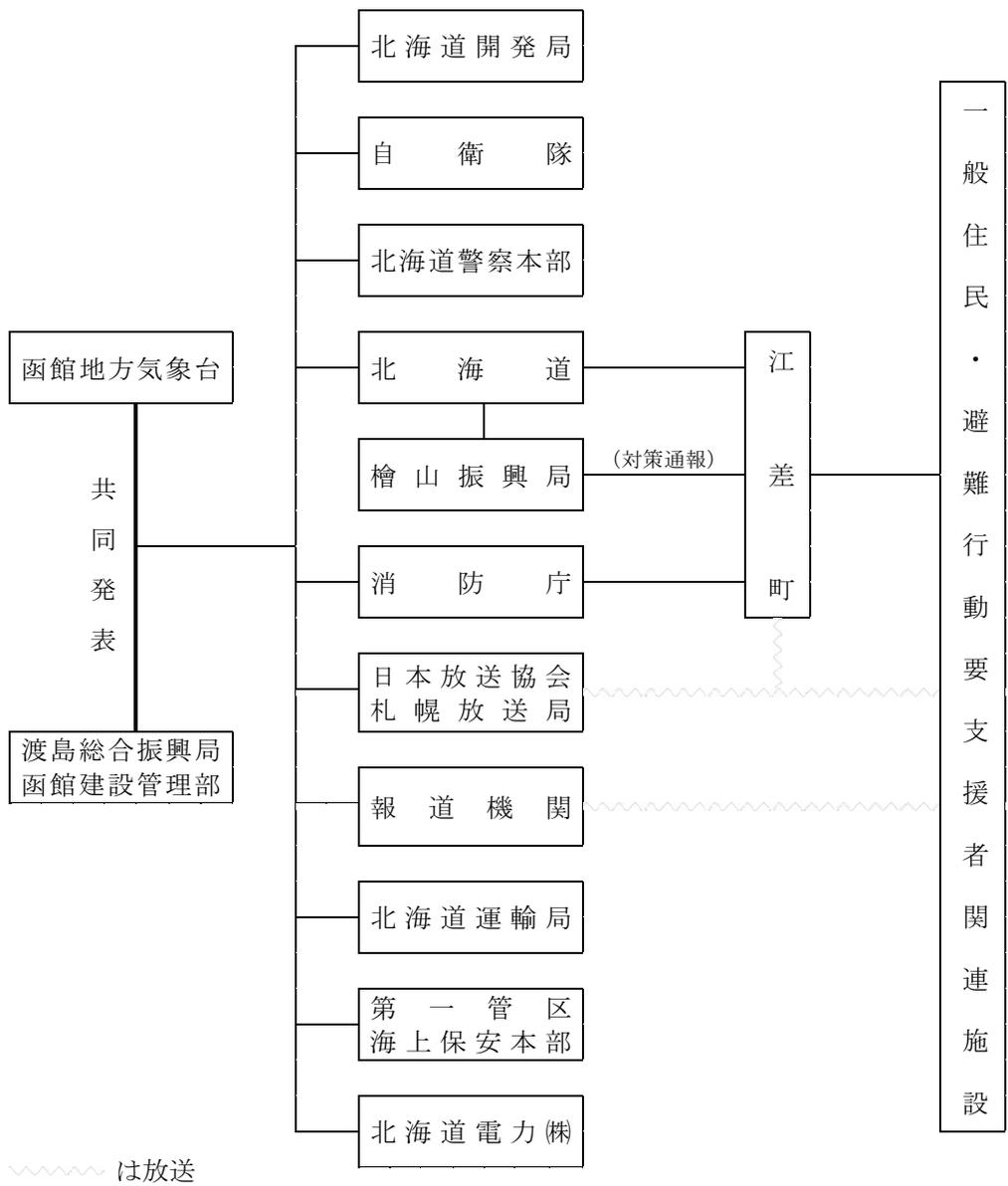
第5 土砂災害警戒区域等対策

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(1) 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに、指定区域内の住民周知を図る。なお、伝達系統図は次のとおりとする。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



## (2) 土砂災害ハザードマップの作成・配布

区域の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び避難場所・避難等を記したハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

## (3) 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁・北海道・防災情報提供機関及び報道機関が提供する気象、降雨や警戒避難に関する情報を電話・インターネット・テレビ・ラジオ等により収集する。また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について、住民に周知する。

## 2. 避難・救助

### (1) 避難路及び避難場所

避難路及び避難場所は、ハザードマップに示すとおりとする。

### (2) 避難の方法及び救助

住民の避難誘導にあたっては、「第5章第4節 避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者にも十分配慮する。（「第4章第8節 避難行動要支援者対策計画」参照）

### (3) 自主防災組織

自主防災組織は、「第4章第6節 自主防災組織の育成等に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。

## 3. 土砂災害特別警戒区域における特記事項

町は、道と連携して住宅宅地分譲地・社会福祉施設等のための開発行為に関する許可、建築基準法に基づく建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある建築物等の所有者に対し、移転等の勧告の措置を行う。

## 第18節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関では積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

### 第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、北海道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

### 第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

1. 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
2. 災害時における避難・救出・給水・食料・燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

### 第3 交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町・北海道開発局函館開発建設部・函館建設管理部等の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

#### 1. 除雪体制の強化

- (1) 道路管理者は、一般国道・道道・町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定する。
- (2) 道路管理者は、除雪の向上を図るための除雪関係機械の整備を進める。

#### 2. 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

- (1) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- (2) 道路管理者は、雪崩や吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設等の防雪対策の促進を図る。

#### 3. 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

## 第4 雪に強いまちづくりの推進

### 1. 家屋倒壊の防止

町は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

### 2. 積雪期における指定避難所・避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所・避難路の確保に努める。

### 3. 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町、道及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

## 第5 寒冷対策の推進

### 1. 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具・燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴・防寒具・スノーダンプ・スコップ・救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどによって利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

### 2. 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

### 3. 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

### 4. 住宅対策

町及び道は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷

に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

## 第19節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し備えを充実するものとする。

### 第1 予防対策

1. 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制、資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
2. 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
3. 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

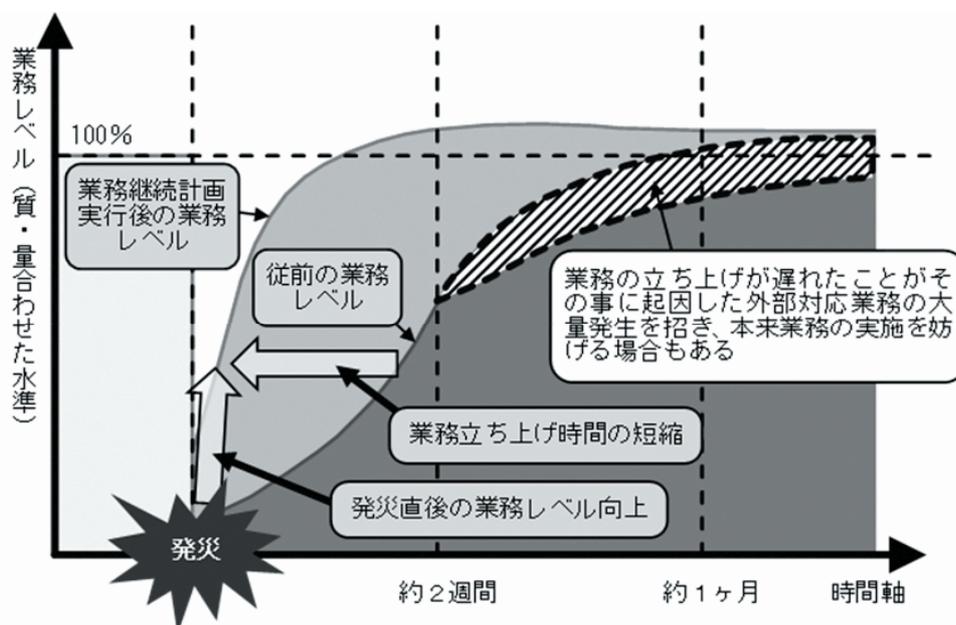
## 第20節 業務継続計画（BCP）の策定

町及び道は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

なお、町は、別に定める「江差町業務継続計画」に基づき、業務継続性の確保を図るものとする。

### 第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町、道及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

### 第2 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

### 第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町及び道は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。



## 第5章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材・物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとし、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

- 第1節 災害情報収集・伝達計画
- 第2節 災害通信計画
- 第3節 災害広報・情報提供計画
- 第4節 避難対策計画
- 第5節 応急措置実施計画
- 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画
- 第7節 広域応援・受援計画
- 第8節 ヘリコプター活用計画
- 第9節 救助救出計画
- 第10節 医療救護計画
- 第11節 防疫計画
- 第12節 災害警備計画
- 第13節 交通応急対策計画
- 第14節 輸送計画
- 第15節 食料供給計画
- 第16節 給水計画
- 第17節 衣料・生活必要物資供給計画
- 第18節 石油類燃料供給計画
- 第19節 電力施設災害応急計画
- 第20節 ガス施設災害応急計画
- 第21節 上下水道施設対策計画
- 第22節 応急土木対策計画
- 第23節 被災宅地安全対策計画
- 第24節 住宅対策計画
- 第25節 障害物除去計画
- 第26節 文教対策計画
- 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

- 第28節 家庭動物対策計画
- 第29節 応急飼料計画
- 第30節 廃棄物処理等計画
- 第31節 災害ボランティアとの連携計画
- 第32節 労務供給計画
- 第33節 職員派遣計画
- 第34節 災害救助法の適用と実施

## 第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び通報等に関する計画は、次に定めるところによる。

### 第1 情報及び被害状況報告の収集・連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織・情報収集手段・通信ネットワーク等を活用し、迅速かつ的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

特に、被災時に町から道への被災状況の報告ができない場合、その他必要と認めるときは、これら多様な手段の効果的活用のほか、関係機関から被災地に職員を積極的に派遣し、被災情報等を収集・把握するものとする。

#### 1. 災害情報等の収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を檜山振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

(2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の伝達・連絡体制は、「第3章 第2節 気象業務に関する計画」に準ずるものとする。

#### 2. 北海道への通報

町及び防災関係機関は、災害発生後の情報等について、次により檜山振興局長に通報する。

(1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・災害発生後速やかに

(2) 災害対策本部の設置・・・対策本部設置後直ちに

(3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまでの随時

(4) 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき

### 3. 町の通報

- (1) 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- (2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、当該情報を迅速に北海道及び国（消防庁経由）に報告するよう努める。

### 4. 地区別情報連絡責任者

地区別情報連絡責任者は、各町内会長・自治会長をもって充て、本部からの特別警報・警報・注意報の情報等について区域住民に伝達するとともに、区域内に災害が発生したときは、次に掲げる事項等その情報を速やかに本部に通報するよう努めるものとする。伝達の方法は、状況により最も有効な方法により通報するものとする。

- (1) 災害の発生日時・場所・区域・災害の発生原因・進行状況
- (2) 降雨・除雪・河川水位・崖等の急傾斜地・海岸水位の異常状況
- (3) 住民の生命財産の安否・避難状況
- (4) 水防等の応急措置の状況及び水道・電気・ガス・通信等の被害状況
- (5) 人畜・建物・農地・山林・漁港・河川・海岸・道路等の被害状況
- (6) 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

### 5. 北海道への被害状況報告

被害状況等の報告は、基本法の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。ただし、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

- (1) 町長は、災害が発生したときは、「災害情報等報告取扱要領」（資料7-5）に基づき檜山振興局長に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁に報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。
- (2) 町長は、通信の途絶等により知事（檜山振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）へ報告するものとする。

資料7-5 災害情報等報告取扱要領

資料9-1 様式「罹災証明」

火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-43423	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番(ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5010

## 第2節 災害通信計画

### 第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町及び道は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用によって行うものとし、なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

### 第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

上述第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行うものとする。

#### 1. 電話による通信

電気通信事業者によって提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

#### 2. 電報による通信

##### (1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

##### (2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は、緊急扱いの電報より優先する。

##### (3) 非常・緊急電報の利用方法

ア. 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ. NTTコミュニケータが出たら

（ア）「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ）予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ）届け先・通信文等を申し出る。

##### (4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容・機関等

ア. 非常扱い電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1. 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2. 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3. 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4. 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5. 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6. 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7. 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8. 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ. 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
1. 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間(①の8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間
2. 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3. 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

4. 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5. 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体(①の表、本表1～5(2)に掲げるものを除く)相互間

### 3. 専用通信施設及び無線通信施設の利用

公衆電気通信施設が使用不能の場合は、次の専用通信施設及び無線通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（事務局：北海道総合通信局無線通信部陸上課内）が定める機関別通信系統により、各無線通信局の協力を求めて通信の確保を図るものとする。

#### 〔専用・無線通信施設設置場所等〕

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の手続方法
北海道	北海道総合行政情報ネットワークシステム	全道各市町村及び道庁並びに道出先機関相互	なし
江差町	遠隔吹鳴システム	江差町行政区域内	なし
檜山広域行政組合 江差消防署	消 防 無 線	檜山管内の各消防署及び消防本部相互、消防全国共通波	口頭申請
江差警察署	警察電話（有線）	全国警察機関相互	口頭申請
	警 察 無 線	江差警察署 →函館方面本部 →北海道警察本部	口頭申請
	移動（車載）無線	函館方面本部区域内	口頭申請
函館開発建設部 防災ステーション	移動無線（車載）	町の区域内及び近隣町村	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	

### 4. 通信途絶時等における措置

前記3に掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、関係機関等の通信設備を活用するなど臨機応変の措置を講じて通信の確保を図るものとする。

#### (1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア. 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合には、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- イ. 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

## （2）防災関係機関の対応

防災関係機関は（1）の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア. 移動通信機器の借受を希望する場合
  - （ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - （イ）借受希望機種及び台数
  - （ウ）使用場所
  - （エ）引渡場所及び返納場所
  - （オ）借受希望日及び期間
- イ. 移動電源車の借受を希望する場合
  - （ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - （イ）台数
  - （ウ）使用目的及び必要とする理由
  - （エ）使用場所
  - （オ）借受期間
  - （カ）引渡場所
- ウ. 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
  - （ア）借受申請者の氏名又は名称及び住所
  - （イ）希望エリア
  - （ウ）使用目的
  - （エ）希望する使用開始日時
  - （オ）引渡場所及び返納場所
  - （カ）借受希望日及び期間
- エ. 臨機の措置による手続きを希望する場合
  - （ア）早急に免許又は許可等を必要とする理由
  - （イ）（ア）に係る申請の内容

## （3）連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話 011-747-6451）

## （4）非常通信ルートの利用

非常通信ルートとは、非常災害時において、通常使用している通信手段（公衆回線）が回線の

途絶、通信の輻輳及び設備の故障等により使用できない場合を想定し、これらの通信ルートに替わって災害情報を「被災市町村→都道府県→国」に伝達する通信ルートであり、町における非常通信ルートは、以下のとおりである。

ア 防災無線（衛星）



イ 防災無線（衛星）



ウ 衛星携帯電話



(注：——▶：無線      - - - - -▶：使送)

### 第3節 災害広報・情報提供計画

町及び道、防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

#### 第1 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び道、防災関係機関等は、災害時において、被災地住民を始めとする住民に対し、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町及び道は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

#### 1. 住民に対する広報等の方法

- (1) 町及び道、防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関への情報提供を始め、防災情報配信システム、広報車両、インターネットなど、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び道、防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町及び道は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。  
また、災害現場における住民懇談会等により、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

#### 2. 町の広報

町、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者を始めとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害情報及び関係期間、住民への注意事項（避難指示等）
- (2) 避難場所の位置及び危険区域等
- (3) 災害応急対策及び復旧事業の実施状況

- (4) 被災状況（発生箇所・二次災害の危険性等）
- (5) ライフライン等交通及び通信の状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込日時・通信途絶区域等）
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食・給水実施状況（日時・場所・量・対象者等）
- (8) 衣料・生活必需品等供給状況（日時・場所・種類・量・対象者等）
- (9) 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

### 3. 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じ、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

### 4. 報道機関に対する発表

報道機関に対する情報発表の方法及び収集した被害状況・災害情報等は、その都度状況に応じ次の要領により報道機関に対して発表する。また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報・資料を提供するなどして協力するものとする。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- (2) 災害発生場所又は被害甚大地域
- (3) 被害状況（交通・通信・火災・電気・ガス・上下水道・道路・橋梁等の被害状況）
- (4) 避難指示等の発令・解除状況
- (5) 救助法適用の有無
- (6) 応急対策の状況
- (7) 本部の設置又は廃止
- (8) 人心・民生の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

### 5. 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、町内の公共機関・各種団体等に対して災害情報を提供する。

また、住民生活に直結した機関（道路・交通・電気・上下水道・ガス・通信等）においては、応急対策活動とこれに伴う復旧状況を、災害対策本部に対し情報の提供を行う。

### 6. 住民からの問い合わせ体制

本部事務局防災対策班は、住民等から被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策本部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

## 第2 安否情報の提供

### 1. 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証・健康保険の被保険証・外国人登録証明書・マイナンバーカード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	○被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	○被災者の居所 ○被災者の負傷若しくは疾病の状況 ○被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	○被災者の親族(アに掲げる者を除く。) ○被災者の職場の関係者その他の関係者	○被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	○被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、ウにかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

### 2. 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において、回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

### 第3 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

## 第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

### 第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次によって避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

#### 1. 町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア. 避難のための立退きの指示

イ. 必要に応じて行う立退先としての避難場所の指示

ウ. 緊急安全確保措置の指示

(2) 町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに檜山振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）。)

#### 2. 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者（水防管理者水防管理団体である町長）は、洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者（町長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するとともに、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

#### 3. 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止

**法第25条)**

- (1) 知事（檜山振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（檜山振興局長）は洪水・高潮・地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難・立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設・避難者の受入れについては町長に委任する。
- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、「第5章第14節 輸送計画」の定めるところにより関係機関に協力要請する。

**4. 警察官又は海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）**

- (1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

**5. 自衛隊（自衛隊法第94条等）**

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

**第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助****1. 連絡**

町・北海道（檜山振興局）・北海道警察本部（江差警察署）・第一管区海上保安本部（江差海上保安署）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

**2. 助言**

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台・河川事務所等、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

また、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

### 3 協力、援助

#### (1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

#### (2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要があるときは避難者の誘導・海上輸送を行い、避難を援助する。

### 第3 避難指示等の基準

町長は、「避難情報の判断・伝達マニュアル」に定めるところにより、避難指示等を行う。

#### 資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

### 第4 避難指示の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、江差消防署等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、遠隔吹鳴システム・北海道防災情報システム・放送設備・サイレン・広報車両など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して、着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

#### 1. 周知すべき勧告等事項

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等（灯油・ガスの元栓閉鎖、戸締り等）

## (4) 携行品等その他の注意事項

注) 津波など避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によってサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

## 2. 周知の方法

住民に対する避難指示等の周知方法は、災害の状況・地域の実情等を考慮し、次に掲げるところによる。

## (1) 遠隔吹鳴システムによる方法

遠隔吹鳴システムにより住民に周知する。

## (2) 広報車による方法

町・消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

## (3) 公共放送による方法

NHK・民間放送局に対し放送を利用できる場合は、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

## (4) 伝達員等による方法

避難指示等をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、消防職員や消防団員の協力得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に避難行動要支援者に留意する。

## 3. 関係機関への報告

## (1) 道に対する報告

避難の事前措置を行ったときは、すべて受領周知責任者から檜山振興局を經由し、道知事に報告する。報告事項は、発令者・発令の理由・発令日時・避難の対象区域・避難先等とする。

## (2) 警察官に連絡し協力を得る。

## (3) 避難場所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し協力を得る。

## 第5 避難方法

### 1. 避難誘導

住民の避難誘導は本部職員が行い、状況により消防職員・消防団員・警察官の協力を得ながら、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、本部職員・消防職員・消防団員・警察官など避難誘導に当たる者の安全確保に努めるものとする。

学校・社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導するものとする。

自力避難の困難な高齢者・乳幼児・障がい者等の避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

### 2. 移送の方法

#### (1) 災害が小規模な場合

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、自力による避難・立退きが困難な避難行動要支援者等の場合は、車両で移送する。

#### (2) 災害が大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難・立退き移送を要し、町のみでは措置できない場合は、他の市町村又は北海道に対し応援を求めて実施する。

#### (3) 避難場所等

避難場所等（避難場所・避難所）は、「第4章第7節 避難体制整備計画」による。

## 第6 避難行動要支援者の避難行動支援

### 1. 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

### 2. 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在・連絡先を確認し、安否の確認を行う。

### 3. 避難以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して

以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

### 3. 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

### 4. 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

### 5. 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道・隣接市町村等へ応援を要請する。

## 第7 避難路及び避難場所の安全確保

町の職員、警察官その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全の確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

## 第8 被災者の生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難した避難者について、住民票の有無にかかわらず、適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者・公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第9 避難所の開設

1. 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2. 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周

知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3. 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
4. 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
5. 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害によって避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。
6. 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
7. 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
8. 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告するものとする。
9. 避難所を開設した場合は、次によりその状況を記録しておくものとする。
  - (1) 避難者個別カード
  - (2) 避難者台帳
  - (3) 避難所状況報告書

#### 第10 避難所の運営管理等

1. 町は、避難所運営マニュアルに基づき、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。
2. 町は、避難訓練等を通じ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
3. 町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。

4. 町は、避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
5. 町は、避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
6. 町は、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
7. 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。
8. 町は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
9. 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
10. 町及び道は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。
11. 町及び道は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
12. 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食

事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

13. 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達など、体制の構築に努めるものとする。
14. 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
15. 町は、避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
16. 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。
17. 前各項のほか、避難所の運営管理は、別冊「江差町避難所運営マニュアル」に定めるところによる。

## 第11 広域避難

### 1. 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

### 2. 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

### 3. 道外への広域避難

(1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

(2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

### 4. 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 5. 関係機関の連携

- (1) 町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

## 第12 広域一時滞在

### 1. 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、道内の他の市町村長に被災住民の受け入れについて協議を行う。なお、適当な協議の相手方を見つけれない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、あらかじめ檜山振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 協議先の市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (4) 道内広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先の市町村長及び避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。

### 2. 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長は、知事に対し、他の都府県知事に対し被災住民の受け入れについて協議することを求めることができる。
- (2) 知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (3) 道外広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

### 3. 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により、町外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難先の市町村との連携に配慮する。

## 第13 関係機関への報告

### 1. 避難情報等の発令の報告

町長は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、次の事項を速やかに

檜山振興局長に報告する。町長以外の実施責任者が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を行った旨の通知を受けたときも同様とする。

なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに、檜山振興局長に報告する。

- (1) 避難指示等の発令者
- (2) 発令の理由
- (3) 発令日時
- (4) 避難の対象区域
- (5) 避難先

## 2. 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を檜山振興局長に報告する。また、廃止したときもその旨を報告する。

- (1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

## 第5節 応急措置実施計画

災害時において、知事及び町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

### 第1 実施責任者

1. 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
2. 消防機関及び水防管理者、その他法令の規定に基づきその責任を有する者
3. 警察官及び海上保安官
4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
5. 知事
6. 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
7. 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

### 第2 町長が実施する応急措置

#### 1. 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石・竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

#### (1) 工作物及び物件の占有等に対する通知

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石・竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者・所有者その他当該工作物等について権原を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を江差町公告式条例（昭和30年条例第2号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ア. 名称又は種類
- イ. 形状及び数量
- ウ. 所在した場所
- エ. 処分の期間又は期日
- オ. その他必要な事項

#### (2) 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

#### 2. 障害物の除去及び保管

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づ

き現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは、基本法第64条第3項から第6項の規定に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

(1) 町長は、当該工作物等の占有者・所有者、その他工作物等について権原を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公示しなければならない。

ア. 工作物等を保管した場合の公示事項

(ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時

(ウ) その工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(エ) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ. 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するにあたっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

(ア) 公示は保管を始めた日から起算し14日間、町役場の掲示板に掲示すること。

(イ) 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者・所有者、その他工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌又は新聞紙に掲載すること。

(ウ) 前2号の方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を本町総務課に備え付け、且つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(2) 町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数料を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

ア. 保管した工作物等の売却は、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。

(ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等

(イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等

(3) 工作物等の保管・売却・公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。

(4) 公示の日から起算して、6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

### 3. 他の市町村長等に対する応援の要求等

(1) 町長は、本町の地域にかかる災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。

(2) 前号の応援に従事するものは、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮

のもとに行動するものとする。

#### 4. 知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条第1項及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

#### 5. 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。(基本法第65条)
- (2) 町長及び消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。(水防法第17条)
- (3) 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。(消防法第29条第5項)
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。(消防法第35条の10第1項)

### 第3 警戒区域の設定

#### 1. 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命・身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

#### 2. 消防職員又は消防団員（消防法第28条・第36条、水防法第21条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防職員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

また、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

#### 3. 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・第36条、水防法第21条）

- (1) 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場

合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防職員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者・居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

#### 4. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

#### 5. 知事による代行（基本法第73条）

知事は、災害が発生した場合、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって警戒区域を設定することとする。

- ア. 警戒区域の設定（基本法第63条第1項）
- イ. 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- ウ. 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- エ. 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

#### 6. 指定行政機関・指定地方行政機関（基本法第78条の2）

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害が発生した場合、当該災害により町及び道がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施する応急措置の全部又は一部を、町長に代わって実施しなければならない。

- ア. 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）
- イ. 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）
- ウ. 応急措置を実施するため、当該区域内住民及び現場にある者の従事命令の実施（基本法第65条第1項）

## 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災・地変・その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には、知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し、自衛隊法第83条の規定により、部隊等の災害派遣を要請することができる。

### 第1 災害派遣要請

#### 1. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害・高潮・津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し被害状況の把握が困難なとき、又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救助救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のための医療・防疫・給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

#### 2. 災害派遣要請の要領等

##### (1) 派遣要請手続

ア. 町長は、災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって檜山振興局長に派遣要請を要求するものとする。この場合において、町長は、必要に応じてその旨及び当該町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する時は口頭又は電話により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (イ) 派遣を必要とする期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 派遣部隊が展開できる場所
- (オ) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

イ. 町長は、人命の緊急救助に関し、檜山振興局長に要求するいとまがないとき、又は、通信の途絶等により檜山振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に派遣要請することができる。ただし、この場合速やかに檜山振興局長に連絡し、上記①の手続きを行うものとする。

(2) 派遣要請先

区分	担当部署	電話番号
檜山振興局	地域創生部地域政策課 (防災担当)	0139-52-6470
自衛隊	陸上自衛隊第28普通科連隊 連隊第3科	0138-51-9171 内線 239 (当直 302)

3. 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町の担当者・連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両・施設等が展開できる場所を予め定めておくものとし、災害派遣の通知を受けたときは次により措置する。

(1) 受入れ準備の確立

ア. 宿泊所・資機材等の保管場所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両・器材等の保管場所の準備、その他受入れのために必要な措置をとる。

イ. 連絡職員の氏名

派遣部隊及び檜山振興局との協議・決定・連絡のため、総務総括部防災対策班から連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

ウ. 作業計画の準備

受入れのため次の事項に関し計画を立てて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。

- (ア) 応援を求める作業の内容
- (イ) 所要人員
- (ウ) 器材等の確保
- (エ) 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備
- (オ) 派遣部隊の滞在場所・指揮所

(2) 派遣部隊到着後の措置

ア. 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

イ. 檜山振興局長への報告

総務総括部防災対策班は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を檜山振興局長に報告する。

- (ア) 派遣部隊の長の報告
- (イ) 隊員数
- (ウ) 到着日時
- (エ) 従事している作業内容及び進捗状況
- (オ) その他参考となる事項

#### 4. 経費の負担

(1) 次の経費は、町が負担するものとする。

- ア. 資材費及び機器借上料
- イ. 電話料及びその施設費
- ウ. 電気料
- エ. 水道料
- オ. 汲取料

(2) その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

(3) 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設・設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

### 第2 派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

1. 被害状況の把握
2. 避難の救助
3. 遭難者の捜索救助活動
4. 水防活動
5. 消防活動
6. 道路又は水路の啓開
7. 応急医療・救護及び防疫
8. 人員及び物資の緊急輸送
9. 炊飯及び給水
10. 物資の無償貸付又は譲与
11. 危険物の保安及び除去
12. その他

### 第3 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じて関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

### 第4 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的でその救援が特に急を要し、檜山振興局長の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

1. 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
2. 檜山振興局長が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
3. 航空機・海難事故の発生を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。

4. その他上記に準じ、特に緊急を要し、檜山振興局長からの要請を待ついとまがないと認められること。

## 第5 自衛隊との連携強化

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順・連絡調整窓口・連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

## 第6 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令・総理府令及び訓令の規定により、要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にはいない場合に限り、次の措置を行うことができる。なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合はこの限りでない。

1. 住民等の避難等の措置（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
2. 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
3. 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
4. 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
5. 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
6. 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための車両等の移動措置命令等（基本法第76条の3第3項）

## 第7 撤収要請

町長は、災害派遣要求の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって檜山振興局長に対し、撤収に関する報告をするものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で報告しその後速やかに文書を提出するものとする。

## 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによるほか、「江差町受援計画」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「本章第4節避難対策計画第11」による。

### 第1 応援活動

1. 町長は、大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき実施を図る。
2. 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（檜山振興局長）に対し、応援を求めることができる。
3. 町は、他市町村との応援の円滑な実施を図るため、必要な情報等の相互交換を行うほか、予め連絡担当部局を定めるなど、他市町村との応援の受け入れ体制を確立しておくものとする。

### 第2 応援の種類

1. 食料・飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及び斡旋
2. 被災者等（避難住民並びに災害・武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出・医療及び防疫・施設の応急措置等に必要な資機材・物資の提供及び斡旋
3. 避難・救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及び斡旋
4. 避難・救援・救護・救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
5. 被災者等の一時収容のための施設の提供及び斡旋
6. 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### 第3 応援要請

#### 1. 知事に対する応援要請

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第68条の規定に基づき檜山振興局長に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を必要とする理由
- (3) 応援を希望する物資等の品名・数量
- (4) 応援を必要とする場所・活動内容
- (5) その他必要な事項

#### 2. 他の市町村長等に対する応援の要請等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第 67 条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- (2) 町は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、災害発生時には速やかに応援要請するものとする。

### 3. 他の消防機関に対する応援の要請

- (1) 檜山広域行政組合消防本部は、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとともに、必要に応じ、町長を通じ北海道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- (2) 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- (3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

### 第4 応援受入体制の確立

町長は、他市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容・作業場所・宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておくものとする。

### 第5 応援体制の整備

消防機関は、緊急消防援助隊の充実強化と訓練を通じた人命救助活動等支援体制の整備に努めるものとする。

### 第6 民間関係団体等に対する協力要請

町長は、災害予防及び災害応急対策活動について必要があると認めるときは、町内の民間関係団体に対し、防災協定により協力を求めるものとする。

資料 8 - 1 防災協定の締結状況

## 第8節 ヘリコプター活用計画

災害時におけるヘリコプター等の要請・活用については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本指針

町内において大規模な災害が発生し、迅速・的確な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域的かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

### 第2 実施方法

#### 1. 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- (1) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (2) 災害が隣接する町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

#### 2. 要請の方法

応援要請は、道（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対し、電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票」を提出する。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

#### 3. 要請先

名 称	電話番号	FAX番号	道防災行政無線
北海道総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	6-210-39-897、898

### 第3 ヘリコプター等の活動内容

次に掲げる活動で、ヘリコプター等の特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

#### 1. 災害応援対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動

(2) 救援物資・人員・資機材等の搬送

## 2. 救急・救助活動

(1) 傷病者・医師等の搬送

(2) 被災者の救助・救出

## 3. 火災防御活動

(1) 空中消火

(2) 消火資機材・人員等の搬送

## 4. その他

(1) ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

### 第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊・海上保安庁・警察・道・開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

#### 1. ヘリコプター等保有機関の活動内容

##### (1) 北海道

北海道災害対策本部等の指示、又は市町村の要請により、災害応急対策等の活動を行う。災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や「本章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、都道府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

##### (2) 北海道開発局・北海道警察・第一管区海上保安本部

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

##### (3) 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

### 第5 支援体制

町長は、ヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

#### 1. 離着陸場

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。災害の状況により離着陸場候補地を利用することとなるが、ほとんどが避難

所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

【ヘリコプター離発着場及び可能地（ドクターヘリランデブーポイントと同様）】

場所	住所	面積	場所	住所	面積
江差町運動公園	砂川	縦 90m×横150m	まなびつくグラウンド	南が丘	縦 60m×横 70m
南が丘小学校グラウンド	南浜町	縦115m×横 60m	江差港マリーナ駐車場	姥神町	縦 42m×横 65m
松の岱グラウンド	緑丘	縦 75m×横 70m	あすなろ福祉会本部グラウンド	豊川町	縦 95m×横125m
江差港南埠頭	姥神町	縦180m×横 50m	高等看護学院グラウンド	伏木戸町	縦 48m×横 55m
江差港北埠頭	中歌町	縦 97m×横 54m	柳崎児童館横空地	柳崎町	縦 40m×横 50m
江差北中学校グラウンド	水堀町	縦 78m×横125m	旧えさし荘跡地	水堀町	縦 40m×横 73m
旧朝日小中学校グラウンド	朝日町	縦 45m×横 95m			

## 2. 安全対策

### (1) 地上支援

離着陸の安全確保のため、支障が生じないための必要な措置として、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

### (2) 受け入れ体制

受け入れに当たっては、所要資機材・宿泊施設等の確保を図る。

## 第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町を始めとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては、各機関相互の情報交換、担当区域の割振りなど、円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

### 第1 実施責任

町及び消防機関（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、北海道等の応援を求める。

さらに、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 第2 救助救出活動

#### 1. 被災地域における救助救出活動

町及び北海道警察は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

#### 2. 海上における救助救出活動

江差海上保安署は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

#### 3 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき災害対策現地合同本部を設置する。

## 第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

### 第1 基本方針

1. 医療救護活動は、災害急性期においては、必要に応じて、道に対し、災害派遣医療チーム (DMAT) を被災地への派遣を要請することとし、亜急性期以降においては、町又は北海道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。  
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり、必要に応じて災害派遣精神医療チーム (DPAT) の派遣を要請する。
2. 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
3. 救護班及び災害派遣医療チーム (DMAT) の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) トリアージ
  - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
  - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
  - (4) 災害時に北海道が設置するSCU (広域搬送拠点臨時医療施設) における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
  - (5) 助産救護
  - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール (災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)
  - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援 (災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)
4. 災害派遣精神医療チーム (DPAT) の業務内容は、次のとおりとする。
  - (1) 傷病者に対する精神科医療
  - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

### 第2 医療救護活動の実施

#### 1. 江差町

- (1) 町長は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を依頼する。
- (2) 町長は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

#### 2. 北海道

- (1) 災害発生時に町等からの支援要請による保健医療福祉活動チーム (災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。) の派遣・受入等を円滑に実施するため、保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備に努める。

- (2) 救助法を適用した場合、又は町から医療救護に関する協力要請があった場合で医療救護活動を必要と認めるときは、適時適切な場所に救護所を設置する。  
また、避難所の設置が長期間に渡る場合には、必要に応じて避難所に救護センターを併設する。
- (3) 被災地等の医療機関の診療状況等の情報を北海道救急医療・広域災害情報システム等により迅速に把握する。
- (4) 災害拠点病院及び協力機関等に災害派遣医療チーム (DMAT)、救護班の派遣を要請するとともに、道立医療機関の所属医師等によって編成する救護班を派遣する。
- (5) 災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行し、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは、道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、道は、医療チーム等の交代によって医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (6) 必要に応じて精神科病院等に災害派遣精神医療チーム (DPAT) の編成に必要な医師・看護師・臨床心理技術者等の派遣を要請するとともに、派遣に係る調整を行う。
- (7) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師・保健師・管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。

### 3 災害拠点病院

- (1) 災害拠点病院は、道の要請に基づき救護班、災害派遣医療チーム (DMAT) を派遣し、医療救護活動を行う。
- (2) 災害拠点病院は、被災患者を受け入れるとともに、医薬品・医療機材等の応急用資材の貸出等により地域の医療機関を支援する。

## 第3 対象者及び対象者の把握

### 1. 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害により医療を必要とする者
- (3) 災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

### 2. 対象者の把握

救護を必要とする者の把握は、概ね次の方法による。

- (1) 救護を必要とする者からの要請
- (2) 地区責任者等からの通報

(3) 本部職員による現地調査

#### 第4 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣要請

##### 1. 医療救護所の設置

医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに、応急医療・助産等を行うため、安全かつ適応する学校その他公共施設を利用して設置することとし、当該地域の住民に周知するものとする。なお、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用するものとする。

##### 2. 医療救護班の派遣要請

災害の規模により応急医療の必要があるときは、檜山医師会に対し、医療救護班の派遣要請を行う。

#### 第5 医療及び助産の実施

医療及び助産等の救護を要する者の調査結果は、でき得る限り正確かつ迅速に本部に報告することとし、本部では直ちに救護に関し医師又は助産師の派遣、救護所の開設、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

##### 1. 医療救護班の編成

医師・看護師・助産師・その他補助員をもって編成する。

##### 2. 医療及び助産業務

医療救護班等の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検索
- (4) 助産救護

##### 3. 医療用資機材・医薬品等の調達

町は、必要な医療用資機材・医薬品等は、町内医療機関の備蓄医薬品や町内の取扱業者から調達により確保するが、なお不足する場合は北海道又は関係機関に対し、斡旋及び提供を要請する。

##### 4. 健康管理及び心のケア

医療救護所には、保健師を配置して保健指導に当たる。また、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力を得て、カウンセリングや心のケアを行い、被災者や避難行動要支援者の精神的負担の軽減に努める。

##### 5. 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関・医師会・歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道知事に対し救護班等の派遣を要請する。

## 第6 輸送体制の確保

### 1. 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などによって移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等によって行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

### 2. 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として檜山広域行政組合江差消防署が実施する。

ただし、檜山広域行政組合江差消防署の救急車両が確保できないときは、道、町又は救護班が確保した車両によって搬送する。道路の損壊などによって搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等によって行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

## 第7 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達によって確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請する。

## 第8 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について、病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

## 第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

1. 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い、実施する。
2. 江差保健所長の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

### 第2 防疫の実施組織

#### 1. 検病調査班の編成

- (1) 知事は、検病調査等のため検病調査班を編成するものとする。
- (2) 検病調査班は、医師1名・保健師（又は看護師）1名・その他職員1名をもって編成するものとする。ただし、知事は調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて必要と認められるときは、保健師（看護師）1名・その他1名等をもって編成する複数の班を医師が統括することができるものとする。

#### 2. 防疫班の編成

町長は、被災地におけるねずみ族・昆虫等の駆除及び消毒等の防疫活動を、円滑かつ能率的に実施するため、次の防疫班等を編成する。

- (1) 防疫班（衛生技術者1名・班長・班員）を災害規模により編成する。
- (2) 検病班（医師・保健師又は看護師1名）を災害規模により編成する。
- (3) 検水班（班長・班員）を災害規模により編成する。

### 第3 感染症の予防

#### 1. 防疫の措置

町長は、感染症予防上必要があると認められる場合、又は町における災害の規模・態様に応じ、知事の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症予防法第27条第2項）
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（感染症予防法第28条第2項）
- (3) 物件に係る消毒等の措置に関する指示（感染症予防法第29条第2項）
- (4) 生活用水の供給に関する指示（感染症予防法第31条第2項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条第1項及び第9条）
- (6) 公共の場所の清潔方法に関する指示

#### 2. 検病調査及び保健指導等

道の編成する検病調査班が実施する検病調査及び保健指導等の実施要領は、次のとおりである。

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては北海道の検病調査班と連携し、少なくとも1日1回以上行う。

- (2) 町内の衛生組織、その他関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努めること。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- (4) 知事の指示により、感染症予防に必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

### 3. 消毒方法

町長は、感染症法第 27 条第 2 項の規定に基づく知事から消毒の指示があったときは、感染症法施行規則第 14 条及び平成 30 年 12 月 27 日付け健感発 1227 第 1 号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき、薬剤の所要量を確保して速やかにこれを実施する。

#### (1) 飲料水

給水施設として井戸を使用している場合の井戸の消毒は、10%次亜塩素酸ナトリウム溶液をその水 1 m³当たり 20cc 投入して十分攪拌した後約 2 時間放置し、給水栓における残留塩素を 0.1～1 mg/l に保持する。ただし、給水する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は 0.2～2 mg/l に保持する。

なお、水害等で汚水が直接入ったような場合又はウイルスに汚染されたおそれが強いときは、消毒のうえ井戸がえを施さないと使用させない。

#### (2) 家屋内

汚染された台所・炊事場・食器戸棚などを中心に、クレゾール水などを用いて拭浄し、床下には湿潤の程度に応じて石灰を散布する。

#### (3) 便所

便所は石灰酸水・クレゾール水又はホルマリン水で拭浄するか散布する。便槽は、か性石灰末・石灰乳又はクロール石灰水を十分攪拌させ、出来れば 1 週間以上放置したのち処理する。

か性石灰末・・・し尿貯留量の 30 分の 1 以上

石灰乳、クロール石灰水・・・し尿貯留量の 5 分の 1 以上

### 4. ねずみ族・昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項の規定に基づく知事の指示があったときは、薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

### 5. 生活用水の供給

町長は、感染症法第 31 条第 2 項の規定に基づくよる知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によるろ過給水等を実情に応じて実施する。この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。

なお、供給量は一人 1 日当たり約 20 l とすることが望ましい。

## 6. 患者に対する措置

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに知事に通知し、感染症のまん延を防止するため入院する患者を、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

### (1) 感染症指定医療機関

2類感染症患者は第二種感染症指定医療機関である市立函館病院に、1類感染症患者は道知事が指定する第一種感染症指定医療機関に入院させる。(法第20条)

### (2) その他

緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であっても道知事が適当と認めるものに入院させることができる。(法第19条・第26条)

## 第4 避難所等の防疫指導

避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

### 1. 検病・健康調査等

避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

### 2. 清潔方法、消毒方法等の実施

江差保健所長の指導の下、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等により、トイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

### 3. 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物・塵芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

### 4. 飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

## 第5 防疫活動に必要な資機材

防疫活動を行うに当たり、町が保有する消毒器等の防疫用資機材が不足した場合は、必要に応じて町内業者等から調達する。

## 第6 家畜防疫

### 1. 実施責任者

被災地の家畜防疫は、知事が行うものとする。

## 2. 実施の方法

檜山家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めるときは、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

### (1) 緊急防疫

家畜伝染性疾病防疫上必要があると認めるときは、予防薬を緊急確保するとともに、必要に応じて家畜伝染病予防法を適用して予防注射を行うほか、被災家畜所有者の自主的接種を指導する。

### (2) 獣医薬品器材の確保

緊急防疫用獣医薬品器材の確保に努めるものとする。

### (3) 畜舎等の消毒及び有害昆虫の防除等

家畜の所有者及び関係団体等に対し、畜舎等の消毒の励行を指導するとともに、必要と認める地域においては家畜伝染病予防法を適用して消毒又は有害昆虫の防除を実施するものとする。

### (4) 家畜衛生車の被災地への派遣

災害発生時に家畜衛生車の出動を指示し、必要に応じ被災地に派遣し、防疫に当たるものとする。

## 第12節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命・身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために必要な災害警備に関する計画は、次に定めるところによる。

### 第1 災害警備体制の確立

北海道警察及び第一管区海上保安本部は、災害が発生したときは、状況に応じて災害警備本部を設置し、災害警備体制の確立を図る。

### 第2 応急対策の実施

#### 1. 北海道警察

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模・態様に応じて、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 災害活動に必要な情報を収集するとともに、収集した情報を関係機関と共有する。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街及び商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。
- (3) 風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。
- (4) 町・消防機関・医療機関の協力を得て、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、遺体見分等に当たるものとする。

#### 2. 第一管区海上保安本部

第一管区海上保安本部は、海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。
- (2) 巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。
- (3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

### 第3 交通規制

北海道公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるために必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限する。

また、通行禁止等の措置を行った場合には、町及び関係機関に連絡するとともに、区域内に在る者に対し、広報媒体等を通して広報・周知の措置をとる。

#### 1. 警察署長の行う交通規制

警察署長は、管轄区域内の道路が災害等による決壊等で危険な状況が発生し、又はその状況

により必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

## 2. 警察官が行う交通規制

警察官は、災害発生時において交通に対して、緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法の規定に基づき、一時的に歩行者及び車両の通行を禁止し又は制限する。

## 3. 町長への通知

警察署長は、前記1及び2の交通規制を行った場合は、速やかにその内容を町長に通知する。

## 第4 緊急輸送のための交通規制

災害時、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

### 1. 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象・区域・区間・期間又は理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

### 2. 緊急通行車両の確認

知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署長）は、災害応急対策に必要な緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両の確認をしたものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付し、車両の前面に標章を掲示させる。

### 3. 通行禁止又は制限から除外する車両の確認

北海道公安委員会（江差警察署長）は、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことができない車両等、公益上又は社会生活上通行させることがやむを得ないと認められる車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、規制対象除外車両であることの確認を行い、規制対象除外車両の確認をしたものについては、車両ごと「規制対象除外車両通行証明書」及び「標章」を交付し、車両の前面に標章を掲示させる。

## 第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防・避難・救助・救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

### 第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど、事前の備えを推進する。

#### 【実施機関と対策内容等】

実施機関		応急対策の内容等
北海道公安委員会 (江差警察署)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。</li> <li>○通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者・所有者・管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。</li> <li>○移動等の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。その場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。</li> </ul>
第一管区海上保安本部 (江差海上保安署)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制を行う。</li> </ul>
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		<ul style="list-style-type: none"> <li>○町長等・警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、時に次の措置をとることができる。</li> <li>ア. 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。</li> <li>イ. 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。</li> <li>ウ. 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。</li> </ul>
道路 管 理 者	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。</li> </ul>
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。</li> <li>○交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車輛等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。</li> <li>○道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、町長等の要請に基づきあっせん及び調達を行うものとする。</li> </ul>
	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。</li> <li>○警察官がその場にはいない場合に限り、消防職員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。</li> </ul>

## 第2 道路の交通規制

### 1. 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

### 2. 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

### 3. 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（江差警察署）が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

## 第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部（江差海上保安署）は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理指導を行う。
2. 海難の発生・危険物の排出・その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。
3. 海難船舶・漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。
4. 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
5. 航路標識が損壊し又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

## 第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限する。

## 1. 通知

北海道公安委員会（江差警察署）はあらかじめ当該道路管理者に対し、禁止又は制限の対象・区域・区間・期間及び理由を通知する。なお、緊急を要し、あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかに通知する。

## 2. 緊急通行車両の確認手続

知事（檜山振興局長）又は北海道公安委員会（江差警察署長）は、車両の使用者の申し出により、当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行うものとする。なお、緊急通行車両の確認は、北海道（檜山振興局）又は警察本部・方面本部・警察署及び交通検問所で行う。

緊急通行車両であると確認をしたものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

### （1）緊急通行車両

ア. 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- （ア）特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- （イ）消防・水防その他の応急措置に関する事項
- （ウ）被災者の救難・救助その他保護に関する事項
- （エ）被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- （オ）施設及び設備の応急復旧に関する事項
- （カ）清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- （キ）犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- （ク）緊急輸送の確保に関する事項
- （ケ）その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ. 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

ウ. 町・道及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、「緊急通行車両標章交付」のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

## 3. 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、公安委員会の意思決定によって規制除外車両として通行を認める。

### (1) 確認手続

ア. 北海道公安委員会（北海道警察）は、車両使用者等の申出により、当該車両が規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

#### イ. 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

#### ウ. 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したのものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

### (2) 事前届出制度

#### ア. 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であり、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

#### イ. 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

## 第5 緊急輸送道路ネットワーク計画

北海道開発局・北海道・札幌市・東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送道路のネットワーク化を図るため、「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

### 1. 計画内容

#### (1) 対象地域

道内全域

#### (2) 対象道路

既設道路及び概ね令和7年までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて緊急河川敷道路・臨港道路等を含めている。

## 2. 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmとなっている。

### (1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾・地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港・公共用ヘリポート・総合病院・自衛隊・警察・消防等を連絡する道路【道路延長 7,245km】

### (2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関・公共機関・主要駅・港湾・ヘリポート・災害医療拠点・備蓄集積拠点・広域避難地等）を連絡する道路【道路延長 3,831km】

### (3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

その他の道路【道路延長 295km】

## 第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難・災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実にを行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町及び国、道は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。その際、町及び道は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

### 第1 実施責任者

災害応急対策のための輸送は、町長が実施するものとする。また、町長は、必要と認める場合は、知事（檜山振興局長）へ自衛隊の派遣・出動を依頼する。

### 第2 輸送の対象

1. 避難のための住民の輸送
2. 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
3. 応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
4. 運搬給水による飲料水確保のための輸送
5. 救援物資の輸送
6. その他災害対策本部が行う輸送

### 第3 輸送の方法

#### 1. 車両輸送

原則として町の所有する車両等を使用し、被害の規模・被害の状況及び距離等により、町の所有する車両のみでは輸送が困難な場合は、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。また、災害時において公安委員会等が車両の通行禁止、又は、制限をした場合、町長は、江差警察署等に対して、当該車両が緊急輸送車両であることの標章又は証明書の交付を申請するものとする。

#### 2. 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態が生じた場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊のヘリコプターの出動要請依頼を行うものとする。

#### 3. 船舶輸送

陸上輸送路が使用できない場合又は船舶による輸送が適切であると判断される場合、漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の救助その他の公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、江差海上保安署に輸送を要請する。

## 第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1. 江差町

被災者及び災害応急対策従事者等に対し、食料等の調達・配給及び給付対策を実施する。

#### 2. 北海道

必要に応じて、主要食料の調達及び供給の決定と調整を図る。

#### 3. 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 第2 食料の供給

#### 1. 江差町

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について檜山振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接又は檜山振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

#### 2. 北海道

知事は、町長から要請があったとき又はその事態に照らして緊急を要し、市町村からの要求を待たないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮の下、食料を調達し町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

#### 3. 北海道農政事務所

北海道及び被災市町村と十分連絡を取りつつ、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

### 第3 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

1. 避難場所に収容された者
2. 住家が被害を受け炊事のできない者
3. 旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記①・②に該当することとなった者
4. 災害応急対策に従事している者

### 第4 炊き出し

災害現地における被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは町長が行うほか、関係団体やボランティア等に協力を要請するものとする。

## 第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない場合における生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次に定めるところによる。

### 第1 実施責任者

町は給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

#### 1. 個人備蓄の推進

町は、飲料水等の生活用水を災害発生後3日分程度、あらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

#### 2. 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水・自然水（川・ため池等の水）・プール・受水槽・防火水槽等の水をろ過・滅菌して供給するものとする。

#### 3. 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材（ポリタンク等）の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ給水車・散水車・消防タンク車及びろ過器等を所有する機関から調達して給水に当たるものとする。

### 第2 給水の実施

#### 1. 給水の方法

##### （1）輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防水槽車等）により取水し、被災地域内へ輸送のうえ住民に給水するものとする。この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

##### （2）浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

##### （3）家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲料水として適すると認められる場合は、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。なお、水質検査の結果、飲用不適の場合は、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

## 2. 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。また、災害時の物資供給に関する協定に基づき、物資の調達及び供給を要請するものとする。

## 第17節 衣料・生活必要物資供給計画

災害時における被災者に対する被服・寝具・その他生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1. 江差町

救助法が適用された場合の被災者に対する被服・寝具・その他生活必需物資の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合には、町長がその都度実施する。

##### (1) 物資の調達・輸送

- ア. 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- イ. 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- ウ. 生活必需品を取り扱う小売店・卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達ができる方法を定めることとする。

#### 2. 北海道

知事は、災害時における災害救助物資について、町の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

なお、町における物資が不足し災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるときは、要求を待たずに物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、無償・有償の区分を明確化するとともに、配分計画表を作成し、この計画に基づいて給与又は貸与するよう助言する。

##### (1) 要配慮者に配慮した物資の整備

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- ア. 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- イ. 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

#### 3. 指定地方行政機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

##### (1) 北海道経済産業局

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡を取りつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

#### 4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

## 第2 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

### 1. 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- (1) 家が全壊・全焼・流失・半壊・半焼・埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- (2) 被服・寝具・その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

### 2. 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- (1) 寝具（毛布・布団等）
- (2) 外衣（作業衣・洋服・子供服等）
- (3) 肌着
- (4) 身の回り品（タオル・手拭・靴下等）
- (5) 炊事用具（鍋・炊飯器・包丁・ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗・皿・箸等）
- (7) 日用品（石鹸・ちり紙・歯ブラシ・歯磨等）
- (8) 光熱材料（マッチ・ロウソク・灯油等）
- (9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

## 第3 実施の方法

### 1. 物資の調達及び配分

町長は、災害により日常生活に必要な衣料・生活必需品を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じ、一時的に急場をしのぐ程度の衣料・生活必需品等を給与又は貸与するものとし、町内の各衣料品店及び日用品店を調達先とし物資の配分を行う。なお、町内で必要数量を確保することが困難な場合は、檜山振興局に協力を要請する。

知事は、町長等の要請に基づき必要物資の斡旋・調達を行うもので、災害の態様・交通の状況等により種々であるが主要経済都市を中心として行うものとし、災害の規模により必要がある場合は道外調達の方途を講ずるものとする。

### 2. 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ・介護用品・スプーン・哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

### 3. 給与又は貸与台帳

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- |                 |                         |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 世帯構成員別被害状況  | (資料9-2 様式「世帯構成員別被害状況」)  |
| (2) 物資購入(配分)計画表 | (資料9-3 様式「物資購入(配分)計画表」) |
| (3) 物資受払簿       | (資料9-4 様式「物資受払簿」)       |
| (4) 物資給与及び受領簿   | (資料9-5 様式「物資給与及び受領簿」)   |

資料9-2 様式「世帯構成員別被害状況」

資料9-3 様式「物資購入（配分）計画表」

資料9-4 様式「物資受払簿」

資料9-5 様式「物資給与及び受領簿」

#### 第4 日本赤十字社北海道支部における災害救助物資の備蓄

1. 被災者の救助用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
  - (1) 毛布
  - (2) 救急セット
  - (3) 拠点用日用品セット
  - (4) 安眠セット
2. 救助物資の緊急輸送を円滑に行うために別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

資料5-6 江差町分区災害救助物資備蓄状況

## 第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設・避難所・医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

1. 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
2. 地域の卸売組合・協同組合・主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
3. 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
4. LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

### 第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合・協同組合・主要業者に対し協力を要請し又は斡旋を求めるものとする。

また、函館地方石油業協同組合との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」により、要請することができる。

資料8-1 防災協定の締結状況

## 第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第1 電力施設の状況

北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の施設は、次のとおりである。

1. 変電施設
2. 送電施設

### 第2 応急対策

#### 1. 活動態勢

発令基準に従い警戒態勢・非常態勢を発令し、態勢を整備する。

#### 2. 情報収集

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電・復旧見込みなどの状況について、町及び道に連絡する。

#### 3. 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図る。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

#### 4. 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じ、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

#### 5. 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に対して融通動員を要請する。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、支部長が町長を経て知事（檜山振興局長）に要請するものとする。

#### 6. 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図る。なお、必要により指定地方行政機関・地方公共団体等に対し、労務施設・設備又は物資の確保について応援を求める。

#### 7. 応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案し、二次

災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

## 第20節 ガス施設災害応急計画

災害時には、プロパンガスの埋没や流出、ガス漏れ等の被害が予想され、供給停止による住民生活の支障が予想される。

このため、町は、ガス事業者等の応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護する。

### 第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

### 第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

### 第3 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、町は、江差警察署・江差消防署と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

## 第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

### 第1 上水道

#### 1. 応急復旧

大規模な災害により長期間断水となることは、住民の生活維持に重大な支障をきたすため、水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかな応急復旧による水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検・被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- (4) 住民に対する広報活動を行う。

#### 2. 広報活動

水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの措置について周知を図る。

### 第2 下水道

#### 1. 応急復旧

市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであることから、下水道管理者は、あらかじめ施設の応急復旧等についての計画を定めておくとともに、災害発生に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資機材等の確保など復旧体制を確立する。
- (3) 被害の状況により他市町村への応援要請を行う。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急措置をとる場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- (6) 住民に対する広報活動を行う。

#### 2. 広報活動

下水道施設に被害を生じたときは、その被害状況及び復旧見込み等について広報を行い、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

## 第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策は、本計画の定めるところによる。

### 第1 災害の原因及び被害種別

#### 1. 災害の原因

- (1) 暴風・竜巻・洪水・高潮・地震・その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨・豪雪・融雪・雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 津波
- (4) 山崩れ・崖崩れ・地すべり
- (5) 土石流
- (6) 落雷
- (7) 波浪

#### 2. 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) トンネル・橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- (5) 河岸・堤防・護岸・水制・床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川・砂防えん堤・漁港の埋塞
- (7) 堤防・消波工・離岸堤・突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- (8) 砂防・地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (9) ダム・溜池等えん堤の流失及び決壊
- (10) ダム貯水池の流木等の堆積
- (11) 下水道管渠の蛇行・閉塞・亀裂及び処理場施設の被害
- (12) 岸壁・物揚場の決壊
- (13) 航路・泊地の埋没

### 第2 応急土木復旧対策

#### 1. 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施するものとする。

#### 2. 応急対策及び応急復旧対策

施設の管理者は、災害時における被害の発生を予防し、又は被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

##### (1) 応急措置の準備

- ア. 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- イ. 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

### (2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し又は町・道・関係機関・自衛隊等の協力を求めるものとする。

### (3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

## 3. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに本防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

## 第23節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減・防止し住民生活の安全の確保を図るものとする。

### 第1 危険度判定実施の決定

町長は、災害の発生による宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定したときは、危険度判定実施本部を設置するとともに、知事に対し支援を要請する。また、知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

### 第2 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

1. 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
2. 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
3. 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁・のり面等）に判定ステッカーにより表示する。

#### 【判定結果の表示法】

区 分	表示方法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要注意宅地	黄のステッカーを表示する
調査済宅地	青のステッカーを表示する

### 第3 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

1. 宅地に係る被害情報の収集
2. 判定実施計画の作成
3. 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編制
4. 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
5. 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

### 第4 事前準備

町は災害発生に備え、実施マニュアルに基づき道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。また、関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成・登録及び更新等に関する事務を行う。

## 第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理ができない被災者に対して応急修理を実施するものとし、救助法が適用された場合は避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

### 第2 実施の方法

#### 1. 避難所の設置

町長は、災害により住宅が被害を受けて居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

#### 2. 公営住宅等のあっせん

町長は、災害により被災者の一時的な住居の安定を図るため、町営住宅等に空き家がある場合には、被災者を町営住宅等へ入居させることができる。

また、町営住宅に空きがない場合は、知事（檜山振興局）に道営住宅の空き家への入居を依頼するものとする。

##### (1) 入居対象者

- ア. 住宅が全壊・全焼又は流失した者
- イ. 居住する住宅がない者
- ウ. 自己の資力では住宅を確保することができない者

##### (2) 入居手続き等

町営住宅又は道営住宅の入居に関しては、それぞれ江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）又は、北海道住宅条例（平成9年条例第11号）の規定によるものとする。

### 3. 応急仮設住宅

#### (1) 入居対象者

原則として、次の条件に該当していなければならない。

- ア. 住宅が全壊・全焼又は流失した者
- イ. 居住する住宅がない者
- ウ. 自己の資力では住宅を確保することができない経済的弱者であり、次のいずれかに該当する者

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び要保護者

(イ) 特定の資産のない失業者・寡婦・母子家庭・高齢者・病弱者・身体障がい者・勤労者・小企業者など

## (2) 入居者の選定

入居者の選考は、民生委員の意見等を徴し、被災者の資力、その他生活条件を十分に調査のうえ選定する。

## (3) 建設型応急住宅の建設

原則として、建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

## (4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

## (5) 建設戸数

町長は、建設必要戸数を知事に要請する。

## (6) 規模・構造・存続期間及び費用

### ア. 標準規模と構造

建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てによって実施する。

### イ. 存続期間

応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受け、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

### ウ. 費用

費用は救助法及び関係法令に定めるところによる。

## (7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

## (8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

## (9) 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

#### 4. 住宅の応急修理

町長は、必要により災害によって住家が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施するものとする。

##### (1) 応急修理の対象者

- ア. 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者
- ウ. その他町長が特に必要と認めた者

##### (2) 応急修理実施の方法

応急修理は、建設型応急住宅の建設に準じて行う。

##### (3) 応急修理の範囲と費用

- ア. 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ. 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

#### 5. 災害公営住宅の整備

##### (1) 整備基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号のいずれかに該当する場合に、滅失した住宅に居住していた低所得罹災世帯のため、国庫から補助（割当）を受けて整備し入居させるものとする。

ア. 地震・暴風雨・洪水・高潮・その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
- (イ) 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

イ. 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき

##### (2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第 46 条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

##### (3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

##### ア. 入居者の条件

- (ア) 当該災害発生の日から 3 年間は、当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- (イ) 収入分位 50%（月収 259,000 円）を限度に、江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 10 号）で定める金額を超えない世帯であること。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。

##### イ. 構造

再度の被災を防止する構造とする。

#### ウ. 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

#### エ. 国庫補助

(ア) 建設・買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。ただし、激甚災害の場合は3/4とする。

(イ) 借上げを行う場合、住宅共用部分工事費の2/5とする。

### 第3 資材のあっせん・調達

町長は、建築資材・暖房用燃料等の調達が困難な場合は、北海道にあっせんで依頼するものとする。

### 第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 第25節 障害物除去計画

水害・山崩れその他の災害によって、道路・住居又はその周辺に運ばれた土砂・樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、住民の生活安定と交通を確保し、必要物資の輸送を円滑にし被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

#### 1. 道路・河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路・河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法・河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行い、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任によって行うものとする。

#### 2. 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第7章第1節 海上災害対策計画」の定めるところによる。

### 第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えられると予想される場合、並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うもので、次に掲げる場合に行うものとする。

1. 住民の生命財産等を保護するため、速やかに障害物の除去を必要とする場合
2. 障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合
3. 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
4. その他公共的立場から除去を必要とする場合

### 第3 障害物除去の方法

1. 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び民間土木業者の協力・応援を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
2. 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

### 第4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物の集積は次の事項に留意して、それぞれの実施機関においてできる限り被災地周辺の町有地・遊休地を利用して行うものとする。

1. 再び人命財産に被害を与えるおそれのない安全な場所であること。
2. 交通の障害にならない場所であること。
3. 盗難等の危険のない場所であること。

## 第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、「本章第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

## 第26節 文教対策計画

学校施設の被災、又は児童生徒の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育を行えない場合の応急対策及び文化財の保全については、本計画の定めるものとする。

### 第1 実施責任

#### 1. 学校管理者等

町立小学校の応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行う。ただし、救助法が適用された場合は、児童生徒に対する教科書・文房具類の給与は、町が知事の委任により実施する。

また、学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。

##### (1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対策を実施するため、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備えて教職員の役割分担・相互の連携・時間外における教職員の参集等についての体制を整備する。

##### (2) 児童生徒の安全確保

###### ア. 在校中の安全確保

在校中の児童生徒の安全を確保するため、防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

###### イ. 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法・児童生徒の誘導方法・保護者との連携方法・緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員・児童生徒・保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

##### (3) 施設の整備

文教施設・設備を災害から防護するため、日常点検や定期的な安全点検を行い、危険箇所や要補修箇所の早期発見と改善に努める。

### 第2 応急教育対策

#### 1. 休校措置

##### (1) 登校前の場合

学校長は、学校施設等の被災その他の理由により校務等の運営上やむを得ないと認めるときは、町教育委員会と協議し休校の措置をとる。休校措置を登校前に決定したときは、学校長又は町教育委員会は、直ちにその旨を学校があらかじめ定めた連絡網等の伝達方法に従い、各児童生徒に周知することとする。

##### (2) 授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとることとする。授業等を中断し帰

宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童にあつては教員が地区別に引率するなどの措置を講ずるものとする。

## 2. 学校施設の確保

授業実施のため校舎等施設の確保は、災害の規模・被害の程度によって次の方法によるものとする。

### (1) 校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法をとる。

### (2) 校舎の大部分または全部が使用不能となった場合

公共施設等、または最寄りの学校の校舎を利用するものとする。なお、施設の確保ができない場合は、応急仮校舎・仮運動場の建設を検討するものとする。

## 3. 教育の要領

災害の状況に応じた特別の教育計画をたてて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあつても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。なお、特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 教科書・学用品等の損失状況又は支給状況を考慮し、学習の内容・方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
- (2) 公共施設が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- (3) 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。なお、集団登下校の際には、保護者・地域住民・関係機関等の協力を得るようにする。
- (4) 学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難収容が授業の支障とならないよう留意する。
- (5) 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

## 4. 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、管内教職員を動員配置するなど、教育に支障をきたさないようにすることとする。

## 5. 授業料の減免等

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、北海道教育委員会は（私立高等学校にあつては、北海道及び学校設置者）は必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

## 6. 学校給食等の配置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続を図られるよう応急措置を講ずる。

また、衛生管理に特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の対策を講ずる。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀・小麦・脱脂粉乳及び牛乳については関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努める。

## 7. 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行うものとする。

(1) 校舎内、特に水飲み場・炊事場・トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を受入れて授業を継続する場合は、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

## 8. 教科書・学用品の調達及び支給

### (1) 調達の仕方

教科書の調達は、学校別・学年別・使用教科書ごとにその数量を調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、道教委の指示に基づいて教科書取扱店等から供給を受けるものとする。また、町内の他学校に対し、使用済教科書の供与を依頼するものとする。

### (2) 支給の対象者

被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失またはき損し、就学上支障のある者に対して支給するものとする。

### (3) 支給の仕方

学校長と緊密な連絡をとり、学校長を通じて対象者に支給するものとする。

### (4) 支給品目

ア. 教科書及び教材

イ. 文房具

ウ. 通学用品

エ. その他特に必要と認めたもの

## 9. 被災教職員・児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ感染症予防対策、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）の規定による予防接種や、健康診断を実施するものとする。

## 第3 文化財対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財（有形文化財、

無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、所管する町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

## 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬は、本計画に定めるところによる。

### 第1 実施責任者

災害により、行方不明者の捜索及び遺体の収容・処理・埋葬等は、警察署・消防機関・海上保安庁・自衛隊、あるいは民間団体等関係機関の協力を得て、町長が実施するものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行うが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

### 第2 実施の方法

#### 1. 行方不明者の捜索

##### (1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡しているものと推定される者。

##### (2) 実施の方法

町長は、災害の規模・実情等を勘案して捜索班を編成し、消防機関・警察署及び海上保安官その他あらゆる関係団体の協力を得て、実情に応じた方法で行うものとする。なお、被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

##### (3) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し次の事項を明示して捜索を要請する。また、遺体が海上に漂流することが予想される場合は、第一管区海上保安本部に捜索を要請する。

ア. 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所。

イ. 行方不明者数及び氏名・性別・年齢・容貌・特徴・着衣等。

#### 2. 遺体の処理

##### (1) 対象者

災害の際に死亡した者で、災害による社会混乱のため遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

##### (2) 処理の範囲

ア. 遺体の洗浄・縫合・消毒等の処置（日本赤十字社北海道支部）

イ. 遺体の一時保存（町）

ウ. 検案（日本赤十字社北海道支部）

エ. 死体見分（警察官・海上保安官）

##### (3) 処理の方法

ア. 遺体を発見したときは、速やかに警察官の見分及び日赤北海道支部の検案を受け、次に

より処理する。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は遺体の洗浄・縫合・消毒・検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

イ. 遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別・推定年齢・遺品等を記録し、遺体収容所に安置する。

ウ. 遺体収容所は、町内の寺院・公共施設等死体の収容に適切な場所とするが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

### 3. 遺体の埋葬

#### (1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため親族が埋葬を行うことが困難な場合又は親族のない遺体とする。

#### (2) 埋葬の方法

ア. 町長は、遺体を火葬又は土葬に付し、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給や、火葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

イ. 身元不明の遺体は、警察署その他の関係機関に連絡し調査するものとするが、調査機関が長期にわたる場合は、行旅死亡人として取り扱い遺体を仮に埋葬（土葬）することとする。

### 4. 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

### 5. 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地・埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

## 第28節 家庭動物対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、檜山振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行い、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

### 第2 家庭動物等の取扱

1. 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。
2. 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

### 第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

## 第29節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

### 第1 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施するものとする。

### 第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料・転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせんについて、次の事項を明らかにして農協を通じあっせンを要請するものとする。

また、町内において処理不可能なときは、文書をもって檜山振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料のあっせンを要請することができるものとし、北海道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせンを要請するものとする。

#### 1. 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については種類・品質・数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

#### 2. 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

## 第30節 廃棄物処理等計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、大規模災害は発生した場合の災害廃棄物の処理については、「江差町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第 25 節「障害物除去計画」によるものとする。

### 第 1 実施責任者

被災地における廃棄物等の処理は町が実施するが、町のみでは実施することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を要請する。また、死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは町が行う。

檜山振興局長は、町が行う被災地における廃棄物等の処理に関し、現地の状況に応じ指導・助言を行うものとし、町長から廃棄物等の処理に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣・資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に基づき、適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

### 第 2 廃棄物等の処理方法

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条の 2 第 2 項及び第 3 項・第 12 条第 1 項並びに第 12 条の 2 第 1 項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第 86 条の 5 の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

#### 1. ごみの収集処理

- (1) 被災地住民の協力を要請し、原則として町ごみ処理基本計画に基づく分別収集を行う。
- (2) 収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。
- (3) 収集に当たる車両は、町車両・委託業者の収集車及び借上車両とする。

#### 2. し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、町は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

### 3. 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、檜山振興局保健環境部保健行政室の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。
- (2) 移動できないもの及び獣畜に伝染病が発生し死亡した場合には、江差保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)により埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

## 第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO 等との連携については、本計画の定めるところによる。

### 第1 ボランティア団体等の協力

町長は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体からの協力の申し出等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受けるものとする。

### 第2 ボランティアの受け入れ

町、道、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

#### 1. ボランティア団体等の受入窓口

ボランティア団体の受付窓口は、総務総括部が担当する。

#### 2. ボランティア団体等の登録

災害応急対策等に協力を期待できるボランティア団体等について、その名称・責任者・連絡先等を明らかにするとともに、事前に了解を得ておくものとする。

#### 3. 受入れ状況の把握

ボランティア団体等の受け入れの際には、次の事項を把握しておくものとする。

- (1) 団体名・所属名・出身地名・連絡先等
- (2) 責任者・リーダー名、滞在中の連絡先・連絡方法等
- (3) 人数・性別・年齢等
- (4) 専門分野・有資格者・支援内容・活動経験等
- (5) 装備品・携行品等の内容・数量等
- (6) 滞在可能（予定）期間
- (7) その他必要特記事項

#### 4. 登録ボランティア証の交付

- (1) 町外からのボランティアには、受付完了後ボランティア証を交付する。
- (2) ボランティア証は、活動に従事する間、携行するものとする。

### (3) 記載事項

- ア. 顔写真（受付時撮影）
- イ. 氏名・性別・年齢・所属
- ウ. 現住所及び滞在中の連絡先、電話番号

(4) ボランティア証は、活動が完了した時点で、返還するものとする。

## 第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する主な活動内容は、次のとおりである。

1. 災害・安否・生活情報の収集・伝達
2. 炊き出し、その他災害救助活動
3. 高齢者・障がい者等の介護・看護補助
4. 清掃及び防疫
5. 災害応急対策物資・資材の輸送及び配分
6. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
7. 被災建築物の応急危険度判定等の専門知識を活かした活動
8. 災害応急対策事務の補助
9. 救急・救助活動
10. 医療・救護活動
11. 外国語通訳
12. 非常通信
13. 被災者の心のケア活動
14. 被災母子のケア活動
15. 被災動物の保護・救助活動
16. ボランティア・コーディネート
17. その他災害応急対策事務の補助

## 第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、災害ボランティアセンターの設置及び運営は社会福祉協議会が行い、町は、社会福祉協議会と連携してボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

### 1. ボランティア活動の管理・統率

(1) 総務総括部は、各対策部と緊密に連絡をとり、あらかじめボランティアの支援による活動

内容の緊急度・優先度等について把握しておくものとする。

- (2) 活動内容・場所・人数・期間・必要装備等に応じてボランティアの派遣先を決定・指示し、活動中の食事・宿泊先の確保、活動地への誘導、連絡等を行うものとする。
- (3) 派遣後は、その活動状況を把握し総務総括部へ報告するものとする。
- (4) 活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を住民対策部へ提出するものとする。
  - ア. 派遣先と活動内容
  - イ. 活動人員と期間
  - ウ. 活動の効果
  - エ. その他今後の参考となる事項

## 2. ボランティア活動への支援

町長は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、次の事項を行うものとする。

- (1) 活動拠点となる施設の提供
- (2) ボランティア保険の加入
- (3) 公共施設の宿泊場所としての提供等
- (4) 民宿等宿泊所の斡旋
- (5) その他活動の環境整備で必要な事項

## 第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を確保し、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

### 第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力要請及び労務者の雇用については、町長が行う。

### 第2 民間団体へ協力要

#### 1. 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うものとする。

- (1) 災害対策本部員又は消防団員
- (2) 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- (3) 近隣者・民間活動団体に対する協力要請
- (4) 労務者の雇い上げ

#### 2. 動員の要請

災害対策本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、各部長は次の事項を明示して、経済対策部長に要請するものとする。要請を受けた同部長は、速やかに労務供給の全体を把握し、民間団体等へ協力要請を行うものとする。

- (1) 労務要員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 従事する場所
- (4) 作業予定期間
- (5) 所要人員数
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

#### 3. 住民組織の要請先及び活動

##### (1) 住民組織の要請先

「第3章第1節 組織計画」の定めるところによる。

##### (2) 住民組織の活動

住民組織の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア. 避難所における被災者の世話
- イ. 被災者への炊き出し
- ウ. 救援物資の仕分け、配送
- エ. 高齢者などの避難行動要支援者の介護や移送
- オ. 被災家屋の片付けの手伝い

- カ. 子供の世話や遊び相手
- キ. 被災者の親族等への安否情報の提供
- ク. 応急仮設住宅への引越しの手伝い
- ケ. その他災害応急措置の応援

### 第3 労務者の確保

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

#### 1. 労務者雇用の範囲

- (1) 被災者の避難誘導
- (2) 医療及び助産のための移送
- (3) 被災者の救出のため機械器具資材の操作又は後始末
- (4) 救助物資の仕分け輸送及び配布
- (5) 飲料水の供給及び機械器具の運搬・操作・洗浄用薬品の配布等
- (6) 行方不明者の捜索及び処理

#### 2. 労務者の雇用方法

- (1) 町内建設業者に対し、労務者の供給を要請する。
- (2) 新聞へのチラシ折込み及び広報車等による求人広告を行う。
- (3) 労務者の求人申込みをしようとするときは、所轄の公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし求人者の申し込みをするものとする。
  - ア. 職種別・所要労務者数
  - イ. 期間及び賃金等の労働条件
  - ウ. 作業場所及び作業内容
  - エ. 宿泊施設等の状況
  - オ. その他必要な事項

### 第4 賃金及びその他の費用負担

- (1) 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- (2) 労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技術について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- (3) 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

## 第33節 職員派遣計画

大規模災害が発生した場合における、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請、又は知事に対する派遣の斡旋要請については、本計画の定めるところによる。

### 第1 指定地方行政機関の長等に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。また、基本法第30条の規定に基づき、知事に対し指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

### 第2 要請手続等

1. 町長は、災害対策基本法施行令第15条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
  - (1) 派遣を要請する理由
  - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
  
2. 町長は、災害対策基本法施行令第16条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、派遣斡旋は国の職員のみでなく、地方自治法第252条の17の規定に基づく地方公共団体職員の派遣の斡旋を求める場合についても含むものである。
  - (1) 派遣の斡旋を求める理由
  - (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
  - (3) 派遣を必要とする期間
  - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

### 第3 派遣職員の身分取扱い

1. 派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って、双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
2. 派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3. 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
4. 派遣職員の服務は、派遣受入側の規程を適用するものとする。
5. 受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

(参考) 昭和37年自治省告示第118号 (災害派遣手当の額の基準)

基本法施行令第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (一日につき)	その他の施設 (一日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

## 第34節 災害救助法の適用と実施

災害救助法（以下、「救助法」という。）を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

### 第1 実施責任者

救助法による救助は、知事（総合振興局長又は振興局長）が行う。

ただし、市町村長は、知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

### 第2 救助法の適用基準

#### 1. 災害が発生した場合

救助法による救助は、本町において次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

#### 【救助法の適用基準】

適用基準	被害区分 町の人口	江 差 町 単独の場合	相当広範な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合
		住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
	5,000人以上 15,000人未満	40	20	市町村の被害状況が特に 救助を必要とする状態に あると認められたとき。
摘 要	<p>1. 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊・流失・埋没・焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊・焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。</p> <p>(2) 半壊・半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水・土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2. 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>			

#### 2. 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

### 第3 救助法の適用手続き

- (1) 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を檜山振興局長に報告しなければならない。なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに檜山振興局長に報告し、その後の処置について指揮を受けなければならない。
- (2) 檜山振興局長は、町長からの報告又は要請があった時は、速やかに知事に報告する。知事は、檜山振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用し、その旨告示を行うとともに、檜山振興局長を経由して町に通知するものとする。

### 第4 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類については、以下に示すとおりとする。

#### 1. 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3ヶ月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者・対象箇所の選定は町、設置は北海道（委任されたときは町）
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町
飲料水の供与	7日以内	町
被服・寝具・その他生活必需品の供与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	北海道・日赤道支部（委任されたときは町）
助産	分べんの日から7日以内	北海道・日赤道支部（委任されたときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急処理	1か月以内	町
学用品の供与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

## 2. 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

## 第5 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令・協力・命令・物資の収容・立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令・規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条・第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

## 第6 災害対策基本法と災害救助法との関連

災害対策基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取り扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

## 第6章 地震・津波災害対策計画

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、江差町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第1節 江差町における地震・津波の想定

#### 第1 地震想定

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ沈み込むプレート境界付近や、アムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震に大きく二つに分けることができる。海溝型地震はプレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と、「平成5年（1993）年釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理した。

道での想定地震は「図1」及び「表1」となる。また、平成24年度から平成28年度にかけて被害想定算出結果は、資料3-4のとおりとなる。

#### 資料3-4 地震被害想定算出結果

##### 1. 海溝型地震

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖・積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。北海道が示す想定のうち、江差町に影響を与える可能性のある地震は以下のとおりである。

##### (1) 北海道南西沖（T7）

北海道南西沖では、1993年にM7.8の「平成5年（1993）年北海道南西沖地震」が発生している。地震に由来する海底堆積物の解析などから、地震は500年～1400年程度の間隔で発生すると想定されている。

##### (2) 積丹半島沖（T8）

積丹半島沖では、1940年にM7.5の地震が起きている。地震に由来する海底堆積物の解析などから、1400年～3900年程度の間隔で発生すると想定されている。北海道南西沖及び積丹半島沖の地震は直近の発生からの経過時間が短いため、切迫性は小さいとみられている。

## 2. 内陸性地震

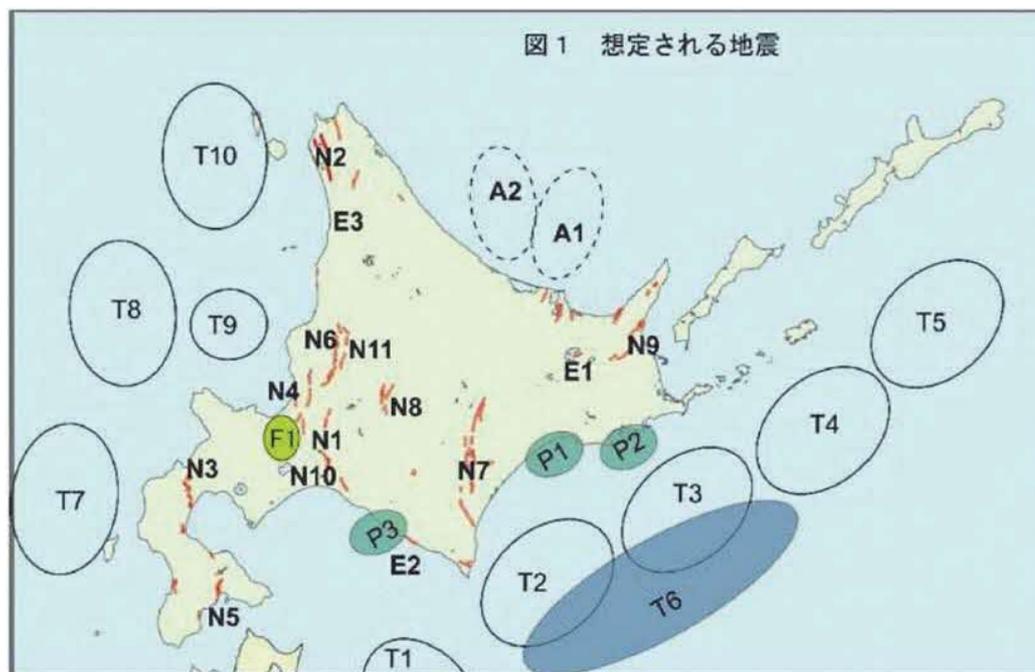
道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が、評価を発表しているのは9の活断層帯で、M7.0以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。北海道が示す想定のうち、江差町に重大な影響を与える可能性のある地震は以下のとおりである。

### (1) 黒松内低地断層帯（N3）

黒松内低地断層帯は、寿都町から黒松内町・長万部町にいたる西に傾く逆断層で、全体としてM7.3程度以上の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大5%で、この値は我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

### (2) 函館平野西縁断層帯（N5）

函館平野西縁断層帯は、七飯町西部から北斗市・函館湾にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.0～7.5程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大1%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。



「表1」

地震	断層モデル*	例(発生年)	位置	マグニチュード	長さ(km)	
海溝型地震						
(千島海溝/日本海溝)						
T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	8.0	---
T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.1	---
T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	---
T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	---
T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	---
T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	---
(日本海東縁部)						
T7	北海道南西沖	---	1993年	既知	7.8	---
T8	積丹半島沖	---	1940年	既知	7.8	---
T9	留萌沖	---	1947年	既知	7.5	---
T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	---
(プレート内)						
P1	釧路直下	---	1993年	既知	7.5	---
P2	厚岸直下	---	1993年型	推定	7.2	---
P3	日高西部	---	1993年型	推定	7.2	---
内陸型地震						
(活断層帯)						
N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
	主部北側				7.5	42
	主部南側				7.2	26
N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
N7	十勝平野	地震本部		既知		
	主部				8.0	88
	光地園				7.2	28
N8	富良野	地震本部		既知		
	西部				7.2	28
	東部				7.2	28
N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田-砂川付近	地震本部		既知	7.5	40
(伏在断層)						
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	---
(既往の内陸地震)						
E1	弟子屈地域	---	1938年	推定	6.5	---
E2	浦河周辺	---	1982年	推定	7.1	---
E3	道北地域	---	1874年	推定	6.5	---
(オホーツク海)						
A1	網走沖	---	未知	推定	7.8	60
A2	紋別沖(紋別構造線)	---	未知	推定	7.9	70

* 断層モデルを公表している機関、地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

## 3. その他

上記のほか、青森県西方沖・チリ沖などにおいて発生する地震・津波、また、火山活動に伴う地震・津波に対しても注意を要する。なお、国（地震調査研究推進本部地震調査委員会）における、道内の主要な活断層や海溝型地震の地震発生確率等の長期評価については、「表2」のとおり。

「表2」

## 【活断層】

主要断層帯名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動 間 隔	最新活動 時 期
		30年以内	50年以内	100年以内		
函館平野西縁断層帯	7.0～7.5 程度	ほぼ0～1%	ほぼ0～2%	ほぼ0～3%	13000年～ 17000年	14000年前 以後
黒松内低地断層帯	7.3程度以上	2～5%以下	3～9%以下	7～20% 以下	3600年～ 5000年程度以上	約5900年前 ～4900年前
石狩低地東縁断層帯（主部）	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ 0～0.002%	1000年～ 2000年程度	1739年前～ 1885年
同（南部）	7.7程度以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下	17000年程度 以上	不明
当別断層	7.0程度	ほぼ0～2%	ほぼ0～4%	ほぼ0～8%	7500年～ 15000年程度	約11000年前 ～2200年前
増毛山地東縁断層帯・沼田- 砂川付近の断層帯 (増毛山地東縁断層帯)	7.8程度	0.6%以下	1%以下	2%以下	5000年程度以上	不明
同 (沼田-砂川付近の断層帯)	7.5程度	不明	不明	不明	不明	不明
富良野断層帯（西部）	7.2程度	ほぼ0～ 0.03%	ほぼ 0～0.06%	ほぼ 0～0.1%	4000年程度	2世紀～ 1739年
同（東部）	7.2程度	ほぼ0～ 0.01%	ほぼ 0～0.02%	ほぼ 0～0.05%	9000年～ 22000年程度	約4300年前 ～2400年前
十勝平野断層帯（主部）	8.0程度	0.1～ 0.2%	0.2～ 0.3%	0.5～ 0.6%	17000年～ 22000年程度	不明
同（光地園断層）	7.2程度	0.1～ 0.4%	0.2～ 0.7%	0.5～1%	7000年～ 21000年程度	約21000年前 以後に2回
標津沖断層帯	7.7程度以上	不明	不明	不明	不明	不明
サロベツ断層帯	7.6程度	4%以下	7%以下	10%以下	約4000年～ 8000年	約5100年前 以後

(注) 暫定基準日：令和4年(2022年) 1月1日

【海溝型地震】

領域又は地震名	地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生時期		
		10年以内	30年以内	50年以内				
千島海溝沿い	超巨大地震 (17世紀型)	8.8程度 以上	2～10%	7～40%	10～60%	約340～380年	17世紀	
	十勝沖	8.0～8.6 程度	0.3%	10%	40%程度	80.3年	18.3年前	
	根室沖	7.8～8.5 程度	30%程度	80%程度	90%程度 以上	65.1年	48.5年前	
	色丹島沖及び択捉島沖	7.7～8.5 前後	20%程度	60%程度	80%程度	35.5年	—	
	ひとまわり 小さい プレート 間地震	十勝沖・ 根室沖	7.0～7.5 程度	40%程度	80%程度	90%程度	20.5年	—
		色丹島 沖・択捉 島沖	7.5程度	50%程度	90%程度	90%程度 以上	13.7年	—
	十勝沖から択捉島沖の 海溝寄りの プレート間地震 (津波地震等)	Mt8.0程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
	沈み込んだプレート内の やや浅い地震	8.4前後	10%程度	30%程度	40%程度	88.9年	—	
	沈み込んだプレート内の やや深い地震	7.8程度	20%程度	50%程度	70%程度	39.0年	—	
海溝軸の外側で発生する 地震	8.2前後	—	—	—	—	—		
日本海溝沿い	超巨大地震(東北地方 太平洋沖型)	9.0前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	550～600年程度	10.8年前	
	青森県東方沖及び岩手 県沖北部	7.9程度	0.007 ～4%	10～30%	70%程度	97.0年	53.6年前	
	宮城県沖	7.9程度	9%	20%程度	40%程度	109.0年	—	
日本海東縁部	北海道北西沖の地震	7.8程度	0.002 ～0.04%	0.006 ～0.1%	0.01 ～0.2%	3900年程度	約2100年前	
	北海道西方沖の地震	7.5前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	1400～3900年程 度	81.4年前	
	北海道南西沖の地震	7.8前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	28.5年前	
	青森県西方沖の地震	7.7前後	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	500～1400年程度	38.6年前	

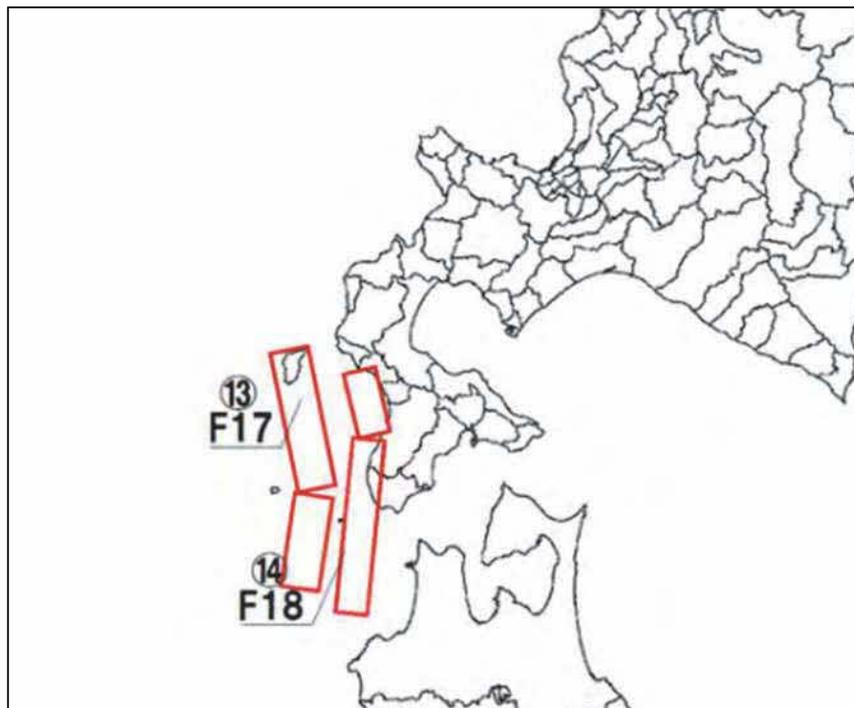
(注) 暫定基準日：令和4年(2022年)1月1日

第2 想定地震・津波

1 基本的な考え方

北海道では、「平成5年(1993年)北海道南西沖地震」や「平成15年(2003年)十勝沖地震」をはじめ、度々、津波被害が発生しており、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波による人的被害を最小限に食い止めるためには、的確・迅速な避難が最も重要となり、予想される地震による津波についてシミュレーションを行い、津波による浸水範囲を明らかにするため、北海道沿岸の津波予測図の点検・見直しを検討し、北海道日本海沿岸(稚内市から松前町の沿岸及び内陸市町村)において、最大クラスの津波が想定される浸水の区域及び水深を設定した「津波浸水想定」が平成29年2月に公表された。この日本海沿岸津波浸水想定に係る津波断層モデルは、以下のとおりである。



江差町においては、上図の F17、F18 断層の地震による津波浸水想定区域が設定されており、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和 4 年 1 月に津波災害警戒区域として指定されている。

#### 資料 4 - 2 津波災害警戒区域

## 2. 津波浸水想定

「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定され、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される、浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するものである。

### （1）江差町における浸水想定値

北海道日本海沿岸の津波浸水想定は、津波断層モデル F01 及び F14 にて最大マグニチュード 7.9 の地震を想定しており、数 100 年～1000 年に 1 回程度の頻度で発生する、甚大な被害を及ぼす規模の津波を想定している。なお、江差町は津波断層モデル F12 にて最大マグニチュード 7.8 及び F18 にて最大マグニチュード 7.7 の地震を想定しており、主な浸水想定値は次のとおりである。

## 【江差町の主な浸水想定値】

代表地点	影響開始時間	第1波到達時間	津波水位	最大遡上高
柳崎町（厚沢部川河口）	5分	8分	10.9m	15.46m
泊町	4分	8分	13.4m	17.25m
江差港	3分	7分	6.2m	12.18m
五勝手漁港	3分	7分	7.9m	10.99m

浸水想定面積：520ha

- 津波影響開始時間：海岸線において、初期水位から20 cmの変化が生じるまでの時間（人命に影響が出る、又は恐れのある水位の変化）。
- 津波第一波到達時間：海岸線において、第一波の津波水位が最大となるまでの時間
- 津波水位（津波高）：津波来襲時の海岸線での海面の高さで、標高で表示される。
- 最大遡上高：浸水域の外縁における地盤高のうち最大の高さで、標高で表示される。
- 浸水域（浸水想定面積）：海岸線から陸に津波が遡上することが想定される区域（面積）。

## 3. 対策の基本的な考え方

住民の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、ハザードマップの整備や避難路の確保など、住民の避難を軸に対策を講ずるものとする。

## 第2節 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大を防止するため、町及び防災関係機関は「第4章 災害予防計画」の定めるところにより、災害予防対策を積極的に推進するとともに、住民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

本節では、第4章に定めることのほか、特に地震津波災害対策において必要と思われる対策を示す。

### 第1 地震・津波に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物・土木構造物・通信施設・ライフライン施設・防災関連施設など構造物・施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

#### 1. 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路・避難地・防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての公園及び河川など骨格的な基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町及び防災関係機関並びに施設管理者は、ショッピングセンター等不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発生時の応急体制の整備を強化する。
- (3) 町は、防災拠点施設・備蓄倉庫・避難路・耐震性貯水槽・遠隔吹鳴システム等について、特に緊急の防災関連施設として整備充実に努めるものとする。

#### 2. 建築物の耐震・不燃化の推進

##### (1) 防災上重要な公共施設の整備

町は、地震による被害を最小限にとどめるため、役場をはじめ防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。また、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

##### (2) 一般建築物の耐震性の向上

町は、住宅をはじめとする建築物の耐震化の重要性を広く住民・事業所等に広報を行い、町内の建築物の耐震性を高めるための相談・指導体制の整備を推進するとともに、建築基準法等の遵守の指導等に努める。また、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策など総合的な地震安全対策を推進する。

##### (3) 文化財保護のための整備

町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

### 3. 道路の整備

震災時において道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果や避難及び緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。このため、町及び防災関係機関は、市街地では主要道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計や道路のネットワーク化を推進するとともに、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、道路のバリアフリー化を推進する。

また、郡部では避難場所に通ずる道路の確保に努めるものとするが、特に沿岸集落等では震災時の孤立化を阻止するため、内陸地域へ通ずる道路の確保に努めるものとする。

### 4. 公園・緑地等の整備

災害時における避難地あるいは防火帯として、また、震災後の復旧拠点基地・救援基地の機能を有する公園・緑地・グラウンド等の整備を推進するとともに、公共・公益施設や民間事業所での植樹等による緑化推進を図り、延焼の防止を図るものとする。

### 5. 水道施設及び下水道等排水施設の整備

町は、老朽管の布設替えを推進するとともに、本町の地盤の状況等も考慮し、配水管の整備・取り替え等、耐震強化対策を実施していくものとする。また、ライフライン事業者は、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設及び灌漑用水・営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化・震災後の復旧体制の整備・資機材の備蓄等に努める。

### 6. 消防水利の確保

大規模地震では、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられるため、耐震性防火水槽等の設置や海、河川等の自然水利を利用した多角的な方策による消防水利の確保に努めるものとする。

### 7. 通信連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たっては、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。なお、震災時には、施設の被害又は町内外からの急激な通話料の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想されるので、次のような対策の検討が必要である。

- (1) 各防災対策機関との連絡手段の複数ルートの確保
- (2) 停電時の非常用電源の確保
- (3) 通信設備の耐震化・免震化の推進

### 8. 液状化対策等

町・防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等

を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

## 9. 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 10. 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努める。

## 11. 予防対策の推進

町は、地震による災害発生の未然防止や被害の軽減を図る予防対策として、「第4章 災害予防計画」の定めるところにより、各種予防対策の計画的な推進を図るものとする。

- (1) 積雪時における地震の発生の場合、積雪による避難場所・避難道路等の確保に支障が生じることが懸念されるため、「第4章第14節 雪害予防計画」の定めるところにより、雪害対策等の推進に努める。
- (2) 地震に起因して発生する多発火災・大規模火災・危険物火災等を防止するため、地震時における出火の未然防止・初期消火の徹底等の火災予防対策等については、「第4章第11節 消防計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。
- (3) 地震災害応急対策を円滑に実施するため、「第4章第3節 防災訓練計画」の定めるところにより、単独又は関係機関と緊密な連絡をとり各種の防災訓練を実施し、地震防災についての知識及び技能の向上並びに防災意識の普及と向上に努める。
- (4) 地震防災諸活動を円滑に行い、かつ地震防災の成果をあげることを目的として、「第4章第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」の定めるところにより、防災関係者及び住民に対して災害予防及び応急対策等の防災知識の普及・啓発に努める。
- (5) 地震発生時における要配慮者の安全の確保については、「第4章第8節 避難行動要支援者対策計画」の定めるところにより、予防対策等の推進に努める。
- (6) 住民は、「本節8 住民の心構え」の定めるところにより、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚をもち、平常時より地震災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することに努めるものとする。また、地震災害発生時には、家庭又は職場において、個人又は共同で人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害を最小限に止めるための必要な措置をとるものとする。
- (7) 地震災害発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、住民や事業所等が自主防災組織を結成・活動することが極めて重要であり、「第4章第6節 自主防災組織の育成等に関する計画」の定めるところにより、そ

の普及啓発及び指導育成の推進に努める。

## 12. 津波に強いまちづくり

津波対策の対象地域は、原則として海岸区域の全域とし、その災害予防対策に関しては次のとおりとする。

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所及び避難路・避難階段等の整備など、避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

## 第2 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

### 1. 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸として地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 2. 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

#### (1) 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や北海道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、町は、指定緊急避難場所・経路や遠隔吹鳴システムなど住民への多重化・多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

## (2) 津波警報等・避難指示等の伝達体制の整備

### ア. 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

(ア) 札幌管区気象台等の関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、町への大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の迅速な伝達を図るとともに、休日・夜間・休憩時等における、これら津波警報等の確実な伝達を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。また、津波発生時における海面監視等の水防活動、その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(イ) 北海道は、防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク回線により伝送）により、津波災害情報の伝達体制を整備する。

### イ. 通報・通信手段の確保

町は、住民等に対して大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を図るため、走行中の車両・船舶・海水浴客・釣り人・観光客等にも確実に伝達できるよう、遠隔吹鳴システム・北海道防災情報システム・テレビ・ラジオ・携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため多様な手段を確保する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

### ウ. 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合・海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達協力を確保する。

## 3. 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

(1) 町は、地域住民等に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関は地域住民・事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達、避難誘導・避難援助等の実践的訓練を実施に努めるものとする。

(2) 学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

## 4. 津波警報の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌等を活用して津波警戒に関する次のような事項について周知徹底を図る。

### (1) 一般住民に対し周知を図る事項

ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに自主的に海浜等から離れ、できるだけ高い安全な場所

に避難する。

- イ。「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ。津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。第二波・第三波などの後、続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- エ。強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる、津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- オ。大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報は、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があるため、発表時にとるべき行動について知っておく。
- カ。沖合の津波観測に関する情報の意味や内容は、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- キ。正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・遠隔吹鳴システム・広報車などで入手する。
- ク。津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ク。津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気をゆるめない。

## （2）船舶関係者に対し周知を図る事項

- ア。強い地震（震度4程度以上）を感じたとき若しくは弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
  - （ア）津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
    - 荷役等中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。
  - （イ）津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
    - 荷役等中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- イ。正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・無線などを通じて入手する。
- ウ。港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- エ。津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気をゆるめず、海浜等に近づかない。

## （3）漁業地域において周知を図る事項

- ア。陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- イ。漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げの方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- ウ。避難判断は独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

### 第3 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止・初期消火の徹底など、火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第11節 消防計画」の定めによるものとする。

#### 1. 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発を行うとともに、火災予防条例に基づく火気の手扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

#### 2. 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるため、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織・婦人防火クラブ・少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) 旅館・ホテル・病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

#### 3. 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途・地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途・地域等に応じて計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

#### 4. 消防力の整備

近年の産業・経済の発展に伴って、高層建築物・危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備を促進するとともに、消防技術の向上と消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保・育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

#### 5. 消防計画の整備強化

檜山広域行政組合消防本部は、防火活動の万全を期するため、消防計画の整備強化を図るとともに、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理・水利危険区域等の調査
- (3) 消防吏員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

#### 第4 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は次のとおりである。

##### 1. 建築物の防災対策

###### (1) 準防火地域の指定促進

町における準防火地域の規制を維持するとともに、土地利用の動向を勘案し、必要に応じて地域指定の見直しを図るものとする。

###### (2) 木造建造物の防火対策の推進

町は、町内の木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

###### (3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性能を有さない既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震診断講習会の開催など技術者を育成努めるとともに、普及パンフレット等を活用して耐震改修の必要性等について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

###### (4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀・石塀・自動販売機等の倒壊を防止するため、町内の主要道路に面する既存ブロック塀等にあつては点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

###### (5) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、主要道路に面する地上3階建以上の建物の窓ガラス・外装材・屋外広告等で落下のおそれのあるものについては、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

### (6) 被災建築物の安全対策

町は、地震災害時には被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備するものとする。

## 2. がけ地に近接する建築物の防災対策

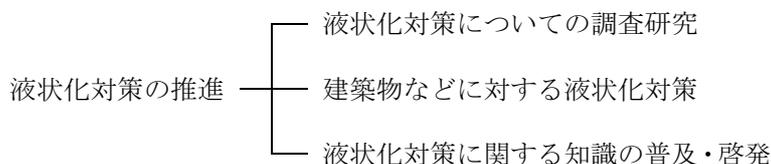
- (1) 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼす区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する。

## 第5 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 1. 液状化対策の推進

町は、防災関係機関との連携のもと、液状化による被害を最小限に止めるため、「北海道地盤液状化予測地質図」を参考として、公共事業などの実施にあたっては、現地の地盤を調査し発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と効果の確実性・経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進するものとする。



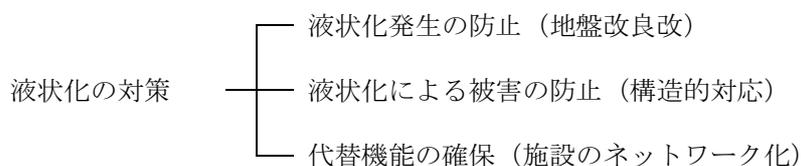
### 2. 液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行うものとする。

### 3. 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して以下の対策が考えられる。

- (1) 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策
- (2) 発生した液状化に対して施設の被害を防止・軽減する構造的対策
- (3) 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策



#### 4. 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図るものとする。

### 第6 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、地震災害時において住民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

#### 1. 食料等の確保

- (1) 町は、各農業協同組合等食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるとともに、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。
- (2) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、2～3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

#### 2. 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要な資機材等の整備充実、また備蓄倉庫の整備を図る上で、北海道が作成する「地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき、地震防災上緊急に実施すべき事業を計画的に推進する。

### 第7 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育・研修・訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

また、防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者・障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努める。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」の定めによるものとする。

#### 1. 防災知識の普及・啓発

- (1) 町は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制・制度・対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

##### ア. 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料・飲料水・身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法

- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時の心得
- (ク) 救助・救護に関する事項
- (ケ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (コ) 水道・電力・ガス・電話などの地震災害時の心得
- (サ) 高齢者・障がい者などの要配慮者への配慮
- (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

#### イ. 普及方法

- (ア) テレビ・ラジオ・新聞及びインターネットの利用
- (イ) 広報誌・広報車の利用
- (ウ) 映画・スライド・ビデオ等による普及
- (エ) パンフレットの配布
- (オ) 講習会・講演会等の開催及び訓練の実施

## 2. 学校における防災知識の普及

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震・津波の現象、災害の予防等の知識向上及び防災の実践活動（地震・津波における避難・保護の措置等）の習慣を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震・津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震・津波防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震・津波防災教育は、学校等の種別・立地条件及び児童生徒の発達段階に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA・青年団体・女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## 第8 住民の心構え

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、住民は「自らの身の安全は自らが守る」のが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、住民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために、必要な措置をとるものとし、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

### 1. 家庭における措置

#### (1) 平常時の心得

- ア. 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ. がけ崩れ・津波に注意する。
- ウ. 建物の補強、家具の固定をする。
- エ. 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ. 飲料水や消火器の用意をする。

カ. 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・トイレトペーパー・ポータブルストーブの備蓄、非常持出用品（救急用品・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）を準備する。

キ. 地域の防災訓練に進んで参加する。

ク. 隣近所と地震時の協力について話し合う。

## （2）地震発生時の心得

ア. まずわが身の安全を図る。

イ. 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、廻りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ. 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をする。

エ. 火が出たらまず消火する。

オ. ブレーカーを落とす。

カ. あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。

キ. 狭い路地・塀のわき・がけ・川べりには近寄らない。

ク. 山崩れ・がけ崩れ・津波・浸水に注意する。

ケ. 避難は徒歩で持物は最小限にする。

コ. みんなが協力しあって応急救護を行う。

サ. 正しい情報をつかみ流言飛語に惑わされない。

シ. 秩序を守り衛生に注意する。

## 2. 職場における措置

### （1）平常時の心得

ア. 消防計画・予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にする。

イ. 消防計画により避難訓練を実施する。

ウ. とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとる。

エ. 重要書類等の非常用持出品を確認する。

オ. 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考える。

### （2）地震発生時の心得

ア. まずわが身の安全を図る。

イ. 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。

ウ. 揺れがおさまったら、落ち着いてすばやく火の始末をすること。

エ. 職場の消防計画に基づき行動する。

オ. 職場の条件と状況に応じ安全な場所に避難する。

カ. 正確な情報を入手する。

キ. 近くの職場同士で協力し合う。

ク. エレベーターの使用は避ける。

ケ. マイカーによる出勤・帰宅等は道路状況等に十分注意すること。また、危険物車両等の運行は自粛する。

### 3. 運転者のとるべき措置

#### (1) 走行中のとき

- ア. 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させる。
- イ. 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル・急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させる。
- ウ. 停止後は、ラジオで地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。
- エ. 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しない。

#### (2) 避難するとき

- 被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、避難のため車を使用しないようにする。

### 4. 津波に対する心得

#### (1) 一般住民

- ア. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに自主的に海浜等から離れ、できるだけ高い安全な場所に避難する。
- イ. 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとる。
- ウ. 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもある。第二波・第三波などの後、続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- エ. 強い揺れを伴わず、危険を体感しないまま押し寄せる津波（いわゆる津波地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- オ. 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報は、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があるため、発表時にとるべき行動について知っておく。
- カ. 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容は、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- キ. 正しい情報をラジオ・テレビ・インターネット・遠隔吹鳴システム・広報車などで入手する。
- ク. 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ケ. 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報解除まで気をゆるめない。

## (2) 船舶関係者

ア. 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

(ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。

(イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

ア. 荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ. 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

ウ. 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

## 第9 その他必要な対策

その他必要な対策については、「第4章 災害予防計画」の各節に定めるところにより実施し、予防対策に万全を期する。

### 第3節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、「第5章 災害応急対策計画」のそれぞれの計画に基づき災害応急対策の的確な対応を図るものとし、本節では、特に地震・津波災害対策において必要と思われる対策を示す。

#### 第1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町は防災関係機関と連携を図り、災害対策本部を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。また、北海道が現地災害対策本部等を設置したときは、同本部等と連携を図るものとする。

##### 1. 災害対策組織

町長は、地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部を設置し、その地域に係る災害応急対策を実施するとともに、災害の状況に応じて民間団体と連携協力しながら、迅速・的確に災害応急対策を実施する。

指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長は、災害の状況に応じて災害対策組織を設置し、その所管に係る災害応急対策を実施する。

なお、災害対策本部等の組織に関する事項は、「第3章第1節 組織計画」に定めるところによる。

災害対策本部設置基準
1. 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき
2. 北海道日本海沿岸南部に津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表されたとき
3. 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

#### 第2 災害情報等の収集・伝達計画

「第5章第1節 災害情報収集・伝達計画」に定めるところにより実施するものとする。

#### 第3 通信連絡対策

##### 1. 通信連絡の方法

災害時の通信連絡は、「第5章第2節 災害通信計画」の定めるところによる。

##### 2. 無線局の確保

無線固定局・基地局を災害から極力守り無線の安全を確保する。停電の場合は、発電機等により電力を供給し通信を確保する。

##### 3. 移動無線局・携帯無線局

防災関係機関等のもつ移動無線局・携帯無線局を活用し有効適切な通信連絡体制を確保する。

#### 4. 被害状況等の調査・報告

通信途絶時には、災害現地の実態を把握するため、本部は災害の実情に応じて各対策部の班員を派遣して、被害状況等を調査・報告させる。

#### 5. 機動力による連絡体制の確立

交通及び電話等の通信不能地域の災害状況を把握するため、ヘリコプター・船舶・車両・オートバイ・自転車等の機動力を動員する連絡体制を確保する。

#### 6. 放送局・新聞社・無線関係者との協力体制の確立

放送局・新聞社との情報連絡体制を緊密にするとともに、北海道地方非常通信協議会の組織やアマチュア無線局等の協力を得て、通信の万全を図る。

#### 7. 放送の優先利用

知事及び町長は、緊急を要する場合で特別の必要があるときは、関係放送局に災害に関する通知・要請・伝達又は警告等の放送を依頼することができる。放送を依頼された放送局は、最も有効かつ適切な方法で関係地域全般に周知徹底するよう努めるものとする。

### 第4 災害広報計画

地震・津波における災害時には混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるように住民に対して正確な情報を迅速に提供するため、積極的に広報活動を実施するものとする。なお、この計画に定めのない事項は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるものとする。

#### 1. 広報の内容

- (1) 地震に関する情報（震度・震源・危険区域等）
- (2) 津波に関する情報（特別警報・警報・注意報・危険区域等）
- (3) 避難について（避難指示等の状況・避難所の位置・経路等）
- (4) 交通・通信状況（交通機関運行状況・不通箇所・開通見込み日時・通信途絶地区）
- (5) 火災状況（発生箇所・避難等）
- (6) 電気・上下水道等公益事業施設状況（被害状況・復旧状況・営業状況・注意事項等）
- (7) 医療救護所の開設状況
- (8) 給食・給水実施状況（供給日時・場所・量・対象者等）
- (9) 衣料・生活必需品等供給状況（供給日時・場所・種類・量・対象者等）
- (10) 道路・橋梁・河川・港湾等土木施設状況（被害状況・復旧状況等）
- (11) 住民の心得等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

#### 2. 広報の方法

町は、防災関係機関と連絡を密にし、広報車・ハンドマイク・遠隔吹鳴システム・掲示板等

あらゆる広報媒体を利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。なお、大地震の後は、混乱が生じ、人心が不安定な状況にあるので、情報を広報するときは、住民の不安を助長することのないよう十分留意する。

また、高齢者・障がい者等の避難行動要支援者への伝達には十分配慮し、必要により地域住民・民生委員等の協力により迅速に伝達を行うものとする。

## 第5 避難対策計画

地震の発生に伴う災害により住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地帯の住民に対し「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところにより、速やかに避難等の対応に当たるものとし、地震災害において特別に留意すべき点は以下のとおりである。

### 1. 避難実施責任者

地震の発生に伴う火災・山（崖）くずれ・津波等の災害により、人命・身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるときは、次により避難指示等を発令する。

- (1) 町長は、災害時、必要と認める地域の居住者・滞在者・その他の者に対し、避難のための立退の指示、立退先の指示を行うとともに、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに檜山振興局長に報告する。（避難解除の場合も同様とする。）
- (2) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案した状況の分析を行い、その結果、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難指示を行う。
- (3) 町長は、津波警報など津波の発生予報が発せられた場合、必要と認める沿岸地域の居住者・滞在者その他の者に対し、直ちに高台などの安全な場所へ避難するため、避難指示を行う。また、避難指示は遠隔吹鳴システムなど、あらゆる伝達手段を活用して、対象地域の住民等に迅速かつ的確に伝達する。

### 資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

### 2. 避難場所の選定基準

#### (1) 緊急避難

地震発生により、家屋の倒壊、火災延焼等の危険から緊急に避難する一時避難場所は、次の基準により選定するものとする。

- ア. 公園・広場等相当な広さを有し、周囲に防火に役立つ樹木・貯水槽等が存在すること。
- イ. 周囲に崩壊のおそれのある石垣・建物・崖等がないこと。
- ウ. 周囲に防火帯・防火壁が存在し、かつ延焼の媒体となる建造物あるいは、多量の可燃性物品のないこと。
- エ. 地割れ・崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建物で、津波でも安全であること。
- オ. 延焼の危険のあるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、さらに他の場所へ避難

移動ができること。

## (2) 収容避難

「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、避難収容場所・施設へ安全を確認のうえ収容する。

## 3. 避難方法

### (1) 避難誘導

避難誘導は、町職員・消防職員・消防団員・警察官・その他指示件権者の命を受けた職員があたるが、避難立退にあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、町職員、消防職・団員、警察官など、避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

### (2) 移送の方法

#### ア. 小規模な場合

避難は、各個に行うことを原則とする。但し、避難者が自力で避難することが不可能な場合は、町において車両・船艇等によって行うものとする。

#### イ. 大規模な場合

被災地が広域で大規模な避難・立退き移送を要し、町において措置できないときは、町は北海道に対し応援を求めて実施する。北海道は、前記要請をうけたときは、関係機関に救援を要請する等、適切な方法により措置する。

## 4. 避難所の開設及び管理等

避難所の開設及び管理等については、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるとおりとするが、特に災害が大規模である場合には、次の事項に留意する。

### (1) 避難状況の把握

大規模地震発生とともに、直ちに職員は町災害対策本部に参集するものとするが、参集途上において最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握するものとする。

### (2) 避難状況の把握

町災害対策本部は、参集職員等の情報に基づき避難所の開設の必要度の高い所から職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務に当たるものとする。

### (3) 避難所と児童生徒の住み分け措置

避難所が学校である場合は、避難所の立入禁止区域を設定し、避難所と児童生徒との住み分けを行い、学校機能の早期回復に配慮する。

### (4) 避難所と児童生徒の住み分け措置

高齢者や身体に障がいのある避難行動要支援者のための場所を避難施設内に確保する。ま

た、必要により社会福祉施設等に協力を依頼して避難行動要支援者を搬送し、介護の体制を図る。

#### (5) 避難所と児童生徒の住み分け措置

避難生活が長期に及ぶほどプライバシーの確保が重要となるので、仕切り板の設置等避難者への配慮を行う。

### 5. 住民の留意事項

地震等による災害の態様は同一ではなく、各地区の状況において、また地震の規模により様々である。したがって、住民は地震等が発生した場合は、避難に際して、次の事項に留意するものとする。

- (1) 家から最も近い避難所を2箇所以上確認しておき、避難所に至る経路についても複数の道路を設定しておくものとする。
- (2) 避難所に至る経路にブロック塀等の危険物がないか、事前に確認をしておく。
- (3) 避難の際は近隣の被害状況を把握し、火災等が発生している場合は、近い避難所にこだわることなく、より安全な経路を選ぶものとする。
- (4) 避難行動要支援者に対しては日頃から避難の際の協力者を複数決めておき、住民の手で避難が行えるように訓練を通じ周知徹底しておく。

## 第6 救出救助計画

地震・津波災害によって、生命・身体の危険な状態にある者等を各防災関係機関との円滑な連携のもとに、救助又は救出するものとする。

### 1. 連携体制の確立

町は、救助救出活動にあたっては各機関との情報交換、担当区域の割振りなど円滑な連携のもとに迅速な救助活動を実施する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

### 2. 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員・設備・機会器具を活用して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、町内建設業者・運送業者・関係機関及び地域住民等の協力を得て行うものとする。

### 3. 関係機関等への要請

災害が甚大で、町内のみの動員又は町の資機材では救出が困難な事態の場合は、北海道・近隣市町村に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣について知事に要請を依頼するものとする。

### 4. 住民による初期救出の実施

大規模地震等の災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。したがって、自主防災組織を育成する中で、バール・ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り、訓練を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

## 5. 消防団の活動

震災時には、消防団は町災害対策本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても直ちに救出活動を行い、住民による救出の推進役を果たすものとする。なお、救出活動においては警察等と緊密に連携し実施するものとする。

## 第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、地震発生時には、可能な限り出火防止・初期消火・延焼拡大防止等の防止に努めるとともに、地域住民や自主防災組織等の協力により住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、「第4章第11節 消防計画」の定めによるものとする。

### 1. 消防活動体制の整備

町及び消防署は、町内における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い整備しておくものとする。

### 2. 火災発生・被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また、必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖崩れ・崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物）

### 3. 被害情報の早期把握

通報・参集職員・消防団員・地域住民等からの情報等を総合し、被害の状況を的確に把握し、活動体制を整えるとともに、消防本部等防災関係機関に災害の状況を報告するものとする。

### 4. 消防活動

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難経路確保の消防活動を行う。また、同時に複数の延焼火災を覚地した場合は、重要かつ危険度の高い施設及び地域を優先に消防活動を行う。

## 5. 応急救出活動

震災時の混乱した状況下における救出活動は、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに緊急性の高い傷病者・高齢者・障がい者等の避難行動要支援者を優先して行うものとする。

## 6. 救助資機材の調達

家屋の倒壊等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた場合には、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行うものとする。

## 7. 自主防災組織等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急措置等を行う。なお、消防団等が到着したときはその長の指揮に従う。

## 8. 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

## 9. 住民の運動

- (1) 使用中のガス・石油ストーブ・電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- (2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- (3) 電気器具は電源コードをコンセントからはずしておく、又は、ブレーカーを落とす。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。
- (4) 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求める。
- (5) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報については、火災発生後、救助・救急要請等必要な情報のみ通報する。

## 第8 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

### 1. 応急対策の実施

津波予報が発表された場合は、警戒巡視体制をとり、海面監視を行うとともに磯釣り等は行わないよう広報する。その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

## 2. 津波の警戒

町及び関係機関は、気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波来襲に備え警戒態勢をとる。

### (1) 江差町

海浜等にある者に対し、海岸等からの退避・テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

### (2) 北海道

津波情報の収集、町との連絡調整等を行う。更に、漁港・海岸等の警戒にあたるとともに、潮位の変化等津波情報の収集・伝達を行う。

### (3) 江差警察署

気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を発表した場合等は、速やかに警察署を通じて関係自治体にこれら警報等の内容を伝達するとともに、警戒警備等必要な措置を実施する。

### (4) 江差海上保安署

緊急通信等により、船舶に対する「大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報」の伝達は、国際VHFを使用し「第一管区海上保安本部」から周知し、海事・漁業関係団体等に対しては「函館海上保安部（台風津波協議会）」から周知する。なお、巡視船艇により、付近の在港船舶及び沿岸部の船舶に対しても、沖合等安全な海域への避難・ラジオ・無線の聴取等警戒体制をとるための周知に努めるものとする。

## 3. 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合もしくは海面監視により異常現象を発見した場合、町長及び関係機関は津波来襲時に備え、次の対策を実施する。

- (1) 津波来襲が切迫している場合、最寄りの高台などに緊急避難するよう伝達する。
- (2) 避難指示により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難指示	津波災害から立ち退き避難する。

※津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

### (3) 避難対象区域の基準

基 準 (次のいずれかの場合に該当した場合に発令する)	避難対象区域
大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される区域
津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

※津波の高さは、地形等の影響により予想される高さより局所的に高くなる場合も想定されることから、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることを考慮する。

※遠地地震の場合の避難指示等については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、発令を検討する。

## (4) 避難指示の伝達方法

担当部署	伝達手段		伝達先
町	北海道防災情報システムへの入力（公共情報コモンズ経由でマスメディアへ情報提供）	T V 放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	町内に滞在する携帯電話保持者
	広報車	住民等（巡回ルート）	
	町公式ホームページ	住民等	
	町公式LINE	住民等	
	Yahoo!防災速報アプリ	住民等	
	電話	要配慮施設・避難支援関係者	
	電話	町内会・自主防災組織	
	電話	檜山振興局 函館開発建設部 函館地方気象台 江差警察署 等	
江差消防署	消防車	住民等（巡回ルート）	
	警 鐘・サイレン	住民等	
	遠隔吹鳴システム又は電話	住民・消防団	
教育委員会	電話	学 校	

## (5) 避難指示等の発令

避難指示については、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところによるものとするが、特に、津波警報が発表されたとき、津波関係情報が入手できない場合でも強い地震（震度4程度以上）、若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるときには、町長は、直ちに住民等に対し避難指示を行う。

## (6) 避難誘導

避難誘導は、町職員・消防職員・消防団員・警察官・その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。その際、自力避難が困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

## 資料7-3 避難情報の判断・伝達マニュアル

## 4. 津波発生時の避難

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

## 5. 避難誘導・支援

町職員・消防職員・消防団員・警察官など避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

## 6. 災害状況の調査

北海道・江差警察署及び江差海上保安署は、航空機又は船艇を派遣し、災害状況の把握及び情報収集にあたり、防災関係機関に通報する。

## 7. 海上交通安全の確保

江差海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置をとる。

- (1) 津波による危険が予想される海域に係る港及び海岸付近にある船舶に対し港外・沖合等安全な海域への避難を指示するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内の停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の規制を行う。
- (2) 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

## 第9 生活関連施設対策計画

生活に密着した施設（水道・電気・通信及び放送施設等）が地震により被災した場合には、住民生活に重大な支障が生じるので、各施設の事業者は迅速に応急復旧対策を実施し、住民の生活維持・安定に努めるものとする。

### 1. 簡易水道等

#### (1) 応急措置

町は、地震発生後速やかに水道施設の被害調査又は点検を行い、被害状況を把握する。被害が判明した場合には、あらかじめ定められた応急復旧計画に基づき速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。また、復旧用資機材等が不足する場合には、関係業者・他市町村、又は必要により北海道に協力を求める。

#### (2) 広報

町は、地震により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み・給水拠点等について広報車等を利用して広報を実施し、住民の不安解消を図る。

### 2. 電気・通信・放送

電気・通信・放送の各事業者は、それぞれの応急復旧計画に基づき施設の被害調査・点検、また速やかに応急復旧対策を実施し、住民の生活の維持・安定を図るものとする。

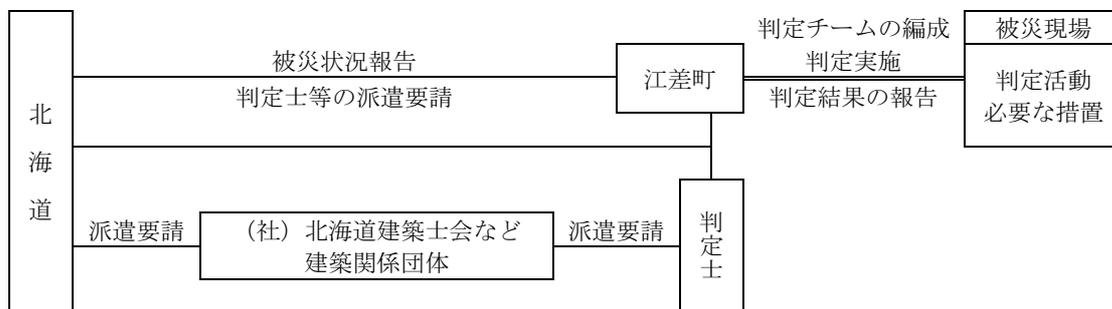
## 第10 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる、二次災害を防止するため地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施に関する計画は次のとおりである。

### 1. 応急危険度判定の活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士により、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。応急危険度判定士は、北海道に派遣を要請するものとする。

#### 【派遣体制】



### 2. 応急危険度判定の基本事項

#### (1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

#### (2) 判定開始時期・調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により被災建築物の危険性について、木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

#### (3) 判定の内容・判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」「要注意」「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等見やすい場所に貼付する。なお、3段階の判定内容は、次のとおりである。

○危険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立入りができない。

○要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立入りが可能である。

○調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

#### (4) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であるため、余震などで被害が進んだ場合、あるいは適切

な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

### 3. 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防災するため、北海道は町と連携し、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき、建築物等の被災状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導等を実施する。

#### 第11 その他必要な対策

その他必要な対策については、「第5章 災害応急対策計画」の各節に定めるところにより実施し、震災時の応急対策に万全を期する。

## 第4節 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講ずるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1 災害復旧計画

「第8章第1節 災害復旧計画」に定めるところによる。

### 第2 被災者援護計画

「第8章第2節 被災者援護計画」に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

#### 1 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び道並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

##### (1) 実施計画

#### ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、町と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

#### イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

#### ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

#### エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

#### オ 被災者生活再建支援金

道は、被災市町村と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を交付する。

#### カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

### （2）財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

イ 町及び道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

### （3）地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

## 第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル・地下街等の増加、トンネル・橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。この様な社会構造の変化により、海上災害・道路災害・危険物等災害・大規模な火事災害・林野火災など大規模な事故による被災（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

### 第1節 海上災害対策計画

#### I 海難対策計画

##### 第1 基本方針

船舶の衝突・乗揚・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難の発生による多数の遭難者・行方不明者・死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、本計画に定めるところである。

##### 第2 災害予防対策

###### 1. 海難防止推進機関

江差海上保安署、北海道運輸局函館運輸支局、檜山振興局、江差警察署、江差町、江差消防署、船舶所有者等（船舶所有者・管理者・占有者等を含む。以下この章において同じ）、ひやま漁業協同組合、（社）北海道漁船海難防止・水難救済センター

###### 2. 実施事項

海難の発生を未然に防止し又は被害を軽減するため、海難防止推進機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力して、必要な予防対策を実施するものとする。

###### (1) 江差海上保安署・北海道運輸局函館運輸支局・檜山振興局・江差警察署・江差町・江差消防署

- ア. 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- イ. 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- ウ. 職員の非常招集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- エ. 海難発生時における応急活動に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連絡体制の強化を図るものとする。
- オ. 海難発生時の救急・救助・救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ. 関係機関と相互に連携して実践的な防火訓練を実施し、海難発生時の活動手順・関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

る。

キ. 船舶所有者及び船長に対しては、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては早期避難、避船を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。

(ア) 漁業気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対する江差海上保安署からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

ク. 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、(公社)北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。

(ア) 船体・機関・救命設備(救命器具・信号器機・消防設備等)及び通信施設の整備

(イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立

(ウ) 漁船乗組員の養成と資質の向上

(エ) 小型漁船の集団操業の励行指導及び相互救難体制の強化

(オ) 海難防止に対する意識の高揚

ケ. 江差海上保安署及び函館運輸支局は、次の事項に留意し随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。

(ア) 海技従事有資格者の乗船確認

(イ) 無線従事有資格者の乗船確認

(ウ) 救命器具及び消化器具等の設備の確認

## (2) ひやま漁業協同組合及び船舶所有者等

ア. 気象状況の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 放送の聴取

気象通報及び天気予報を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。

(イ) 漁業無線局の放送聴取

漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し適切にその状況を伝えるので必ず聴取する。

なお、荒天時には速やかに早期避難、避泊する等適切な措置を講ずる。

イ. 職員の非常招集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ. 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

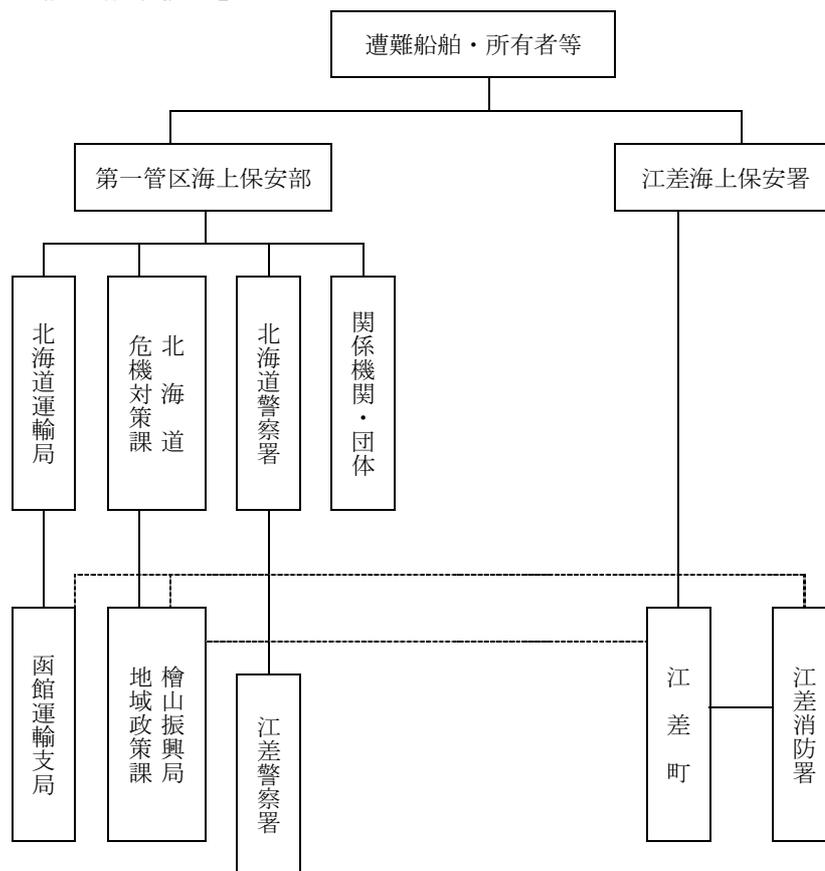
エ. 船舶の火災に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

## 第3 災害応急対策

### 1. 情報通信

関係機関は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次の連絡系統により実施するものとする。

【海上災害に係る情報通信連絡系統図】



2. 広報

海難発生時の広報は「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」に定めるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、ひやま漁業協同組合、江差海上保安署、北海道運輸局函館運輸支局、檜山振興局、江差警察署、江差町、江差消防署

(2) 実施事項

ア. 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ. 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車や遠隔吹鳴システム、広報板の利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

町長は、海難が発生し又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4. 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、漁業協同組合・水難救難所の協力を得て、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

### 5. 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章第9節 救助救出計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

#### (1) 救助救出実施機関

江差海上保安署、江差警察署、江差町、ひやま漁業協同組合、(公社)北海道海難防止・水難救済センター

#### (2) 江差海上保安署（海上保安庁法第5条）

- ア. 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変、その他救済を必要とする場合の救助に関すること。
- イ. 船舶交通の障害の除去に関すること。
- ウ. 海上保安部以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。
- エ. 警察庁及び都道府県警察・税関・検疫所・その他関係行政庁との間における協力・共助及び連絡に関すること。

#### (3) 江差警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の業務について町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

#### (4) 江差町（基本法第62条・水難救護法第6条）

町は、関係機関と密接な連絡のもとに次の業務を実施する。

- ア. 遭難船舶を認知した際は、江差海上保安署及び江差警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- イ. 救難のため必要があるときは、住民を招集し船舶・車・その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

#### (5) ひやま漁業協同組合

常時、所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、関係機関に対する連絡に当たるものとする。

#### (6) (社) 北海道海難防止・水難救済センター

江差海上保安署長及び町長から要請があった場合、又は自らが海難を認知した場合は、関係機関の実施する海難による人命・船舶及び積荷の救済に協力すること。

### 6. 消防活動

領海内における船舶等の火災は、「江差海上保安署と檜山広域行政組合消防本部との船舶消火に関する業務協定書」の締結に基づき、円滑な消火活動を行うものとする。

### 7. 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 8. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索並びに遺体の収容・埋葬等については、「第5章第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 9. 交通規制

海難発生時における交通規制については、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 10. 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により実施するものとする。

### 11. 広域応援

町及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

## II 流出油等対策計画

### 第1 基本方針

船舶の衝突・乗揚・転覆・火災・爆発・浸水・機関故障等の海難事故により、船舶からの油等の大量流失等による著しい海洋汚染・火災・爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策は、本計画に定めるところによる。

## 第2 災害予防対策

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

### 1. 関係行政機関共通事項（北海道開発局函館開発建設部・江差海上保安署・北海道運輸局函館運輸支局・檜山振興局・江差警察署・江差町・江差消防署）

- (1) 迅速かつ的確な災害情報収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- (4) 災害発生時における応急活動に関し、平常時から江差海上保安署を事務局とする「檜山南部沿岸排出油等防除協議会」会員相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出に備え、消防艇・化学消化剤・油処理剤・オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防火訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

### 2. 各行政機関の個別の実施事項

#### (1) 北海道開発局函館開発建設部

港湾及び航路の直轄工事の計画・施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮する。

#### (2) 江差海上保安署

ア. 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防火関係資料の収集及び調査研究を行う。

- (ア) 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
- (イ) 港湾状況（特に避難港・避舶地・危険物の荷役場所・貯木場・はしけ溜まり等の状況）
- (ウ) 防災施設・器材等の種類・分布の状況等、救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船・サルベージ・消火及び油除去作業・潜水作業等）

イ. 北海道沿岸海域排出油等防除計画の普及及び流出油の防除に関する檜山南部沿岸排出油等防除協議会の育成強化

ウ. 防災に関し関係機関・報道機関等と緊密な連絡を取り、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。

- (ア) 海難防止運動・防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防止参考資料の配布等
- (イ) 在港船舶に対する訪船指導

エ. 海事関係法令違反は海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底

を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り海難の未然防止に努める。

(ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行

(イ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法・船員法等乗組員に関する法令の遵守

(ウ) 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

### (3) 檜山振興局

ア. 町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。

イ. 町の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。

ウ. 町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。

### (4) 江差町・江差消防署

ア. 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材・けい船柱）等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。

イ. 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。

ウ. 船舶所有者等・ひやま漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。

(ア) 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。

(イ) 消火器具の配備

(ウ) 油流出事故の予防対策及び化学消火剤等の配備

(エ) 立入禁止・火気厳禁の標示の徹底

エ. 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について、関係機関と相互に交換する。

### (5) 船舶所有者等・ひやま漁業協同組合

ア. 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ. 災害時の油等の大量流出に備え、化学消化剤・油処理剤・オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるものとする。

エ. 関係機関と相互に連携して実践的な防火訓練を実施し、災害発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

## 第3 災害応急対策

海難事故により海上流出等をした油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その船舶所有者等（原因者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは、対応ができないときは、江差海上保安署をはじめとする「檜山南部沿岸排出油等防除協議会」の関係機関等が、本計画に定めるもののほか、「流出油事故災害対応マニュアル」に基づいて実施する。

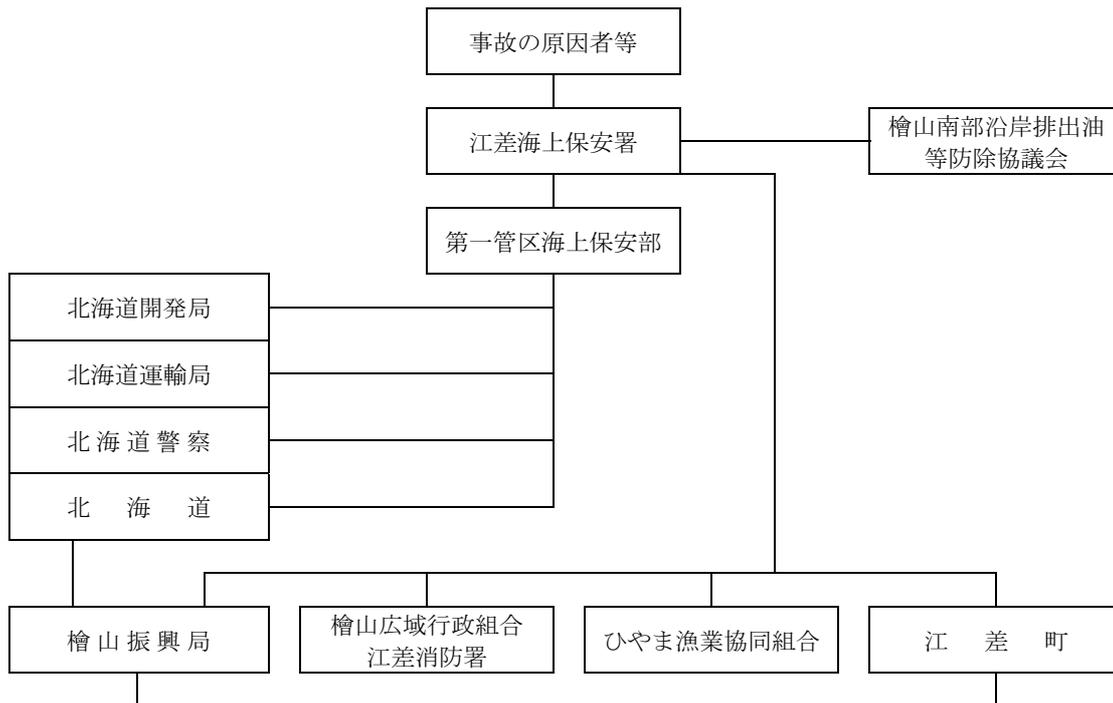
### 1. 情報通信

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

#### (1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

【油等流出事故情報連絡系統図】



#### (2) 実施事項

関係機関は、情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化・応急対策の調整等を行うものとする。

### 2. 災害広報

油等大量流出事故災害の広報は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるもののほか、次により実施する。

#### (1) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- ア. 油等大量流出事故災害の状況
- イ. 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ. 海上輸送復旧の見通し
- エ. 避難の必要性等、地域に与える影響

オ. その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

檜山振興局長・町長・防災関係機関の長は、油等大量流出事故災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。また、関係機関は円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4. 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

#### (1) 事故の原因者等

速やかに江差海上保安署に通報するとともに、油等が流出した場合は、汚染の拡大を防ぎ、引き続き流出を止め、除去し、又は油等が流出するおそれがあるときは、流出を防止する等の防除活動を実施しなければならない。

#### (2) 江差海上保安署

ア. 巡視船艇・航空機又は海上保安庁機動防除隊により流出油等の汚染拡散範囲及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ. 周辺海域の警戒を行い、必要に応じて船舶交通の整理、指導又は制限の措置を講ずる。特に必要が認められるときは、区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

ウ. 防除活動等の必要な措置を行うべき事故原因者等の防除措置義務者の対応が不十分なときは、指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認めるときは、巡視船艇等により応急の防除措置を講じる。

エ. 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

オ. 排出油の防除に関する協議会等関係機関に対し、必要な資機材の確保及びそれぞれの立場に応じた防除活動や協議会相互の連携ができるように調整を行う。

カ. 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

キ. 第一管区海上保安本部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油・有害液体物質・廃棄物・その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈没し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

#### (3) 函館開発建設部

流出油等の海岸等への漂着に対処するため、ヘリコプター等による流出油の情報収集及び関係機関への情報提供並びに必要なに応じ、関係市町村に必要な防除資機材の応援措置を講ずるものとする。

また、国土交通省が保有する大型油回収船の出動に当たり、必要な調整を行う。

#### (4) 江差町・北海道

- ア. 北海道は、ヘリコプター等による流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともに、その情報を関係機関へ提供するものとする。
- イ. 油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

#### (5) 江差警察署

- ア. 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機・警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
- イ. 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導・立入禁止区域警戒・交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出油等の防除活動への協力を行うものとする。その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配慮するものとする。

### 5. 消防活動

油流出等の海上火災等発生時における消防活動は次により実施するものとする。

- (1) 江差海上保安署は、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて町(消防機関)に協力を要請するものとする。
- (2) 町及び江差消防署は、火災状況等の情報収集に努め、江差海上保安署の消火活動に協力するものとする。

### 6. 避難措置

流出油等による火災・爆発等により住民の生命及び身体の安全・保護を図るため必要がある場合は「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 7. 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

### 8. 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請について、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

- (1) 海上保安庁長官等法令で定める者は、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。
- (2) 要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

## 9. 広域応援

町及び江差消防署は、流出油等事故災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、北海道及び国へ応援を要請するものとする。

## 10. 危険物関係施設管理者及び水難救難所の協力

危険物関係施設管理者及び（社）北海道漁船海難防止・水難救済センターは、流出油防災対策上関係機関から要請があった場合は、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

## 11. 防災ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となり、それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については「第5章第31節 災害ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

## 12. その他、流出油等の防除活動に必要な措置

このほかに、とるべき応急対策は、「本章第1節 海上災害対策計画」の定めるところにより実施する。

## 第2節 道路災害対策計画

### 第1 基本方針

道路構造物の被災又は車輛の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び関係機関が実施する各種の予防・応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

道路管理者及び江差警察署等の関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

#### 1. 実施事項

##### (1) 道路管理者

- ア. トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現状の把握に努めるとともに、異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を講ずるため、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- イ. 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- ウ. 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- エ. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアル作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ. 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達・活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。
- カ. 道路災害時に、施設・設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。
- キ. 道路利用者に対して、道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ク. 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

##### (2) 江差警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

### 第3 災害応急対策

#### 1. 情報通信

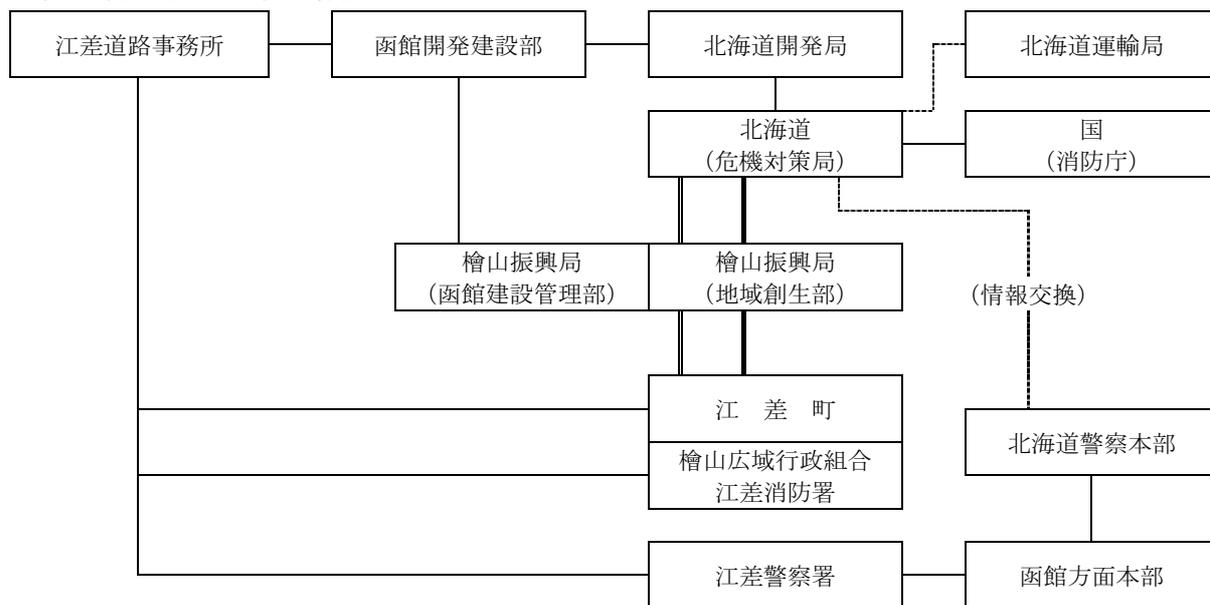
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

##### (1) 情報連絡系統

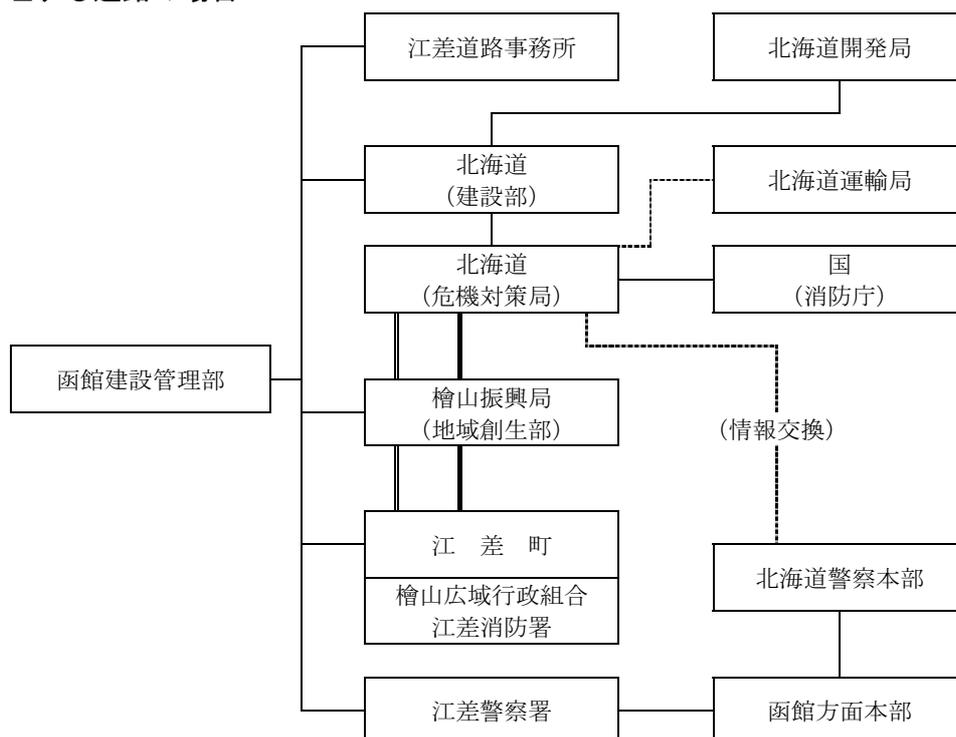
道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

#### 【情報通信連絡系統図】

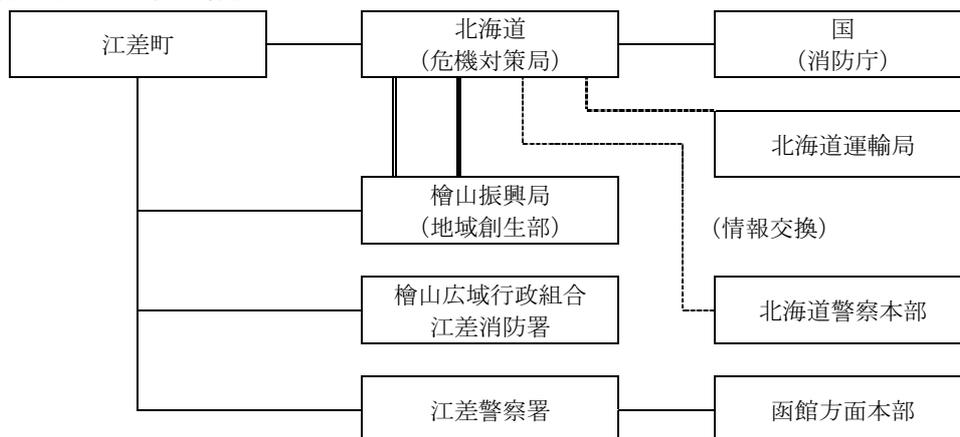
##### ア. 国の管理する道路の場合



##### イ. 道の管理する道路の場合



ウ. 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア. 災害発生時に直ちに災害通信連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対する広報は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次の事項について実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

- ア. 道路災害の状況
- イ. 家族等の安否情報
- ウ. 医療機関等の情報
- エ. 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ. その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア. 道路災害の状況
- イ. 被災者の安否情報
- ウ. 医療機関等の情報
- エ. 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ. 道路輸送復旧の見通し
- カ. 避難の必要性等、地域に与える影響

キ. その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

町長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、「第5章第9節 救助救出計画」の定めるところによる。

### 5. 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、「第5章第10節 医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

### 6. 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

#### (1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

#### (2) 消防機関

ア. 消防機関（江差消防署）は、「第4章第11節 消防計画」に基づき、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、消防活動を迅速に実施ものとする。

イ. 消防機関（江差消防署）の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

### 7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

行方不明者の捜索及び遺体の収容・埋葬等については、「第5章第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

### 8. 交通規制

道路災害時における交通規制については、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

#### (1) 江差警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

#### (2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な交通規制を行うものとする。

### 9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合は、「本章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

### 10. 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

### 11. 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関・他の市町村及び北海道等に対して応援を要請するものとする。

## 第3 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、次の事項に留意し迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

1. 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
2. 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人的応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
3. 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
4. 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努めるものとする。

## 第3節 危険物等災害対策計画

### 第1 基本方針

危険物（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩・流出・火災・爆発等により、死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防火関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「本章第1節 海上災害対策計画：2. 流出油等対策計画」の定めるところによる。

### 第2 危険物の定義

#### 1. 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの。《例：石油類（ガソリン・灯油・軽油・重油）など》

#### 2. 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの。《例：火薬・爆薬・火工品（工業雷管・電気雷管等）など》

#### 3. 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの。《例：液化石油ガス（LPG）・アセチレン・アンモニアなど》

#### 4. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの。《例：毒物（シアン化水素・シアン化ナトリウム等）・劇物（ホルムアルデヒド・塩素等）など》

#### 5. 放射性物質

放射性同位元素・核燃料物質・核原料物資を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等により、それぞれ規定されている。

### 第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物の貯蔵・取り扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

#### 1. 危険物等災害予防

##### （1）事業者

ア. 消防法の定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対

する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ. 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

### (2) 北海道（檜山振興局）・江差消防署

ア. 消防法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

### (3) 江差警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

## 2. 火薬類災害予防

### (1) 事業者

ア. 火薬類取締法の定める設置基準・保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官等に届け出るとともに北海道に報告するものとする。

### (2) 北海道産業保安監督部

ア. 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ. 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ. 事業者の予防対策について監督・指導するものとする。

### (3) 北海道（檜山振興局）

ア. 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安委員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ. 事業者の自主保安体制の確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選定等について指導するものとする。

#### (4) 江差警察署

ア. 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。また、必要と認められるときは、北海道（檜山振興局）・北海道産業保安監督部に対して必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ. 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時・通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ. 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

#### (5) 江差消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理について指導するほか、防火管理者等による自主保安体制の確立、並びに危険物等事業所間の協力体制の確立等について適切を指導するものとする。

### 3. 高圧ガス災害予防

#### (1) 事業者

ア. 高圧ガス保安法の定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安総括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官等に届け出るものとする。

#### (2) 北海道産業保安監督部

ア. 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の予防対策について監督、指導する。

#### (3) 北海道（檜山振興局）

ア. 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査・立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ. 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに北海道公安員会に通報する等、関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

**(4) 江差警察署**

ア. 人の生命・身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ. 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したときの届出があったときは速やかに知事に通報するものとする。

**(5) 江差消防署**

火災予防上の観点から事業所及び販売店の実態を把握し、消防施設等の保守管理について指導するほか、放火管理者等による自主保安体制の確立並びに危険物等事業所間の協力体制についての確立を指導するものとする。

**4. 毒物・劇物災害予防****(1) 事業者**

ア. 毒物及び劇物取締法の定める設置基準・保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 毒劇物が飛散する等により、不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を檜山振興局保健環境部保健行政室・江差警察署又は江差消防署に届け出るとともに、必要な応急措置を講じるものとする。

**(2) 檜山振興局保健環境部保健行政室**

ア. 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ. 事業者の自主保安体制確立を図るため、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

**(3) 江差警察署**

必要に応じ、毒物及び劇物の保管状態、自主保安体制等の事業者の実態を把握するとともに資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

**(4) 江差消防署**

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等について適切な指導を行うものとする。

**5. 放射性物質災害予防****(1) 事業者**

ア. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準・保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ. 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣・消防署等関係機関へ通報するものとする。

**(2) 江差消防署**

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

**(3) 江差警察署**

ア. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ. 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合に、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時・経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

**6. 危険物施設等の現況**

江差町における危険物等の施設状況は次のとおりである。

**町内別危険物施設**

(令和5年2月1日現在)

区分 町内別	製造所	貯蔵所						取扱所			合計
		屋内	屋外 タンク	屋内 タンク	地下 タンク	移動 タンク	屋外	一般	給油	小口 替	
豊川町											
中歌町					1				1		2
姥神町			1		5	3		2	3		14
橋本町					1	1		1			3
新地町						1					1
茂尻町					2					1	3
陣屋町					1						1
津花町						1					1
南浜町											0
円山					1						1
東山			2					1	1		4
砂川			2			2		1	2		7
尾山町					2						2
田沢町					1						1
伏木戸町					4			1	1		6
柳崎町			1		1			1			3
水堀町					2						2
合計			6		21	8		8	8	1	51

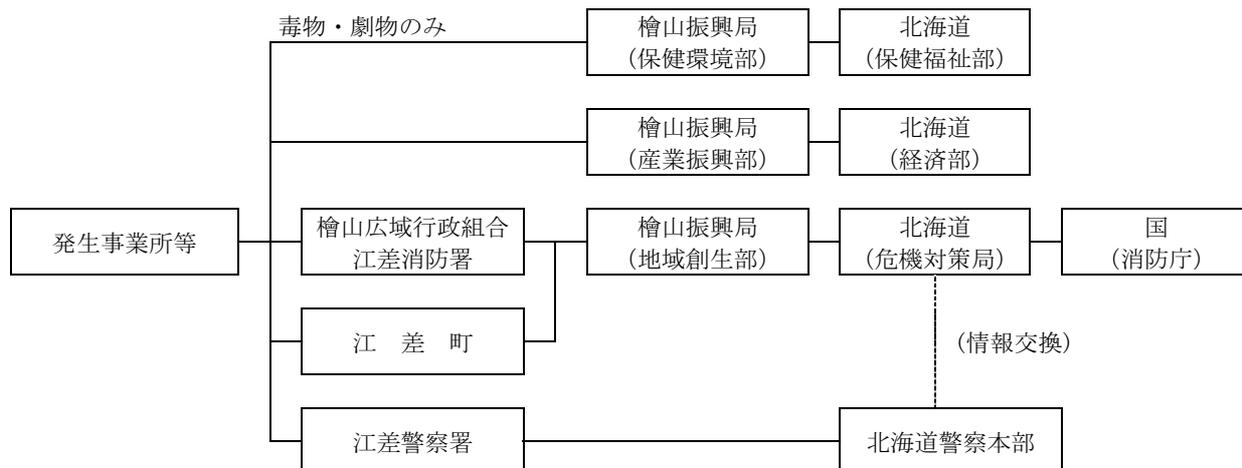
**第4 災害応急対策****1. 情報通信**

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

**(1) 情報通信連絡系統**

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。

【情報通信連絡系統図】



(2) 実施事項

- ア. 関係機関は、災害発生時において直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族・地域住民等に対して行う広報は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法・火薬類取締法・高圧ガス保安法・毒物及び劇物取締法・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

- ア. 被災者の家族等への広報
  - 関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。
  - (ア) 災害の状況
  - (イ) 家族等の安否情報
  - (ウ) 危険物等の種類・性状など人体・環境に与える影響
  - (エ) 医療機関等の情報
  - (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
  - (カ) その他必要な事項
- イ. 地域住民等への広報
  - 関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や遠隔吹鳴システムの利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類・性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

町長は、危険物等災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4. 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

#### (1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

#### (2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

### 5. 消火活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

#### (1) 事業者

消防機関（江差消防署）の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

#### (2) 江差消防署

ア. 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等を活用し、危険物の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ. 職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

### 6. 避難及び救出活動等

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」及び「第9節 救助救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難及び救出措置を講ずるものとする。

また、「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施し、「第5章第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施するものとする。

#### 7. 交通規制

江差警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

#### 8. 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

#### 9. 広域応援

町及び江差消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

## 第4節 大規模な火事災害対策計画

### 第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防・応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

### 第2 災害予防

町（江差消防署含む）は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、次に掲げる予防対策を実施するものとする。

#### 1. 大規模な火事災害に強い町づくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2. 火災発生・被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

#### 3. 予防査察の実施

多数の人が出入りする旅館・ホテル・病院・事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進・保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

#### 4. 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

#### 5. 防火思想の普及及び自主防災組織の育成強化

年2回（春・秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて各種広報活動を行い、住民の防火思想の普及・高揚を図るとともに、高齢者宅に対する防火訪問の実施など災害時の要配慮者対策等に十分配慮する。また、地域の自主防災組織・婦人消防クラブ等の防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

#### 6. 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備や海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

### 7. 消防体制の整備

消防団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

### 8. 防火訓練の実施

関係機関や地域住民等と相互に連携して、実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順や関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練実施後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

### 9. 火災警報

町長は、檜山振興局長から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮して定めた火災警報発令条件となり、火災予防止危険であると認めるときは、消防法第22条の規定に基づく火災警報を発令することができる。

振興局名	火災警報発令条件
檜山振興局	[3月から10月まで] 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速10m/s以上のとき [11月から2月まで] 実効湿度60%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速15m/s以上のとき

## 第3 災害応急対策

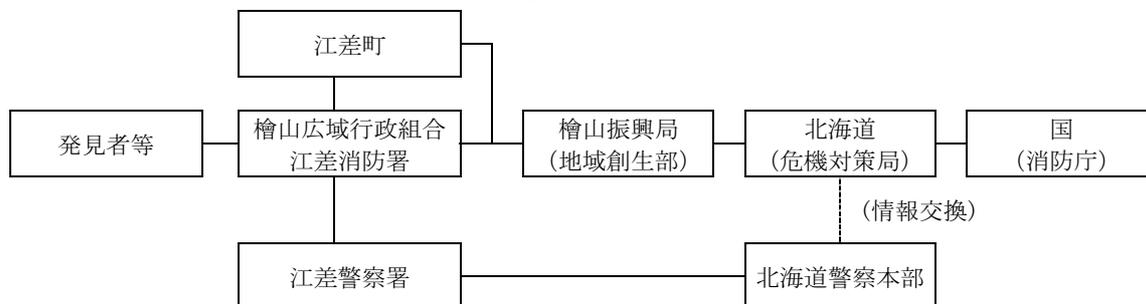
### 1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

#### (1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

【大規模火事災害に係る情報通信連絡系統図】



#### (2) 町及び関係機関の実施事項

- ア. 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ．相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調査等を行うものとする。

## 2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族・地域住民等に対して行う広報は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

### (1) 実施事項

#### ア．被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

#### イ．地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や遠隔吹鳴システムの利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

## 3. 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

## 4. 消防活動

人命の安全確保と延焼防止を基本として、「第4章第11節 消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握するものとする。
- (2) 避難場所・避難通路の確保、及び重要かつ危険度の高い場所・地域を優先しながら、活動を実施するものとする。
- (3) 消火・飛火警戒等においては、近隣住民・自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を行うものとする。

実施するものとする。

#### 5. 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

#### 6. 救助救出及び医療救護活動等

救助救出及び医療救護等については、「第5章第9節 救助救出計画」及び「第5章第10節 医療救護計画」定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとし、「第5章第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬等を実施するものとする。

#### 7. 交通規制

江差警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

#### 8. 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

#### 9. 広域応援

町及び江差消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施することができない場合には、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

### 第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の崩壊又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町及び北海道は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第8章 災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

## 第5節 林野火災対策計画

### 第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防・応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 予防対策

#### 1. 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、国・道・町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

#### (1) 檜山森林管理署・北海道（檜山振興局・檜山振興局森林室）・江差町

##### ア. 一般入林者対策

山菜採り・魚釣・登山・ハイキング等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ・たき火の不始末による出火の危険性について、新聞・テレビ・ラジオ等の報道媒体のほか、標語・ポスター・広報誌・看板・標識・ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。
- (ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

##### イ. 火入れ対策

林野火災危険期間（概ね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 森林法（昭和26年法律第249号）及び江差町林野火入れに関する条例（昭和59年条例第28号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し許可附帯条件を遵守させる。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ・害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

##### ウ. 消火資機材等の整備

地域に適合した消火資機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検に努めるものとし、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

#### (2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防止するため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

ア. 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ. 巡視員の配置

- ウ. 無断入林者に対する指導
- エ. 火入れに対する安全対策の確立

**(3) 林内事業者**

林内において、森林施業・道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため森林所有者と協議し、特に次の事項に留意のうえ適切な予防対策を講ずるものとする。

- ア. 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置
- イ. 火気責任者の指定する喫煙所の設置、標識及び消火設備の完備
- ウ. 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

**(4) 森林愛護組合の協力**

森林愛護組合は、部内における山火事予消防思想の普及啓発、火入れの場合の具体的指導について、その体制をとること。

**(5) 自衛隊**

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じるものとする。

- ア. 演習地出入者に対する防火啓発
- イ. 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- ウ. 危険区域の標示
- エ. 防火線の設定
- オ. 巡視員の配置

**(6) バス等運送業者**

バス等運送業者は、危険期間中、乗客・乗員のタバコの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- ア. 路線の巡視
- イ. ポスター掲示等による広報活動
- ウ. 林野火災の巡視における用地の通行
- エ. 緊急時における専用電話の利用

**2. 江差町林野火災予消防対策協議会**

林野火災の予消防対策を推進するため、江差町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡・情報交換・計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

**(1) 実施機関**

江差町、檜山森林管理署

**(2) 協力機関**

檜山振興局、檜山振興局森林室、江差警察署、檜山南部森林組合、檜山広域行政組合江差消防署、江差町消防団、新函館農業協同組合江差支店、鯉川造成組合、鯉川共農生産森林組合、小黒部山林牧場生産森林組合、各森林愛護組合、各報道機関、自然保護監視員、森林保

全推進員

### 3. 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により、警報・注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

#### (1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により函館地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

##### ア. 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予防、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

##### イ. 消防法に基づく火災気象通報

#### 火災気象通報の種類及び発表基準

[種類]

火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき函館地方気象台が行う。
林野火災気象通報	林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行うものとする。

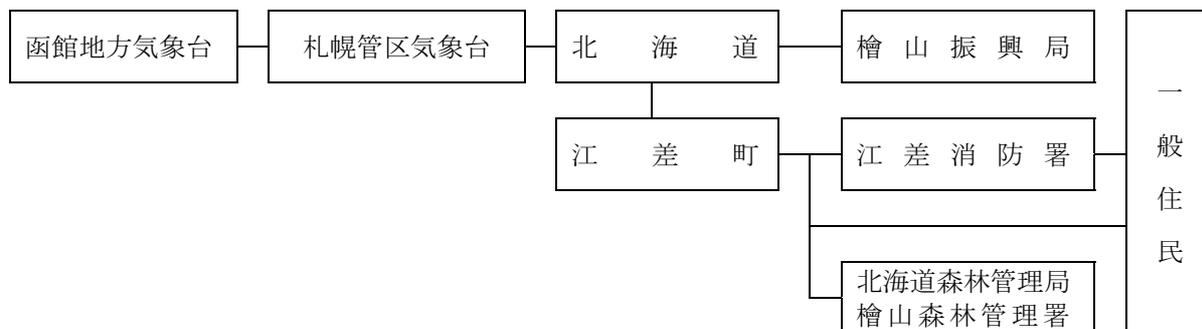
[発表基準]

発表官署	地域名 (二次細分区域名)	通報基準
函館地方気象台	江差町	「乾燥注意報」(実効湿度65%以下で最小湿度35%以下の場)及び「強風注意報」(平均風速で陸上13m/s以上が予想される場合)の基準と同一とする。 ただし、海上を対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。

## (2) 伝達系統

林野火災予防に万全を期するため、気象情報を的確に把握し、遠隔吹鳴システム・広報車・電話等を利用し、各関係機関に通報するものとする。

函館地方気象台から発表された火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。



## (3) 町の措置

町が通報を受けたときは、通報内容及びとるべき予防対策等を、江差消防署・檜山森林管理署・檜山振興局（森林室）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。また、町長は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令することとする。

## 4. 林野火災予防思想の普及啓発

住民への林野火災予防思想の普及啓発は、関係機関の協力を得て次により行う。

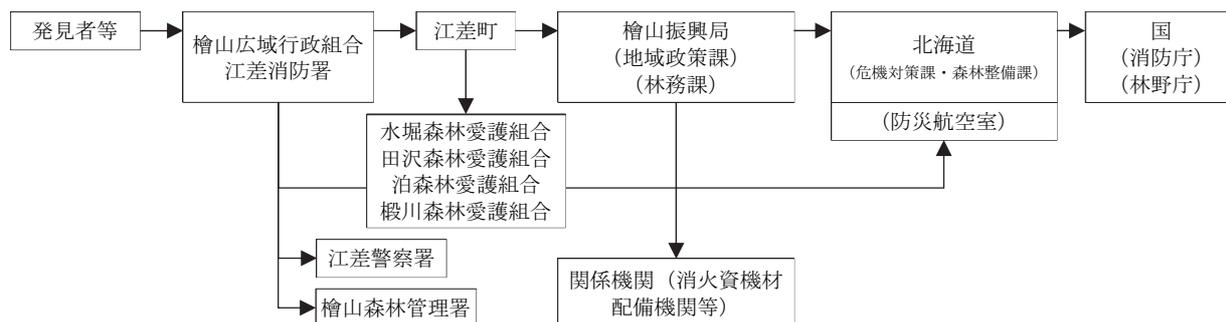
- (1) 消防遠隔吹鳴システムによる普及啓発
- (2) 広報車・広報紙等による普及啓発
- (3) ポスターの張付、立看板の設置による普及啓発
- (4) チラシの配布による普及啓発
- (5) 森林愛護組合・巡視人の協力による普及啓発
- (6) 小中学校児童生徒の作品による普及啓発

## 第3 災害応急対策

### 1. 情報通信

#### (1) 情報通信系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



## (2) 町及び関係機関の実施事項

- ア. 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認・共有化・応急対策の調整等を行うものとする。
- エ. 町及び檜山振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

## 2. 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族・地域住民等に対して行う広報は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

### (1) 実施事項

#### ア. 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) その他必要な事項

#### イ. 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車や遠隔吹鳴システムの利用等により、次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(カ) その他必要な事項

### 3. 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害応急対策を円滑に実施するため、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。なお、関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

### 4. 消防活動

人命の安全確保と延焼防止を基本として、「第4章第11節 消防計画」の定めによるほか、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、又は林野火災が広域化する場合には、「第5章第8節 ヘリコプター活用計画」の定めるところにより、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

### 5. 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

### 6. 交通規制

江差警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

### 7. 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

### 8. 広域応援

町及び江差消防署は、災害の規模によりそれぞれ単独で十分な災害応急対策を実施することができない場合には、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

## 第6節 大規模停電災害対策計画

### 第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

### 第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

#### 1 実施事項

##### (1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、災害予防措置を講ずるものとする。
- イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により、電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携して防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

##### (2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

##### (3) 北海道産業保安監督部

- ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

##### (4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

##### (5) 防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 住民に対し、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関と

の連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。  
 オ 関係機関と相互に連携し、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

**(6) 病院等の重要施設**

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

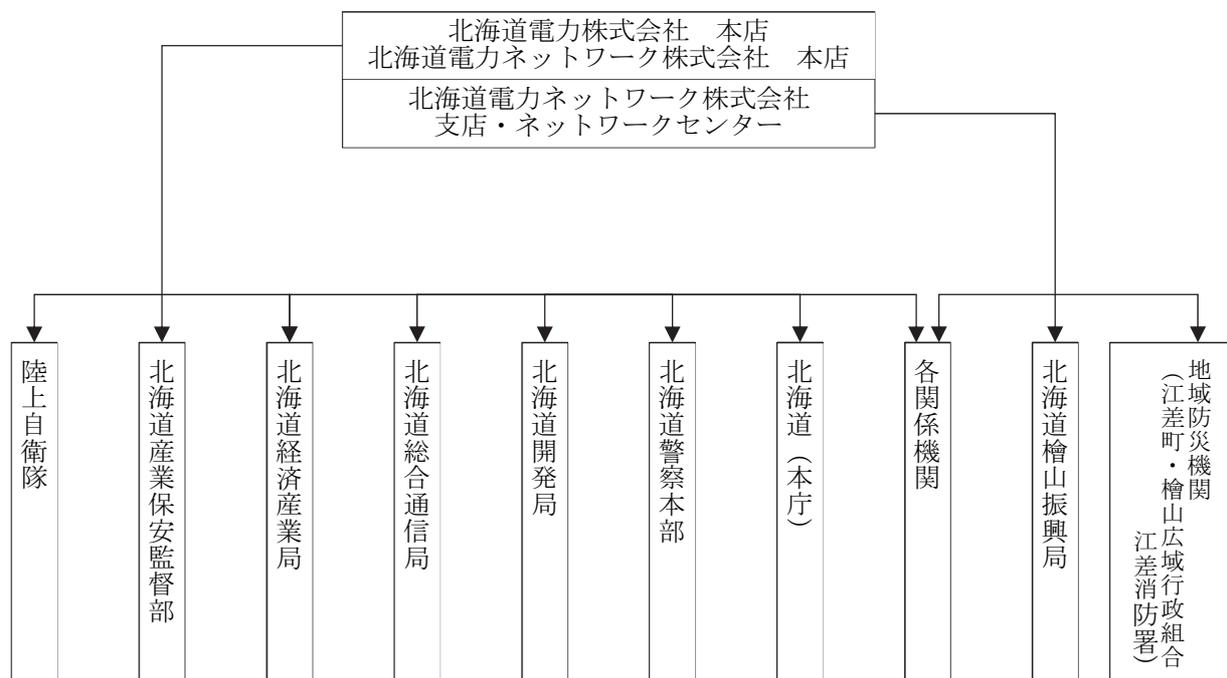
**第3 災害応急対策**

**1 情報通信**

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次によって実施するものとする。

**(1) 情報通信連絡系統**

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道及び江差町の管理職によるホットラインを設置

**(2) 実施事項**

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。  
 イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

## 2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することによって混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、「第5章第3節 災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次によって実施するものとする。

### (1) 実施機関

江差町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

### (2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

## 3 応急活動体制

### (1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じ、「第3章第1節 組織計画」の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

### (2) 道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

### (3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

### (4) 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

## 4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次によって実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

## 5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところにより、実施する。

## 6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

### (1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

### (2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化を図るほか、除雪や凍結防止剤の散布により通行を確保するなど、必要に応じた維持管理を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

## 7 避難所対策

大規模停電災害により、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、「第5章第4節 避難対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

## 8 応急電力対策

### (1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

### (2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じ、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

## 9 給水対策

町（水道事業管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じ、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対して応援を要請するものとする。

## 10 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、「第5章第18節 石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

## 11 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

## 12 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要がある場合には、「第5章第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、檜山振興局長に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

## 13 広域応援

町及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第7節 広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び北海道へ応援を要請するものとする。

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず必要な改良復旧を行うなど、将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を充分検討して計画し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

併せて、災害に伴って生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

#### 第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

#### 第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア. 河川
- イ. 海岸
- ウ. 砂防設備
- エ. 林地荒廃防止施設
- オ. 地すべり防止施設
- カ. 急傾斜地崩壊防止施設
- キ. 道路
- ク. 港湾
- ケ. 漁港
- コ. 下水道
- サ. 公園

##### (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他災害復旧事業計画

### 第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。なお、事業別の国庫負担及び補助率は、概ね資料6-1のとおりである。

#### 資料6-1 事業別国庫負担等一覧

### 第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

## 第2節 被災者援護計画

### 第1 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、江差町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によって実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

### 第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

#### 1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、江差町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利

用することができる。

- (4) 町長は、必要に応じ、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

## 2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報をその保有に当たって、特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し又は提供することができる。
- ア. 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - イ. 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
  - ウ. 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。
- ア. 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - イ. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
  - ウ. 提供を受けようとする台帳情報の範囲
  - エ. 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
  - オ. その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき、又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより、知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の1の(2)のス）を含めないものとする。

## 第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を期すため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））

- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援